

1 本会議審議経過表

○平成五年九月十七日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第 一 議席の指定

議長は、議員の議席を指定した。

休憩 午前十時二分

再開 午後一時一分

日程第 二 会期の件

右の件は、九十日間とすることに決した。

散会 午後一時二分

○平成五年九月二十一日 火曜日

開会 午前十時一分

特別委員会設置の件

右の件は、議長発議により、科学技術振興に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る科学技術特別委員会、公害及び環境保全に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る環境特別委員会、災害に関する諸問題を調査しその対策樹立に資するため委員二十名から成る災害対策特別委員会、沖縄及

備

考

九・一七 衆議院会期議決

(九〇日間)

九・二一 開会式

び北方問題に関する対策樹立に資するため委員二十名から成る沖縄及び北方問題に関する特別委員会を設置することに全会一致をもって決し、政治改革に関する調査のため委員三十五名から成る政治改革に関する特別委員会、国会等の移転に関する調査を行うため委員十名から成る国会等の移転に関する特別委員会、地方分権の推進に関する調査のため委員二十名から成る地方分権に関する特別委員会、規制緩和に関する調査のため委員二十五名から成る規制緩和に関する特別委員会を設置することに決し、議長は、特別委員を指名した。

裁判官訴追委員予備員辞任の件

右の件は、星野朋市君の辞任を許可することに決した。

裁判官訴追委員予備員の選挙

右の選挙は、その手続を省略して議長の指名によること及び裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は議長に一任することに決し、議長は、武田邦太郎君を指名した。また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、第二順位の大脇雅子君を第一順位に、第三順位の荒木清寛君を第二順位に、第五順位の磯村修君を第三順位に、武田邦太郎君を第四順位に、第四順位の有働正治君を第五順位とした。

休憩 午前十時五分

再開 午後四時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、公害健康被害補償不服審査会委員に入山文郎君、電波監理審議会委員に猪瀬博君を任命したことを全会一致をもって承認又は同意することに決し、電波監理審議会

委員に佐藤昭一君を任命したことに同意することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

細川内閣総理大臣は、所信について演説をした。

国務大臣の演説に対する質疑は、延期することに決した。

散会 午後四時二十六分

○平成五年九月二十四日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 国務大臣の演説に関する件(第二日)

大河原太一郎君は、質疑をした。

休憩 午前十一時三十六分

再開 午後一時一分

休憩前に引き続き、鈴木和美君、鶴岡洋君、吉田之久君、立木洋君、片山虎之助君は、

それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後五時十分

(衆議院)

九・二二 国務大臣の演説

二二 演説に対する質疑

九・二五～二八 内閣総理大臣の海

外出張(国連総会)

(予算委員会)

衆議院 一〇・一、四、五、六

参議院 一〇・一、七、八、一二

○平成五年十月二十九日 金曜日

開会 午前十時一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、中央社会保険医療協議会委員に工藤敦夫君を任命することに同意することに決した。

日程第一 民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案（大蔵委員長提出）

右の議案は、大蔵委員長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時五分

○平成五年十一月五日 金曜日

開会 午前十時一分

日程第一 みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第二 航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結につ

いて承認を求めるの件（衆議院送付）

右の三件は、外務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって承認することに決した。

日程第四 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

日程第五 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（厚生委員長提出）

右の議案は、厚生委員長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

日程第六 行政手続法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第七 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第八 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第九 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第一〇 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の五案は、内閣委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第六乃至第八は全会一致をもって可決、日程第九及び第一〇は可決された。

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、法務委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、日程に追加し、議院運営委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時二十四分

○平成五年十一月十二日 金曜日

開会 午前十時一分

北海道開発審議会委員の選挙

右の選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、峰崎直樹君を指名した。

日程第一 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案（内閣提出、衆議院送付）

右の議案は、商工委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

日程第二 環境基本法案（内閣提出、衆議院送付）

日程第三 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案は、環境特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午前十時九分

○平成五年十一月二十六日 金曜日

開会 午前十時一分

元議員野坂参三君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長発議により院議をもって弔詞をささげることに関し、議長は、弔詞を朗読した。

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第三号）、政党助成法案、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第三号）、政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第四号）及び法人税法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

右は、日程に追加し、佐藤自治大臣、本院議員橋本敦君から順次趣旨説明があった後、坂野重信君が質疑をした。

休憩 午後零時二分

再開 午後一時十二分

休憩前に引き続き、久世公堯君、上野雄文君、上田耕一郎君がそれぞれ質疑をした。

日程第一 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案（衆議院提出）

右の議案は、厚生委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後三時四十九分

○平成五年十一月三十日 火曜日

開会 午後三時三十一分

国家公務員等の任命に関する件

右の件は、原子力安全委員会委員に佐藤一男君、住田健二君、内藤奎爾君、科学技術会議議員に熊谷信昭君、公正取引委員会委員に植松敏君、公害健康被害補償不服審査会委員に入山文郎君、中央更生保護審査会委員に梅田晴亮君、堀雄君、社会保険審査会委員に古賀章介君、三橋昭男君、漁港審議会委員に齋藤禮次郎君、日本放送協会経営委員会委員に草柳大蔵君、中村紀伊君、中村桂子君、労働保険審査会委員に加藤繁夫君、川西

利興君を任命することに全会一致をもって同意することに決し、科学技術会議議員に大澤弘之君、公害健康被害補償不服審査会委員に加藤陸美君、運輸審議会委員に石山陽君、航空事故調査委員会委員に小林哲一君、日本放送協会経営委員会委員に松山公一君を任命することに同意することに決した。

日程第一 国務大臣の演説に関する件

藤井大蔵大臣は、財政について演説をした。

右に対し、岩崎純三君、風間昶君、林紀子君、斎藤文夫君は、それぞれ質疑をした。

議長は、質疑が終了したことを告げた。

散会 午後六時十四分

○平成五年十二月十四日 火曜日

開会 午後零時一分

議長は、新たに当選した議員溝手顕正君を議院に紹介した後、同君を運輸委員に指名した。

日程第一 国務大臣の報告に関する件（ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉について）

右の件は、畑農林水産大臣から報告があった後、北修二君、青木幹雄君、林紀子君がそれぞれ質疑をした。

歯科技工法の一部を改正する法律案（厚生委員長提出）

（衆議院）

一一・三〇 国務大臣の演説（財政）及び演説に対する質疑

（衆議院）

一一・三一 ガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉についての報告及び報告に対する質疑

右の議案は、日程に追加し、厚生委員長から趣旨説明があった後、全会一致をもって可決された。

散会 午後一時三十二分

○平成五年十二月十五日 水曜日

開会 午後十一時三十一分

平成五年度一般会計補正予算（第2号）

平成五年度特別会計補正予算（特第2号）

平成五年度政府関係機関補正予算（機第2号）

右の三案は、日程に追加し、予算委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があって、討論の後、可決された。

日程第一 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案（衆議院提出）

地方交付税法等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

右の両案（第二の議案は日程に追加）は、地方行政委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、日程第一は全会一致をもって可決、日程追加の第二の議案は可決された。

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（内閣

（衆議院議決）

一一・八 平成五年度一般会計補正予

算（第2号）

平成五年度特別会計補正予

算（特第2号）

平成五年度政府関係機関補正

予算（機第2号）

提出、衆議院送付)

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

右の両案は、日程に追加し、大蔵委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、可決された。

散会 午後十一時五十四分

○平成六年一月二十一日 金曜日

開会 午後三時一分

元内閣総理大臣田中角榮君逝去につき哀悼の件

右の件は、議長からすでに弔詞をささげた旨報告し、その弔詞を朗読した。

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(内閣提出、衆議院送付)

日程第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 政党助成法案(内閣提出、衆議院送付)

右の四案は、政治改革に関する特別委員長から委員会審査の経過及び結果の報告があった後、討論の後、記名投票をもって採決の結果、賛成一一八、反対一三〇にて否決された。

散会 午後四時十九分

一一・一五 衆議院会期延長議決

(四五日間)

公職選挙法の一部を改正する法律案

(關法第一号)

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案

(關法第二号)

政治資金規正法の一部を改正する法律案

(關法第三号)

政党助成法案(關法第四号)

〔衆議院政治改革に関する調査特別委員会〕

一一・一六

可決

〔衆議院本会議〕

一一・一八

可決

○平成六年一月二十六日 水曜日

開会 午後一時四十一分

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会の協議委員の選挙

右の選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、協議委員を指名した。

農林水産大臣畑英次郎君問責決議案（山本富雄君外二名発議）（委員会審査省略要求事件）

右の議案は、発議者要求のとおり委員会審査を省略し、日程に追加して議題とすることに決し、山本富雄君から趣旨説明があつて、討論の後、記名投票をもつて採決の結果、賛成一〇六、反対一三〇にて否決された。

休憩 午後二時四十分

再開するに至らなかつた。

○平成六年一月二十八日 金曜日

開会 午後一時一分

常任委員長辞任の件

右の件は、農林水産委員長石井一二二君の辞任を許可することに決した。

〔参議院政治改革に関する特別委員会〕

一・二〇 可決

〔参議院本会議〕

一・二二 否決

〔両院協議会〕

一・二九 成案を得る

公職選挙法の一部を改正する法律案
外三件両院協議会参議院協議委員

議長 平井卓志君

副議長 橋本敦君

坂野重信君

下稻葉耕吉君

下条進一郎君

関根則之君

松浦功君

村上正邦君

山本富雄君

青島幸男君

〔衆議院本会議〕

一・二九 成案可決

〔参議院本会議〕

一・二九 成案可決

常任委員長の選挙

右の選挙は、その手続を省略して議長の指名によることに決し、議長は、農林水産委員長に浦田勝君を指名した。

日程第一乃至第四〇の請願

地方分権の推進に関する請願（三件）

右の請願は、法務委員長外九委員長の報告を省略し、全会一致をもって各委員会決定のとおり採択することに決した。

休憩 午後一時三分

再開するに至らなかった。

○平成六年一月二十九日 土曜日

開会 午後五時三十一分

日程第一 公職選挙法の一部を改正する法律案両院協議会成案（衆議院送付）

日程第二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案両院協議会成案（衆議院送付）

日程第三 政治資金規正法の一部を改正する法律案両院協議会成案（衆議院送付）

日程第四 政党助成法案両院協議会成案（衆議院送付）

右の四案は、公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会参議院協議委員長平井卓志君から両院協議会の経過及び結果の報告があつて、討論の後、可決された。

議長は、今国会の議事を終了するに当たり挨拶をした。

散会 午後五時五十三分

2 国務大臣の演説

細川護熙内閣総理大臣（平成五年九月二十一日）

天皇皇后両陛下は、イタリア、ベルギー、ドイツ御訪問の旅を終えられ、去る九月十九日に無事御帰国になりました。今回の御訪問は欧州と我が国との長い友好親善の歴史に新たな一ページを加えるものであり、これによって国民相互間の交流がさらに深まることを確信いたしております。

国民の皆様方の熱い期待を担って連立政権が成立して以来、約一カ月半が経過をいたしました。この政権が真価を發揮して国民の皆様方の御負託にこたえていけるかどうかは、当面する国政上の課題に対して具体的成果を打ち出していけるかどうかにかかっており、まさにこれから我々にとっての正念場であると認識しているところでございます。

まず、我々がやらなければならないことは、政治への国民の信頼を回復することであることは申すまでもございませんが、経済の緊急状態への対処や、中長期的な経済社会構造の変革への着手、激動する国際情勢への対応など、適切に処理していかなければならない待ったなしの課題が控えております。このため、新政権といたしましては、政治改革、行政改革、経済改革の三つの改革を中心に国政の運営に取り組んでまいり所存でございます。

新政権の政策理念及びその目指す方向については、前回の特別国会において既に明らかにいたしましたところであり、今回は当面する諸課題に対する新政権としての対処の方針を申し述べ、国民の皆様方より一層の御理解と御協力をお願いいたしたいと存じます。

前国会における所信表明演説でも申し上げましたように、政治改革の実現は、本内閣にとってぜひともなし遂げなければならぬ最優先の課題であります。冷戦の終えんを契機に国際社会において旧来のシステムや価値観が音を立てて崩れ落ちていくという激動の中にあつて、毎年のように政治腐敗事件が世間を騒がせ、その対応に忙殺されている現在の国会の姿は、国民の政治不信を限界にまで高めているのみならず、我が国の国際的信用の失墜すら招きかねない状況であります。もはや政治改革に一日の猶予も許されず、政治改革を断行して新たな体制のもとで国際国家としての責任を果たし、国民生活の安定と向上のための政策展開に果敢に取り組んでいかなければなりません。

選挙制度改革を含めた抜本的な政治改革を断行するということは、政治活動の土台を大きく動かすものであるだけにさまざまな意見や利害の対立があることは当然のことです。しかしな

から、ここでまた政治がみずからの改革にしり込みするようなことであれば、政治への不信はいよいよ決定的なものになってしまふばかりか、政治へのあきらめや無関心がさらに広がりかねないことを我々すべての政治家がしっかりと自覚することが何よりも肝要であります。

政府は、今国会に、公職選挙法改正案、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案、政治資金規正法改正案、政党助成法案の四法案から成る政治改革法案を提出し、その成立に力を尽くしてまいり考えであります。国会におかれましても法案の早期成立に向けて実り多い御論議をいただきますようお願い申し上げる次第であります。

選挙制度いかによって議會制民主主義が形骸化したり機能不全に陥りかねないという意味において、選挙制度は言うまでもなく議會制民主主義の根幹をなすものであります。現行の中選挙区制のもとでは、いわゆる同士打ちが避けられず、選挙は必然的に政党間の政策論争というよりは候補者個人間の競争にならざるを得ないという要素を内在しており、これが政策課題に対する政治の対応を不十分なものとし、また、政治と金をめぐるさまざまな問題を生じさせる大きな要因となってきたことについては、これまでの国会論議を通じて既に共通の認識が得られているものと私は考えております。

また、この中選挙区制のもとで、長年にわたり政党間の勢力状況が固定化してきたことが政治における緊張感を失わせ、政策論議がなおざりにされるとともに政治腐敗の温床ともなってきたことを考えますならば、今こそ、現行中選挙区制を思い切って改革し、政策中心、政党中心の選挙制度を確立することが必要であります。

そこで、このたびの公職選挙法改正案では、小選挙区二百五十名、比例代表二百五十名の二票制による小選挙区比例代表並立制の導入を図ることとし、これによって国民の政権選択の意思が明確な形で示され、顔の見える小選挙区制の特性と多様な民意を国政に反映させるという比例代表制の特性とが相まって、より健全な議會制民主主義を実現できるものと期待する次第であります。なお、小選挙区の画定については、公正を期するために政府内に衆議院議員選挙区画定審議会を設置し、その勧告に従って区割法案を策定することといたしております。

さらに、国民の政治不信の直接の原因となった政治腐敗事件がこれ以上発生しないようにするためには、毅然とした腐敗防止措置を講ずることが不可欠であります。このたびの法案では、政治家個人に対する寄附を禁止するとともに、企業などの団体献金については政党、政治資金団体に対するものに限り認めることといたしましたほか、政治資金規正法違反者の公民権の停止や選挙違

反に對する連座制の拡大、罰則の強化などの措置を講ずることとしており、こうした一連の措置は政治腐敗の防止に大きな効果を持つものと確信をいたしております。

企業・団体献金の存否についてさまざまな御意見があることは承知いたしておりますが、私としては、企業・団体献金にできる限り依存しないことが望ましい姿であると考えており、このたび、企業・団体献金の廃止に向けて大きく一步を踏み出すこととした次第であります。

しかしながら、現実問題として政治活動に一定の金がかかることも事実であり、いわば健全なる民主主義を実現するコストとして一定規模の公費助成の導入など条件の整備を図ることが必要であります。今回の改革案では、政治団体の政治資金収入の公開基準を大幅に引き下げるなど資金の透明性の確保を図ることとしており、何とぞ国民の皆様方の御理解をちょうだいいたしたいと存じます。

国民の政治への信頼を回復することが政治改革の最大の眼目でありますが、同時に、政・官・業の癒着により硬直化した構造によって阻まれてきた地方分権、規制緩和等の行政改革の推進、生活者重視の政策への転換、国際社会と調和のとれた経済社会構造の実現など、今我が国に求められている変革を強力に推し進めるための起爆剤ともなるものであります。

与野党を問わず政治改革の必要性と意義については認識を共有していると思っておりますが、国民生活に直結する諸課題に本格的に着手し、一日でも早く具体的な成果を上げていくため、私は国会の御協力を得て何としましても今会期中に政治改革の実現を図る決意であります。

個人消費の伸び悩みや民間設備投資の低迷に、急激な円高、冷夏の影響なども加わって、我が国経済はまことに厳しい状況に置かれており、中小企業の方々の御苦勞は言うまでもなく、将来に對して懸念を抱かれています。国民の皆様方も多いのではないかと思います。このように景氣の低迷が長期化、深刻化している背景には、バブル經濟の崩壊とそれに伴う企業の資産内容の悪化があり、また、広範な分野における内外価格差に象徴される我が国經濟の非効率な制度やシステムの存在などの構造問題が、真に豊かさを実感できる消費生活の実現や企業家精神に基づくダイナミックな事業活動の展開を阻害していることも見落とすことはできません。

景氣が回復に向けて本格的に動き出すためには、日本經濟の主役である民間部門がその潜在的な活力を十分に發揮していくことが肝心であり、長期化する不況から脱出するために今政府が行うべきことは、こうした民間の活力が最大限に發揮されるよう、将来に對する不透明感、閉塞感を払拭するための可能な限りの努力を傾注することにあると思っております。こうした認識のもとに、

私は、内閣が成立して間もない八月後半に緊急経済対策関係閣僚会議を開催し、このたび、規制緩和、円高差益の還元に加えて、円高の影響や災害による被害への財政措置を伴う対応など国民が直面する厳しい経済情勢に対し速効的に対応し得る幅広い諸施策を取りまとめ、早急に実施に移すこととしたところであり、

規制緩和については、経済活性化や内需拡大、輸入促進に直接的な効果のあるものを重点的に実施するという観点から、通信・放送事業の新しい展開や小口生産のビール製造など新たな事業の創出や事業拡大に結びつくもの、ガス料金や運賃など公共料金の弾力化に結びつくもの、食品の日付表示の改正や自動車検査の緩和など国民生活の利便の向上につながるものなど、全体で九十四項目の広範多岐にわたる規制緩和を行うこととしたところであり、その経済効果は相当大きなものと期待をいたしております。

また、円高差益の還元についても、電力・ガス、国際電話料金等の差益還元や鉄道・航空運賃等の割引料金の拡充などを早急に実施することといたしました。また、こうした公共料金に限らず、食品、衣料・雑貨、化粧品、ガソリンなど国民生活に身近な一般輸入消費財等についても円高のメリットが速やかに還元されるよう、関係業界に対し必要な要請を行うことといたしております。円高差益の還元が本当に実効あるものとして実施されるよう、政府としても引き続き国民の皆様方の御意見に耳を傾けるとともに、

有用な情報の提供に努力してまいりたいと思っております。

現在の困難な経済状況を克服するためには、こうした努力が重要なことは言うまでもありませんが、景気回復への弾みをつけるためにはより速効性の高い施策を機動的に実施していくことも不可欠であります。

そこで、今回の取りまとめに当たっては、四月に決定した経済対策等の着実な実施に加えて、頻発する災害や異常な冷夏、急激な円高等がもたらした深刻な事態に適切に対応するために、集中豪雨や台風などにより被害を受けた地域の災害復旧事業等を早急に実施に移しますとともに、極めて厳しい経営環境に置かれている中小企業の方々の活性化を支援するための法的措置を含めた各種の支援措置をきめ細かに講ずることや雇用対策の充実強化、金融円滑化のための施策などを実施することといたしております。

また、将来の発展基盤を確保しつつ、真に豊かさが実感でき、国際社会とも調和のとれた活力ある経済社会を構築するという中長期的な目標に向けて着実に歩みを進めるためにも、十万户の貸付枠の追加や税制の充実など画期的な住宅投資の促進、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進、構造調整に資する設備投資を促進するための税制上の措置、輸入拡大に関する基本方針の策定などの対策を講ずることといたしました。

政府としては、対策の着実な実施に全力を挙げるとともに、今

後の景気動向や雇用情勢などに細心の注意を払い、景況感がこれ以上冷え込むことがないよう、機動的な経済運営に努めてまいりたいと思っております。

種々論議のある所得税減税の問題につきましては、まことに深刻な状況に立ち至っている財政の現状を考えますと、その財源を特例公債に求めることは避けなければならず、所得・消費・資産等の均衡のとれた税体系を構築する中で取り組んでいくべき課題であると考えております。先日の税制調査会総会に私自身も出席し、所得税減税を含めて直間比率の是正など税制の抜本的改革について十分御審議をいただき、適切な指針を出していただくことを改めてお願いをしたところでございます。私は、税制調査会での検討の成果を尊重し、国民の皆様方の御意見に十分耳を傾けながら税制改革に取り組んでまいりたいと考えております。

本格的な高齢化社会の到来に備えると同時に、国際社会とも共存可能な経済構造を実現していくためには、まず第一に、潜在的に活力がある今のうちに良質な社会資本の整備などを進めることにより、国民生活の一層の向上を図ってまいらなければなりません。ひいては、これが新たな需要の創造や経常黒字の縮小にもつながるものと考えております。

そこで、住宅や公園、廃棄物処理などの生活環境・福祉施設、都市交通網などの整備など消費者・生活者の利便の向上に直接つ

ながるものを重点的に整備していくとともに、研究開発施設の整備、高度化、教育機関や行政の情報化の推進など将来に向けた発展基盤の構築に資するものについても着実に進めていくことが重要であると思っております。

このような観点から、今後の財政運営に当たっては、財政改革を強力に推進しつつ、限られた資金の重点的、効率的配分に努めてまいります。

第二に、政府規制の緩和や新しい時代にそぐわなくなった旧来の競争制限的な制度や慣行の改革などを推し進め、内外価格差の是正などを通じた消費者利益の増大や経済効率の一層の向上、広く内外に開かれた経済社会の実現を図ってまいらなければなりません。今回取りまとめを行った規制緩和策や円高差益の還元は、こうした方向に向けた第一歩とでも言うべき性格のものであり、今後とも継続して規制緩和などを進めていくことが肝要であります。また、十月中旬に予定されている官民の役割分担の見直しや縦割り行政の弊害是正などについての行革審答申についてもしっかり受けとめさせていただきたいと考えております。

経済社会構造の変革という中長期的な目標に向かって着実に歩みを進めていくためには、さまざまな政策が一つの方向に向かって整合性のとれた形で展開されることが重要であります。そこで、このたび、民間の有識者の方々から成る経済改革研究会を設置し、

先般、早速第一回目の会合を開いたところでございます。今後、我が国経済社会のあるべき姿とそれに向けた必要な政策対応などについて御検討いただき、年内を別途として取りまとめをお願いいたしております。その検討結果を踏まえて早急に新たな経済社会を構築するための対策に取りかかってまいりたいと考えているところでございます。

なお、政府としては、今国会に環境基本法案、行政手続法案の提出を予定しておりますが、これらは、それぞれ今後の環境政策の総合的展開、公正で透明な行政の実現を図るという意味において中長期の対策を実施するための土台ともなる法案であり、早期成立を目指して最善を尽くしてまいりたいと存じます。

今日の国際情勢は極めて不透明で流動的な状況にあり、世界経済の低迷、ボスニアなどにおける地域紛争、北朝鮮などでの核兵器拡散の懸念、飢餓や貧困に悩む開発途上国や地球環境の問題など世界には困難な問題が山積いたしております。これを克服し、冷戦後の新たな平和秩序を構築することは歴史的課題であり、我が国としてもこれらの世界的な諸問題の解決に積極的な役割を果たすことによって、国際社会の中で一層信頼される国としてできる限りの責任を果たしてまいりたいと存じます。

先日来、カンボジアのPKO活動に参加していた我が国の隊員諸君の帰国が始まっておりますが、改めてその御苦労に対し敬意

を表する次第であります。私は、我が国が平和憲法のもとに国連の平和維持活動に対し積極的な貢献を行うことは、国際協調を掲げ、恒久の平和を希求する我が国の理念にも合致するものであると考えております。今後とも国民の十分な御理解を得つつ、このような国連を中心とした世界の平和と安定のための国際的努力に対し我が国としてなす得る役割を着実に果たしてまいりたいと存じます。国会の御了承がいただければ、今月末の国連総会に出席し、こうした考えの表明とあわせて、国連改革、国連強化に取り組む我が国の姿勢などについても私の考えを申し述べたいと思っております。

また、国連総会出席の際にクリントン米国大統領と会談できることになれば、ともに変革を訴える同世代の指導者として、日米の二国間関係や国際社会の直面する諸課題について胸襟を開いて率直に意見を交換し、信頼と協力の関係を築いてまいりたいと考えております。

特に、経済面では、日米両国が協力して世界経済の運営に責任を果たしていくことが重要であり、今月から始まった日米包括経済協議に当たりましても、地球の意味合いを有する諸課題に対し両国が共同して取り組むとともに、我が国として内需中心のインフレなき経済成長、市場アクセスの改善などに向けて自主的な努力を進め、また、米国の財政赤字削減、国際競争力強化などの政

策課題についても同時に改善を求めると建設的な運営に心がけてまいりたいと思っております。

これから年末までの外交予定を見ますと、十月上旬には東京でアフリカ開発会議、十一月中旬には米国でアジア・太平洋経済協力閣僚会議に引き続き非公式首脳会議の開催が検討されているほか、エリツイン・ロシア大統領の訪日なども期待されるところであります。また、ジュネーブを中心にウルグアイ・ラウンド交渉の年内妥結に向けた最終的な調整も行われることになっております。私は、我が国に寄せられる各国の期待を十分認識しながら、国際国家としての自覚を持って世界の平和と繁栄のために可能な限りの寄与を行い、一貫した姿勢でその責任を果たしていかなければならないと思っております。

ロシアとの関係については、北方領土問題を解決し、国交の完全な正常化が実現するよう粘り強い対応を行ってまいりますとともに、ロシア国内の改革に対し応分の支援を行ってまいりたいと考えております。

また、中東和平交渉の画期的な進展を踏まえ、中東における平和の実現のため、我が国としても協力してまいりたいと考えております。

終戦から今日に至るまで我が国は、経済成長や産業の発展という目標に向かってわき目も振らずにひたすら走り続け、いつの間

にか経済大国と言われるまでになりました。その間の先輩各位の御努力には深く敬意を表する次第ですが、その一方で、国全体の発展の名のもとに犠牲にし、見過ごしてきたことが少なからずあったことも事実であります。

国民の皆様方には、これほど努力し世界有数の経済力を有するに至ったにもかかわらず、豊かさを実感できないのはなぜか、また、必ずしも世界の国々から十分な尊敬をかち得ているという実感が持てないのはなぜだろうかといった戸惑いを感じておられる方も多いのではないかと思います。およそ半世紀にわたってなれ親しんできた価値観や制度を根底から見直し、変革することに苦しみや抵抗を感じるのは当然のことと思いますが、時代が大きく変貌を遂げつつある中で、将来への展望を明るくするものとするためには、これはどうしても踏み越えなければならない試練であると存じます。

「政府は帆であり、国民は風であり、国家は船であり、時代は海である」という言葉がございますが、今こそ、国民の皆様方一人一人が我が国の向かうべき方向について声を上げ、また、政治家がそれにこたえなければならぬときであります。政治改革はそうした国民の皆様方の声を国政に反映させるための重要な第一歩であります。我々の目の前にはもはや猶予を許されない、決断をしなければならぬ課題が山積しております。私は、一日で

も早く政治改革をなし遂げ、国民の皆様方とともに確かな手ごたえとして豊かさが感じられるあすに向けて、しっかりと第一歩を踏み出してまいりたいと思います。

国民の皆様方と議員各位の御理解と御協力を心よりお願い申し上げます。（拍手）

藤井裕久大蔵大臣（平成五年十一月三十日）

平成五年度補正予算（第2号）の御審議をお願いするに当たり、当面の財政金融政策の基本的な考え方について所信を申し述べますとともに、補正予算の概要を御説明申し上げます。

まず、最近の経済情勢と当面の政策運営について申し述べます。我が国経済は、調整過程にある中、急激な円高の進行や冷夏、長雨の影響が加わったこともあって、総じて低迷が続いております。

政府は、昨年三月以来、三次にわたる経済対策と景気に配慮した平成五年度予算を通じ、景況の状況に鋭意対応してまいりましたが、さらに去る九月十六日には、規制緩和、円高差益の還元に加え、円高の影響や災害による被害への対応等国民が直面する厳しい経済情勢に対し速効的に対応し得る幅広い諸施策から成る緊急経済対策を策定いたしました。同時に、本対策は、生活者・消

費者が豊かさを実感できる経済社会の構築といった我が国の中長期的課題の解決にも資するものと考えております。

今回の対策においては、内需拡大や輸入促進に直接的な効果があり、また経済構造の変革の新たな第一歩につながる公的規制の緩和等を推進するとともに、国民が円高のメリットを速やかに、かつ十分に享受し得るよう円高差益の還元を促進することとしております。

また、国民が直面する厳しい経済情勢等への対応につきましては、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備の推進、集中豪雨や台風等により被害を受けた地域における災害復旧事業等の推進、国民が真に豊かさを実感できるような住宅投資の促進、構造調整に資する設備投資の促進、円高、冷夏等厳しい経営環境に直面している中小企業等への支援、雇用対策の推進等の施策を実施することとしております。さらに、調和ある対外経済関係の形成が重要との観点から、輸入の促進のための施策等を実施することとしております。

金融政策の面では、先般、公定歩合の第七次引き下げが実施され、その水準は史上最低となっております。こうした幅広い諸施策が一体となって、我が国経済の内需中心の持続的成長の実現に大きく寄与するものと確信しております。

一方、世界経済は、貿易や直接投資の拡大とともに相互依存関

係をさらに深めつつありますが、その中において我が国は、調和ある対外経済関係の形成に努めるとともに、世界経済の発展のために積極的に貢献していく必要があると考えます。このような観点から、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉につきましては、十二月十五日までの実質妥結を目指して努力していくことが極めて重要な課題となっております。同交渉の成功は、保護主義を回避し、多角的自由貿易体制を維持、強化するために何よりも重要であると考えております。

為替相場につきましては、経済の基礎的諸条件を反映して安定的に推移することが望ましいと考えており、我が国としては、各国の政策協調及び為替市場における協力により、為替相場の安定を図ってまいりたいと考えております。

次に、財政改革の推進について申し述べます。

我が国財政につきましては、平成五年度末の公債残高が約百八十八兆円程度にも達する見込みであり、国債費が政策的経費を圧迫するなど構造的にますます厳しさを増しております。これに加え、平成四年度決算において、税収が戦後初めて二年連続して減少し、約一兆五千億円の決算上の不足を生じるといふ事態となりました。また、平成五年度税収についても、第一次補正後予算と比べて大幅な減収が生ずるものと見込まれ、これが平成六年度税収にも影響を及ぼすものと考えられるなど、まことに深刻な状況

に立ち至っております。

このような異例に厳しい状況のもとではありますが、今後二十世紀をにらんで高齢化や国際化などに適切に対応していくためにも、再び特例公債を発行しないことを基本とし、公債残高が累増しないような財政体質をつくり上げていくことを目指して、財政改革を強力に推進していかねばなりません。将来の世代に大きな負担を残さず、健全な形で我が国経済社会を引き継いでいくことこそ我々の責務であり、このため、現下の極めて厳しい状況を乗り越えるべく、今後、歳入歳入両面にわたって、あらゆる努力を傾注してまいりたいと考えております。

このため、平成六年度予算編成に当たっては、社会経済情勢の変化にに応じて、国民生活の質の向上に資する分野に重点投資する等、限られた財政資金の重点的、効率的配分に努めることとし、制度の根本にまでさかのぼった見直しや優先順位の厳しい選択を行うなど、従来にも増して徹底した経費の洗い直しを行ってまい

る所存であります。

次に、税制改革について申し述べます。

税制につきましては、十一月十九日に取りまとめられた税制調査会の「今後の税制のあり方についての答申」を踏まえ、「公正で活力ある高齢化社会」の実現を目指して、所得・消費・資産等のバランスのとれた税体系を構築するため、税制改革に取り組ん

でまいります。

我が国経済の先行き不透明感にこたえるためにも、答申に示された税制の総合的見直しの方向に沿って、国民の皆様の御意見に十分耳を傾けながら、税制改革の具体案の取りまとめとその実現に向けて最善の努力をしまいる所存であります。

次に、金融の円滑化及び金融自由化の着実な推進について申し上げます。

金融は、経済のいわば血液としての重要な機能を担っており、現在の経済環境のもと、今後の景気回復に向けて、金融の一層の円滑化を図ることは極めて重要であります。このため先般の緊急経済対策においても、金融機関に対し、中小企業向けを含め、資金の円滑な供給が図られるよう融資態勢の強化を要請したところであります。

また、金融機関の不良資産の増大に対処し、金融システムの安定性を確保する観点から、今後とも金融機関の不良資産の着実な処理を進めるとともに、一層の経営合理化等の努力が必要であります。

一方、金融自由化の着実な推進につきましては、本年四月に金融制度改革が実施に移されたほか、六月に定期預金金利が完全自由化されました。また、来年には流動性預金金利の自由化を実施することとしております。今後とも、金融自由化の一連の

施策を着実に実施してまいる所存であります。

次に、今国会に提出いたしました平成五年度補正予算（第2号）の概要について御説明申し上げます。

平成五年度一般会計補正予算（第2号）においては、さきに御説明いたしました緊急経済対策や冷害等対策の実施に必要な公共事業関係費等の追加を行うほか、義務的経費の追加等を計上するとともに、税収の大幅な減収に対処するための措置を講ずることとしております。

今回の一般会計補正予算につきましては、歳出面において、緊急経済対策の一環として、生活者・消費者の視点に立った社会資本整備を推進するため、一般公共事業関係費三千億円及び各種の施設費等三千四億円を追加計上するとともに、災害復旧等事業費三千三百九十二億円を追加するほか、中小企業等特別対策費七百七十一億円等を計上しております。また、冷夏等により、水稲の作柄が戦後最低の水準になる等極めて大きな農作物被害が発生していることにかんがみ、被害を受けた農家の経営及び地域経済の安定を図るため、冷害等対策を講ずることとし、これに必要な経費九百七十二億円を計上しております。このほか、義務的経費の追加など特に緊要となったやむを得ない事項等につき措置を講ずることとしております。

他方、歳入面においては、租税及び印紙収入が最近までの収入

実績等を勘案すると、第一次補正後予算に対し、五兆四千七百七十億円の大幅な減収となることが避けられない見通しとなりました。このようにまことに深刻な事態に対処するため、従来にも増して徹底した既定経費の節減を行うとともに、税外収入の確保及び追加財政需要の圧縮に努めたところであります。また、所得税及び法人税の収入見込み額の減少に伴い、地方交付税交付金を一兆六千六百七十五億円減額するとともに、やむを得ざる措置として、公共事業関係費の追加に対応するもの等について建設公債を追加発行することとしております。

しかしながら、これらをもってしてもなお財源が不足することから、特例的な措置として、当初予定していた国債整理基金特別会計に対する定率繰り入れ等三兆四百八十七億円を停止することとし、このため、平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案を提出し、御審議をお願いすることとしております。なお、これに伴い国債整理基金の運営に支障が生じることのないよう、N T T株式の売却収入に係る無利子貸し付けについて繰り上げ償還を行うこととし、このため必要となる措置を講ずることとしております。

これらの結果、平成五年度一般会計第二次補正後予算の総額は、歳入歳出とも第一次補正後予算に対し、七千八百七十七億円増加して、七十五兆二千五百二十二億円となっております。

地方財政につきましては、一般会計からの地方交付税交付金が減額されますが、地方団体の円滑な財政運営を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計において所要の借入れを行うことにより、当初予算額どおりの地方交付税総額を確保することとしております。

以上の一般会計予算補正等に関連して、特別会計予算及び政府関係機関予算につきましても、所要の補正を行うこととしております。なお、冷害等対策の一環として被害農家等に対する共済金の支払いに充てるため、農業共済再保険特別会計において農業再保険費三千九百四十八億円を追加することとしております。

財政投融资計画につきましては、緊急経済対策の実施等のため、この補正予算において、中小企業金融公庫、国民金融公庫等十七機関に対し、総額二千八百二十億円の追加を行うこととしております。

以上、平成五年度補正予算（第2号）の概要について御説明いたしました。

何とぞ、関係の法律案とともに御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。（拍手）

3 本会議決議

3	2	1	番号
外務大臣羽田孜君問責決議案	農林水産大臣畑英次郎君問責決議案	米の自給方針堅持に関する決議案	件名
山本富雄君 外二名	山本富雄君 外二名	山本富雄君 外五名	提出者
一、七	六、 一、七	五、 一、二	提出月日
未	/	未	委員会付託
了	/	了	委員会議決
	六、 一、二六 否決		本会議議決
			備考

○公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会

案 件	請 求	請求の理由	請 求 日	本 院 協 員 日	両 院 協 議 会 開 会 日	成 案 の 議 決		備 考
	議 院					参 議 院	衆 議 院	
公職選挙法の一部を 改正する法律案（閣 法第一号）外三件	衆議院	参議院が衆 議院送付案 を否決	六、 一、二六	六、 一、二六	六、 一、二六 一、二七 一、二九	六、 一、二九	六、 一、二九	

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）外三件

両院協議会参議院協議委員議長報告

公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会の経過及び結果について御報告申し上げます。

本院協議委員は、去る二十六日、本会議におきまして、議長より指名された後、直ちに、協議委員議長及び副議長の互選を行

い、その結果、協議委員議長に私、平井卓志が、副議長に橋本敦君が、それぞれ選任されました。

なお、衆議院におきましては、市川雄一君が協議委員議長に、大出俊君が副議長に、それぞれ選任されました。

両院協議会の初回の議長はくじにより決することになっておりますので、開会に先立ち、抽せんを行いました結果、本院側協議委員議長の私、平井卓志が議長に当選いたしました。

翌二十七日の協議会におきましては、衆議院側協議委員議長の市川雄一君が議長を務め、まず、衆議院側の渡部恒三君から、議決の趣旨説明と両院協議会を求めた理由の説明が行われました。

次に、本院側の坂野重信君から、議決の趣旨説明が行われました。

次いで、衆議院側協議委員の石井一君、左近正男君、荒井聰君、森本晃司君、米沢隆君及び園田博之君から、また、本院側協議委員の下条進一郎君、下稲葉耕吉君、関根則之君、橋本敦君及び青島幸男君から、それぞれ補足説明が行われました。

次いで協議に入りましたところ、衆議院側協議委員の園田博之君から、衆議院議決案の規定中、小選挙区二百七十四人を二百八十人に、比例代表二百二十六人を二百二十人に、それぞれ改めること、比例代表の名簿の単位に関し、全国を七ブロックに分け、得票数の集計は、全国を通じて行うこと、及び、企業・団体献金を、地方公共団体の議会の議員に係る公職の候補者に限り、五年間、資金管理団体に認めること等の協議案の説明がなされました。

その後、懇談に移り、意見交換の後、協議を再開したところ、本院側各協議委員から、小選挙区・比例代表の定数配分の意義、七ブロック制とした根拠、首長への企業・団体献金を認めない理由、会期中における法案化の可能性、全国集計を行うブロック別

名簿の問題点、自民党案を不可とした理由、参議院と同じ比例制を導入する理由等について、熱心な質疑が行われました。

次いで、本院側協議委員橋本敦君から、提案は全ての点で改悪であり賛成できない旨、また、青島幸男君からは、並立制は民主主義を破壊するもので廃案にされたい旨、それぞれ発言があり、私、平井卓志より、衆議院側提案の協議案は、問題点が多く受け入れられないので、提案をまとめて示したい旨の発言を行いました。

その後、本院側協議委員山本富雄君より日本共産党及び二院クラブの了解を得て、自由民主党として、総定数を四百七十一人とし、うち三百人は小選挙区、百七十一人は比例代表とすること、比例代表名簿の単位は、都道府県とすること、企業・団体の寄附については、資金管理団体を一人当たり二団体とし、各々年間二十四万円を限度とすること、政党助成額には、上限枠を設けることとの四項目の提案が行われました。

これに対して、衆議院側各会派協議委員から、各項目について賛成できない旨の発言がありました。

結局、協議会議長市川雄一君より、議長責任において、成案を得るに至らなかつたものとする旨の発言がありました。

その後、新たな事態に対応し、本二十九日、協議会を再開し、本院側の私が議長を務めました。

協議に先立ち、衆議院側の市川雄一君より、一昨日の両院協議会の運営について、私の判断で協議を打ち切ったのは配慮が足らず、遺憾の意を表するとの発言がありました。

次いで、本院側の村上正邦君、橋本敦君及び青島幸男君より二十七日の協議会の運営のあり方について、それぞれ発言がありました。

次いで、衆議院側の市川雄一君より、新たな協議案が提案され、昨日、土井衆議院議長からの提案をきっかけに、細川内閣総理大臣と河野自由民主党総裁との間で政治改革関連法案の成立にむけての協議が行われ、両者の合意が得られるに至りました。この合意には、日本共産党及び二院クラブは参加されていないことを附言いたしておきますとの発言があり、その後協議案の前提となる合意された事項についての紹介がありました。

その合意事項は、

一 比例代表選挙は、ブロック名簿、ブロック集計とする。ブロックは、第八次選挙制度審議会の答申の十一ブロックを基本とする。

二 企業等の団体の寄附は、地方議員及び首長を含めて政治家の資金管理団体（一に限る）に対して、五年に限り、年間五十万円を限度に認める。

三 戸別訪問は、現行どおり禁止とする。

四 小選挙区選出議員の数は三百人、比例代表選出議員の数は二百人とする。

五 小選挙区の候補者届出政党、比例代表選挙の名簿届出政党並びに政治資金規正法及び政党助成法の政党要件の「三％」は、「二％」とする。

六 各政党に対する政党助成の上限率は、前年収支実績の四十％とする。ただし、合理的な仕組みが可能な場合に限る。

七 投票方法は、記号式の二票制とする。

八 寄附禁止のための慶弔電報等の扱いは、現行どおりとする。

九 衆議院選挙区画定のための第三者機関は、総理府に設置する。

十 以上の合意の法制化のため、衆参両院からなる連立与党及び自由民主党各六名（計十二名）の委員により、協議を行うものとする。

であります。

これらの合意事項は、第二百二十九回国会において、連立与党と自由民主党とが共同して、平成六年度当初予算審議に先立って実現させることを前提として、今国会では施行日を改めた上で衆議院議決案を成立させたい旨述べられました。

次に、協議案の内容は、公職選挙法の一部を改正する法律案、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案の以上

三件については、衆議院議決のとおりとし、衆議院議員選挙区画
定審議会設置法案については、衆議院議決案附則第一条中「公布
の日」を「別に法律で定める日」に改め、その他は、衆議院議決
のとおりとするものであります。

次いで、四案を協議案として議事を進めましたところ、本院側
の坂野重信君から、積極的賛成とはいえないが、やむを得ない
旨、橋本敦君から、内容的、手続的にも問題があり賛成できない
旨、青島幸男君から、民主主義に対する暴挙であり、協議案には
反対である旨、また、衆議院側各会派協議委員から、協議案に賛
成する旨の意見表明がそれぞれなされました。

次いで、四協議案を一括して採決の結果、出席協議委員の三分
の二以上の多数をもって、四協議案はいずれも両院協議会の成案
とすることに決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

1 議案審議概況

今国会新たに提出された閣法は二〇件であり、一七件が成立し、三件が衆議院で継続審査となった。

衆法は新たに一一件が提出されて、四件が成立し、二件が衆議院で継続審査となり、五件が同院で否決され廃案となった。

参法は新たに六件が提出されて、三件が成立し、三件が審査未了となった。

予算は平成五年度二次補正予算三件が提出されていずれも成立した。

条約はいずれも第一二六回国会で審査未了となった四件が再提出され、三件が成立し、一件が衆議院で継続審査となった。

そのほか、本会議決議案が新たに三件提出されて、一件が否決され、二件が審査未了となり、第一二六回国会に提出された平成三年度本決算外二件及び三年度NHK決算はいずれも審査未了となった。

今国会は、三八年ぶりの政権交代で細川連立内閣が発足してから召集される最初の本格的な国会であり、細川総理が年内の成立を公約した政治改革関連法案の是非及び深刻化する不況対策の実施等が最大の焦点となった。

まず、衆議院議員選挙に小選挙区比例代表並立制の導入等を図ろうとする閣法の政治改革関連四法案は今国会召集日当日の五・

九・一七に提出されたが、衆参両院における総理大臣の所信表明演説とそれに対する各党代表質問及び一般調査のための予算委員会の開会等により、提出後の速やかな審議入はできなかった。衆議院本会議における趣旨説明と質疑は、自民党も同法案の対案五件を衆法として提出したため、九法案を一括して一〇・一三、一四の両日に行われた。また、同院の政治改革特別委員会における審議も九法案一括で行われ、一〇・一四の趣旨説明聴取に始まり、総括・一般・テーマ別の各質疑、参考人の意見聴取、証人喚問、各二日間の中央及び地方公聴会、締括りの総括質疑等総審議時間は一二一時間余にわたった。同委員会では一一・一六に九法案の採決が行われ、自民党提出五法案は一括して否決し、閣法四案は衆議院議員選挙区画定審議会設置法案を原案通り可決、残り三案をいずれも修正議決した。さらに、一一・一八の同院本会議においても、自民党提出五法案を一括して否決した後、閣法四案を委員会の議決通り議決した。

本院本会議における同閣法四案の趣旨説明聴取は、共産党が一・一八に対案として提出した参法の三法案を一括して、一一・二六に行われた。また、本院の政治改革特別委員会での趣旨説明聴取は、一一・三〇に提出された五年度第二次補正予算の衆議院における審議等のため、一二・九まで行われなかった。さらに、

本院の補正予算審議及び一二・一五の衆議院における会期延長議決強行問題処理等のため、同特別委員会における本格審議は一二・二四からとなった。その後、年末年始の休日を挟んで同特別委員会は、総括及び一般質疑、参考人の意見聴取、各一日間の中央及び地方公聴会、締括り総括質疑等七六時間余にわたる審議を行い、六・一・二〇に閣法の四案を採決した結果、いずれも衆議院送付案通り可決した。同四法案の本会議における採決は翌二一日に行われたが、与党議員の一部が反対する等の事態が生じ、いずれも賛成少数で否決され、同日衆議院に返付された。なお、本院が後議の法律案を否決したのは、昭和二六年の第一〇回国会以来のことである。

四法案の返付を受けた衆議院は、一・二六に公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会の開催を本院に請求することを議決し、同日第一回の協議会が開会された。翌二七日も同協議会が開催され、衆参双方から協議案を提示して協議を行ったが成案を得るための合意はできず、当日の協議会議長であった衆議院の協議委員長が協議会での成案は得なかった旨を宣告した。しかし、衆参両院議長は協議会の存続を確認し、翌二八日に同四法案の処理についての衆議院議長幹旋案を総理大臣と自民党総裁に示す一方、双方の協議委員長に同協議会での協議をさらに続けるよう要請した。その結果、総理大臣と自民党総裁は同日会談し

衆議院の小選挙区選出議員数と比例代表選出議員数をそれぞれ三〇〇と二〇〇にする等の一〇項目にわたる合意を次国会で法制化することを前提に、この閣法四法案は施行日を修正した上で今国会成立させる旨の合意が成立した。

この合意を受けて国会最終日の一・二九に両院協議会が再開され、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案はその施行日を別の法律に委ね、その他の部分は衆議院の議決通りとする、他の三法案はすべて衆議院の議決通りとする旨の協議案が衆議院側から提案された。同協議案は採決の結果、三分の二以上の賛成多数で可決され協議会の成案となった。その後、衆議院、参議院の順で本会議が開かれ当該成案を順次可決し、同四法案は成立した。なお、両院協議会で成案を得て法律案が成立したのは昭和二八年の第一六回国会以来のことであり、一院で否決した法律案を両院協議会で成案を得て成立させたのは今回が初めてのことである。

政治改革関連法案以外の閣法で成立した主なものには、行政庁の処分、行政指導及び届出の手續きに関し、共通する事項等を定めようとする行政手續法案（一一・五成立。以下かつこ内は成立日を示す。）、環境の保全の基本理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組等を定めようとする環境基本法案（一一・一二）等がある。

次に深刻化する不況対策として一一・三〇に提出された五年度

第二次補正予算三案は、衆議院で防衛庁長官の憲法発言問題等をめぐって二日間審議を中断したものの、衆参各四日間の審議を行って、当初会期最終日の一二・一五に成立した。

衆法で成立した主なものには、障害者のための施策に関する基本理念を定めるとともに、法律の題名を障害者基本法とする等の心身障害者対策基本法一部改正案（一一・二六）、放置自転車等に対する措置や自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定等内容とする自転車駐車場整備法一部改正案（一二・一五）がある。

参法で成立した主なものには、民間団体が行う海外援助事業を推進するため、国等の所有する物品の譲与等に関して必要な措置等を定めようとする民間海外援助事業推進物品譲与法案（一一・二二）、男子が保健士の名称を用いて保健指導の事業を行うことができることとする保健婦助産婦看護婦法改正案（一一・二二）がある。

なお、今国会成立した法案として例示した閣法の環境基本法案及び衆法の二法案は、第一二六回国会において、衆議院を通過したものの本院で、参法の民間海外援助事業推進物品譲与法案は参議院を通過したものの衆議院で、いずれも衆議院の解散の影響により審査未了となった法案である。

2 議案件数表

決議案	決算 その他		条 約	予 算	衆 法	参 法	閣 法		
	継 続	新 規							
三	四		四	三	一一	六	二〇	提 出	
			三	三	四	三	一七	成 立	
								継 続	参 議 院
二	四					三		未 了	
/			一		二		三	継 続	衆 議 院
					五			否 決	
								未 了	
否決一							衆議院送付案を本院で否決し両院協議会で成案を得たもの四		備 考

3 議案件名一覽

件名の上の数字は提出番号、件名の下(修)は衆議院修正を示す。

◎内閣提出法律案(二〇件)

●両院通過(二七件)

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> 一 公職選挙法の一部を改正する法律案(修)
(本院否決、両院協議会成案を得る) 二 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案
(本院否決、両院協議会成案を得る) 三 政治資金規正法の一部を改正する法律案
(修)(本院否決、両院協議会成案を得る) 四 政党助成法案(修)
(本院否決、両院協議会成案を得る) 五 環境基本法案 六 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案 七 行政手続法案 八 行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案 九 特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措 | <ul style="list-style-type: none"> 一〇 一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 一一 特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案 一二 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 一三 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 一四 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 一六 平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案 一七 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案 一八 地方交付税法等の一部を改正する法律案 |
|---|--|

●衆議院継続（三件）

- 一五 自衛隊法の一部を改正する法律案
- 一九 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律案
- 二〇 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法案

◎本院議員提出法律案（六件）

●両院通過（三件）

- 一 民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案
 - 二 保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案
 - 六 齒科技工法の一部を改正する法律案
- 本院未了（三件）
- 三 公職選挙法の一部を改正する法律案
 - 四 政治資金規正法の一部を改正する法律案
 - 五 法人税法の一部を改正する法律案

◎衆議院議員提出法律案（一一件）

●両院通過（四件）

- 二 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
- 八 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
- 九 心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案

●衆議院継続（二件）

- 一〇 自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案

●衆議院否決（五件）

- 一一 外国産牛肉輸入調整法案
- 三 公職選挙法の一部を改正する法律案
- 四 衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案
- 五 政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 六 政治腐敗を防止するための公職選挙法及び政治資金規正法の一部を改正する法律案
- 七 政党助成法案

◎予算（三件）

●両院通過（三件）

- 一 平成五年度一般会計補正予算（第2号）
- 二 平成五年度特別会計補正予算（特第2号）
- 三 平成五年度政府関係機関補正予算（機第2号）

◎条約（四件）

●両院通過（三件）

- 一 みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件
 - 二 航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件
 - 三 日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件
- 衆議院継続（一件）
- 四 児童の権利に関する条約の締結について承認を求めるの件

◎決算その他（四件）

●未了（四件）

- 平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書（第百二十六回国会提出）
- 平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書（第百二十六回国会提出）
- 平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書（第百二十六回国会提出）

○国会提出

- 日本放送協会平成三年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書（第百二十六回国会提出）

◎決議案（三件）

●否決（一件）

- 二 農林水産大臣畑英次郎君問責決議案

●未了（二件）

- 一 米の自給方針堅持に関する決議案
- 三 外務大臣羽田孜君問責決議案

1 委員会の審議経過

◎内閣委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月28日 (木)	<p>国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査並びに国の防衛に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>行政手続法案(閣法第七号) (衆議院送付)</p> <p>行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第八号) (衆議院送付)</p> <p>右両案について石田総務庁長官から趣旨説明を聴いた。</p> <p>また、両案について参考人の出席を求めることを決定した。</p>
2	平成5年11月2日 (火)	<p>行政手続法案(閣法第七号) (衆議院送付)</p> <p>行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第八号) (衆議院送付)</p> <p>右両案について武村内閣官房長官、石田総務庁長官、中西防衛庁長官、政府委員、大蔵省、警察庁、環境庁、国土庁、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省及び国税庁当局に 対し質疑を行った。</p>
3	平成5年11月4日 (木)	<p>行政手続法案(閣法第七号) (衆議院送付)</p> <p>行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第八号) (衆議院送付)</p> <p>右両案について参考人成蹊大学教授塩野宏君、中央大学名誉教授橋本公百君、日本行政書士会</p>

連合会副会長塩野征四郎君から意見を聴き、各参考人に対し質疑を行い、石田総務庁長官、建設省、文部省、国税庁及び郵政省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）（衆議院送付）

右両案について石田総務庁長官から趣旨説明を聴き、

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）（衆議院送付）について中西防衛庁長官から趣旨説明を聴き、

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一〇号）（衆議院送付）
特別職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一一号）（衆議院送付）

防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一二号）（衆議院送付）

右三案について石田総務庁長官、武村内閣官房長官、中西防衛庁長官、弥富人事院総裁及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

閣法第七号

賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし

欠席会派 無

閣法第八号

賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし

欠席会派 無

閣法第一〇号

賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし

5		4	
平成6年1月27日 (木)	平成5年12月15日 (水)	平成5年11月9日 (火)	
<p>請願第五号外四二件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第四八号外五〇件を審査した。</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>	<p>臨時行政改革推進審議会の「最終答申」について石田総務庁長官から説明を聴いた後、防衛庁市ヶ谷台一号館の保存問題に関する件等について中西防衛庁長官、武村内閣官房長官、石田総務庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。</p>	<p>欠席会派 無</p> <p>閣法第一二号</p> <p>賛成会派 自、社、公、新連、民、新生 反対会派 共</p> <p>欠席会派 無</p> <p>閣法第一二号</p> <p>賛成会派 自、社、公、新連、民、新生 反対会派 共</p> <p>欠席会派 無</p>

○内閣提出法律案（五件）

1 2	1 1	1 0	8	7	号 番	
案る防衛庁の職員の一部を改正する法律	特別職の職員の一部を改正する法律	案る一般職の職員の一部を改正する法律	行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案	行政手続法案	件	名
〃	〃	〃	〃	衆	院議先	
一〇二天	一〇二天	一〇二天	九二七	五 九二七	月 提 日 出	
一〇二天 予	一〇二天 予	一〇二天 予	一〇二二 予	五 一〇二二 予	付託 委員会	参 議 院
可 一、 決 四	可 一、 決 四	可 一、 決 四	可 一、 決 四	可 一、 決 四	議決 委員会	
可 一、 決 五	可 一、 決 五	可 一、 決 五	可 一、 決 五	可 一、 決 五	議決 本会議	
一〇二天	一〇二天	一〇二天	九二七	五 九二七	付託 委員会	衆 議 院
可 一〇二天 決	可 一〇二天 決	可 一〇二天 決	可 一〇二二 決	可 一〇二二 決	議決 委員会	
可 一〇二天 決	可 一〇二天 決	可 一〇二天 決	可 一〇二天 決	可 一〇二六 決	議決 本会議	
					備 考	

行政手続法案（閣法第七号）

要旨

本法律案は、行政庁の処分、行政指導及び届出に関する手続に
関し、共通する事項を定めることよつて、行政運営における公
正の確保と透明性の向上を図り、もつて国民の権利利益の保護に
資することを目的とするものであつて、その主な内容は次のとお
りである。

- 一、申請に対する処分について、その迅速かつ透明な処理を確保
する観点から、必要な規定を次のように整備する。
 - 1 申請の処理に通常要すべき標準的な期間を定めるよう努
め、これを定めたときは公にする。
 - 2 申請が到達したときは遅滞なく審査を開始し、形式上不適
合なものであつても、速やかに応答する。
 - 3 申請に関する審査基準を定め、これを原則として公表する
とともに、申請により求められた許認可等を拒否する場合に
はその理由を示す。
 - 4 第三者の利害を考慮すべきことが許認可等の要件とされて
いるものについては公聴会開催等により当該第三者の意見を
聴くよう努める。
- 二、不利益処分について、行政運営における公正の確保を図ると

ともに、処分の相手方の権利利益の保護を図る観点から、必要
な規定を次のように整備する。

- 1 不利益処分をしようとする場合には、相手方に意見陳述の
機会を与えるため、あらかじめ通知する。
- 2 許認可の取消等の処分については聴聞手続、その他の不利
益処分については弁明の機会の付与の手続を執ることとし、
それぞれについて、所要の規定を整備する。
- 3 不利益処分をするかどうかの判断基準を定め、公にしてお
くよう努めるとともに、不利益処分をする際には、その名あ
て人に対し、原則として、その理由を示す。
- 三、行政指導について、その透明性及び明確性を確保する観点か
ら、必要な規定を次のように整備する。
 - 1 行政指導は所掌事務の範囲を超えて行つてはならないこと
及び行政指導の内容は相手方の任意の協力によつてのみ実現
されるものであることに留意しなければならない。
 - 2 申請に関連する行政指導や許認可権限を背景に行われる行
政指導について、これに携わる者の責務について規定する。
 - 3 行政指導をするときには、相手方にその趣旨、内容及び責
任者を明らかにするとともに、相手方からの求めがあれば、
原則として、これらを記載した書面を交付する。
 - 4 複数の者に対して行政指導をしようとするときは、あらか

はじめ、事案に応じ指針を定め、原則としてこれを公表する。
四、行政は極めて多岐にわたるものであるため、本法案の規定をすべての分野に一律に適用することは適当でないことから、一定のものについて適用除外措置を次のように講ずる。

行政分野の特殊性に応じた独自の手続体系を有しているもの、あるいは行政庁との間で特別な規律に基づく関係にある者や、特殊法人などの特別な地位を有する法人に対して行われる処分など行政手続法案の規定を適用することが適当でないものについて、本法律案の対象から除外する。

五、処分、申請、不利益処分、行政指導等の定義、届出、地方公共団体の措置、経過措置等について、所要の規定を設ける。

六、本法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました五法案につきまして御報告申し上げます。

まず、行政手続関係二法案について御説明申し上げます。

行政手続法案は、行政庁の処分、行政指導及び届け出に関する手続に関し、共通する事項を定めることによつて、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もつて国民の権利利益の

保護に資することを目的とするものでありまして、第一に、申請に対する処分に関して、審査基準及び標準処理期間の設定・公表、申請に対する審査及び応答、拒否処分の理由提示、公聴会の開催等について定めております。

第二に、不利益処分に関して、処分基準の設定・公表、聴聞又は弁明機会の付与、不利益処分の理由の提示等について定めております。

第三に、行政指導に関して、行政指導の一般原則の明示、行政指導を行う者の責務、行政指導の趣旨、内容、責任者の明示等について定めております。

第四に、これらの手続に関し、一定のものについての適用除外措置を講ずることとするほか、届け出、地方公共団体の行政手続等に関して必要な規定を整備しようとするものであります。

次に、行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案は、行政手続法が行政庁が処分を行おうとする場合の手続に関する一般法として施行されるのに伴いまして、関係法律三百六十件について必要な規定の整備を行おうとするものでありまして、本法の区分によれば弁明によることとなる不利益処分に聴聞を認める特例、行政手続法の規定と重複する手続規定の削除、関係法律に規定されている聴聞等の名称の整理、行政手続法に定める規定の適用除外等に関して必要な措置を講じようとするものであります。

す。

委員会におきましては、両案を一括して議題とし、規制緩和と行政手続法の関係、適用除外の理由、命令制定手続及び計画策定手続の整備問題等について質疑が行われ、また、参考人から意見を聴取いたしました。その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、行政手続法整備法案に対し、日本共産党の聴濤委員より、国税通則法及び地方税法に係る申請に対する処分、不利益処分及び行政指導に関する一定の手続の適用除外規定を削除する修正案が提出されました。

次いで、順次採決の結果、行政手続法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、行政手続法整備法案は、聴濤委員提出の修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に給与関係三法案について御説明申し上げます。

まず、一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、本年八月の給与についての人事院勧告を完全実施しようとするものであります。

その内容は、一般職の職員の俸給月額、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、単身赴任手当及び期末手当の額の改定を行うとともに、超過勤務手当及び休日給の支給割合を一定の範囲内で人

事院規則で定める割合とすること等を行おうとするものであります。

次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の給与改定に併せて特別職の職員の給与の額の改定を行おうとするものであります。

次に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案は、一般職の職員の例に準じて防衛庁職員の俸給月額等を改定するとともに、自衛官俸給表の将の欄又は将補(一)の欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改めようとするものであります。

委員会におきましては、三法案を一括して議題とし、公務員給与と早期改善の意義、扶養手当等諸手当の改善、期末手当の引下げ問題等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わりましたところ、一般職職員給与法改正案に対し、日本共産党の聴濤委員より、期末手当の支給割合の引下げに関する規定を削除する修正案が提出されました。

本修正案は予算を伴うものでありますので、内閣の意見を聴取いたしましたところ、石田総務庁長官より、政府としては反対である旨の発言がありました。

次いで、順次採決の結果、一般職職員給与法改正案は、聴濤委

員提出の修正案を否決した後、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定し、また、特別職職員給与法改正案及び防衛庁職員給与法改正案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

行政手続法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案（閣法第八号）

要旨

本法律案は、行政手続法の施行に伴い関係法律の規定を整備するもので、その主な内容は、次のとおりである。

一、行政手続法の施行に伴い必要となる規定の整理

1 行政手続法第十三条第一項に定める区分によれば弁明の機会付与の手續を執ることとなる不利益処分のうち、これに代えて聴聞手續を執ることとするものについて所要の規定を整備する。

2 行政手続法の規定と重複する手續規定を削除し、同法の特例となる手續規定を必要な修正を行った上で存置する等、所要の規定の整理を行う。

3 行政手続法に規定する聴聞手續が適用されない処分その他

の行為に係る意見聴取のための制度について関係法律で使用されている「聴聞」等の名称の整理を行う。

二、行政手続法に定める規定の適用除外措置

1 申請に対する処分、不利益処分及び行政指導の規定の適用除外（十七法律）

犯罪者予防更生法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び国税通則法等十七法律の一部改正を行う。

2 申請に対する処分及び不利益処分の規定の適用除外（六十三法律）

労働保険の保険料の徴収等に関する法律、特許法及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等六十三法律の一部改正を行う。

3 不利益処分の規定（処分の基準及び不利益処分の理由の提示の規定を除く。）の適用除外（四十三法律）

児童福祉法、農住組合法及び獣医師法等四十三法律の一部改正を行う。

三、諮問等がされた不利益処分に関する経過措置等所要の経過措置を規定する。

四、本法律は、行政手続法の施行の日から施行する。

委員長報告

五二ページ参照

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
(閣法第一〇号)

要旨

本法律案は、人事院の国会及び内閣に対する平成五年八月三日付けの給与改定に関する勧告にかんがみ、一般職の国家公務員の給与について、人事院勧告どおりの改定を行おうとするものである。その主な内容は次のとおりである。

- 一、全俸給表の全俸給月額を引き上げる。(平均引上額六千三百十七円)
- 二、医師及び歯科医師に対する初任給調整手当の支給月額の限度額を二十九万四千円(現行二十八万五千円)に引き上げる。
- 三、扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る支給月額を三人目から一人につき二千円(現行千円)に引き上げるとともに、満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある扶養親族たる子がいる場合には、千円に当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を加算した額を支給月額とする。

四、借家等居住者に対する住居手当の二分の一加算限度額を引き上げる。(最高支給限度額月二万七千円(現行二万六千円))

五、単身赴任手当について、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額二万九千円(現行一万八千円)に引き上げる。

六、超過勤務手当及び休日給の支給割合を、それぞれ百分の百二十五から百分の百五十までの範囲内で人事院規則で定める割合(現行それぞれ百分の百二十五)とする。

七、期末手当の支給割合を、三月期は百分の五十(現行百分の五十五)、十二月期は百分の二百(現行百分の二百十)にそれぞれ引き下げる。

八、非常勤の委員、顧問、参与等に支給する手当の限度額を日額三万七千五百円(現行三万六千八百円)に引き上げる。

九、本法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。ただし、超過勤務手当及び休日給に関する改正規定は平成六年四月一日から施行する。

委員長報告

五二ページ参照

特別職の職員の特給に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一二二号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、特別職の職員の特給の額の改定を行うおととするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、内閣総理大臣、國務大臣、内閣法制局長官、政務次官その他の特給月額を引き上げる。
- 二、大使及び公使の特給月額を引き上げる。
- 三、秘書官の特給月額を引き上げる。
- 四、委員会の常勤委員及び非常勤委員の日額手当の支給限度額を引き上げる。
- 五、本法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

委員長報告

五二二ページ参照

防衛庁の職員の特給等に関する法律の一部を改正する法律案

(閣法第一二二号)

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に準じて、防衛庁職員の特給月額等を改定しようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、参事官等特給表の特給月額及び自衛官特給表の特給月額を一般職の国家公務員の例に準じて引き上げる。
- 二、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生に支給する学生手当の月額を十萬千二百円(現行九萬八千二百円)に引き上げる。
- 三、自衛官特給表の陸将、海将及び空将の欄又は陸将補、海将補及び空将補の(一)欄の適用を受ける自衛官以外の自衛官に係る調整手当の支給割合を改定する。
- 四、本法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。ただし、自衛官特給表の改正規定(一等陸士、一等海士及び一等空士の欄並びに二等陸士、二等海士及び二等空士の欄に新設された号俸の部分に限る。)等の規定は、平成六年四月一日から施行する。

委員長報告

五二二ページ参照

◎地方行政委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月28日 (火)	<p>地方行政の改革に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>暴力団員不当行為防止法及び風俗営業等に関する小委員会を設置することを決定した後、小委員及び小委員長を選任した。</p> <p>なお、小委員及び小委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。</p> <p>派遣委員から報告を聴いた。</p> <p>地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について佐藤国務大臣から所信を聴いた。</p>
2	平成5年11月2日 (火)	<p>理事の補欠選任を行った。</p> <p>地方行政、消防行政、警察行政等の基本施策に関する件について佐藤国務大臣、政府委員、自治省、建設省、農林水産省、国税庁、大蔵省及び公正取引委員会当局に対し質疑を行った。</p>
3	平成5年12月14日 (火)	<p>都合により取りやめとなった。</p>
	平成5年12月15日 (水)	<p>自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案(衆第一〇号)(衆議院提出)について提出者衆議院交通安全対策特別委員長山田英介君から趣旨説明を</p>

4	
平成6年1月27日 (木)	
<p>請願第二〇三号は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第九四号外八件を審査した。</p>	<p>聴いた後、可決した。</p> <p>なお、附帯決議を行った。</p> <p>地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）（衆議院送付）について佐藤自治大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員、国土庁、自治省及び人事院当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。</p> <p>衆第一〇号</p> <p>賛成会派 自、社、公、連新、民、共、二院 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 なし</p> <p>閣法第一八号</p> <p>賛成会派 自、社、公、連新、民、二院 反対会派 共</p> <p>欠席会派 なし</p>

○内閣提出法律案（一件）

18	号番	件名	院議先	月提出日	参議院	衆議院	衆議院	衆議院	備考
		地方交付税法等の一部を改正する法律案	衆議院	五月二、三〇	委員会付託 五月二、三〇 議決 五月二、一五 議決 五月二、一五 議決 五月二、三〇 付託 五月二、三〇 議決 五月二、一五 議決 五月二、一五 議決	衆議院	衆議院	衆議院	

○衆議院議員提出法律案（一件）

10	号番	件名	提出者 (月日)	送予日	本院へ提出	参議院	衆議院	衆議院	備考
		自転車の安全利用の促進及び自転車駐車の整備に関する法律の一部を改正する法律案	交通安全対策特別委員長 (五月二、二)	五月二、三	五月二、八	委員会付託 五月二、三 議決 五月二、一五 議決 五月二、一五 議決	衆議院	衆議院	

地方交付税法等の一部を改正する法律案（閣法第一八号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、地方交付税の総額の特例

補正予算により平成五年度分の地方交付税交付金の交付税及び譲与税配付金特別会計への繰入れが減額されることに伴い、同特別会計における借入金を一兆六千六百七十五億二千万円増額する（以上の措置により、地方交付税の総額は当初予算と同額の十五兆四千三百五十一億二千二百万円となる。また、同特別会計の借入金残高は、三兆七千九百五十六億二千八十二万九千円となる。）。

二、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案について、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案は、自転車及び原動機付自転車の駐車対策の総合的推進を図るため、地方公共団体等による自転車

等駐車場の設置に関する鉄道事業者の協力体制の整備、市町村における総合計画の策定及び自転車等駐車対策協議会の設置、撤去に係る自転車等の保管・処分に関する規定の整備、自転車防犯登録の義務化等、所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、衆議院交通安全対策特別委員長山田英介君より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案には、附帯決議が付されております。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案は、今回の補正予算により平成五年度分の地方交付税が一兆六千六百七十五億二千万円減少することから、当初予算に計上された地方交付税の総額を確保するため、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金を増額しようとするものであります。

委員会における質疑の詳細は会議録に譲ります。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働理事より反対の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします。

自転車の安全利用の促進及び自転車駐車場の整備に関する法律の一部を改正する法律案（衆第一〇号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、法律の題名の変更

法律の題名を「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」に改める。

二、自転車等駐車場の設置に関する地方公共団体等の責務

地方公共団体又は道路管理者は自転車等（自転車又は原動機付自転車をいう。以下同じ。）の駐車需要の著しくなることが予想される地域においても、一般公共の用に供される自転車等駐車場の設置に努めるものとする。

三、鉄道事業者の協力体制の整備及び積極的協力義務

鉄道事業者は、駅の周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるように、地方公共団体等との協力体制の整備に努めるとともに、設置に協力を求められたときは、その事業との調整に努め、鉄道用地の譲渡、貸付け等の措置を講ずることにより、積極的に協力しなければならないものとする。

四、放置自転車等に対する措置等

1 市町村長は、必要と認める場合において条例で定めるところにより放置自転車等を撤去した場合には、それを保管し、その旨を公示しなければならないものとする。

2 市町村長は、1の保管自転車等につき、公示日から相当期間を経過してもなお返還できない場合、その保管に不相当な費用を要するときは、条例の定めるところにより、それを売却し、その代金を保管することとし、買受人がないとき又は売却できないと認められるときは、廃棄等の処分をすることができるものとする。

3 1の公示日から起算して六月を経過しても返還できないときは、当該自転車等（売却代金を含む）の所有権は、市町村に帰属するものとする。

五、自転車等の駐車対策に関する総合計画の策定

市町村は、自転車等の駐車対策を総合的かつ計画的に推進するため、自転車等駐車対策協議会の意見を聴いて、自転車等の駐車需要の著しい地域又は著しくなることが予想される地域において自転車等の駐車対策に関する総合計画を定めることができるものとする。

六、自転車等駐車対策協議会の設置

市町村は、自転車等の駐車対策に関する重要事項を調査審議させるため、条例で定めるところにより、道路管理者、都道府

県警察及び鉄道事業者等自転車等の駐車対策に利害を有する者のうちから、市町村長が指定する者で組織する自転車等駐車対策協議会を置くことができるものとする。

七、自転車防犯登録の義務化

自転車を利用する者は、国家公安委員会規則で定めるところにより都道府県公安委員会が定める者の行う防犯登録を受けなければならぬものとする。

八、施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

委員長報告

六〇ページ参照

附帯決議

政府は、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関し、左記の事項について万全の措置を講ずべきである。

一、鉄道駅周辺における地方公共団体等による自転車等駐車場の設置が円滑に行われるよう、鉄道事業者の地方公共団体等との

緊密な協力体制の構築について十分指導すること。

二、自転車等の駐車対策を推進するため、国及び都道府県は市町村の実施する自転車等駐車対策に適切に協力するよう努めること。

三、自転車等駐車場の整備を促進するため、現行の助成制度の活用を図るとともに、競輪収益の活用についても、引き続き継続すること。

四、自転車利用者の交通ルールの遵守、駐車マナーの向上等を図るため、学校等における交通安全教育等の充実強化に努めること。

五、自転車防犯登録の義務化に当たっては、その適切な運用に努めるとともに、自転車商協同組合等現在の防犯登録の運営主体による継続実施を前提とすること。

六、撤去自転車の再利用による発展途上国への無償供与、レンタサイクルの導入等により、放置自転車の解消と資源の有効利用を図ること。

右決議する。

◎法務委員会

回数	年月日 (曜日)	議事内容
1	平成5年11月2日 (火)	<p>理事の補欠選任を行った。</p> <p>検察及び裁判の運営等に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>法務行政に対する基本姿勢に関する件、出入国管理行政に関する件、法律の現代語化問題に関する件、司法修習制度に関する件、ゼネコン疑惑の解明に関する件、非嫡出子の相続問題に関する件、狭山事件に関する件、外国法事務弁護士問題に関する件、脳死に関する件、再審開始決定の迅速化に関する件について三ヶ月法務大臣、政府委員、最高裁判所、厚生省及び文部省当局に対し質疑を行った。</p> <p>裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）（衆議院送付）</p> <p>検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付）</p> <p>右両案について三ヶ月法務大臣から趣旨説明を聴いた。</p>
2	平成5年11月4日 (木)	<p>裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三三号）（衆議院送付）</p> <p>検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一四号）（衆議院送付）</p> <p>右両案について三ヶ月法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。</p> <p>閣法第一三三号</p> <p>賛成会派 自、社、公、新生 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 無</p>

3		
<p>平成6年1月27日 (木)</p>	<p>平成5年12月15日 (水)</p>	
<p>請願第一六二号外二六件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第三号外一九一件を審査した。</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>	<p>閣法第一四号 賛成会派 自社、公、新生 反対会派 なし 欠席会派 無</p>

○内閣提出法律案（二件）

14	13	号番	件名	
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案	裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案			
〃	衆	院議先		
一〇二六	一〇二六 ^五	月提出		
一〇二六 ^五	一〇二六 ^五	付託	委員会	参議院
可決	可決	議決	委員会	
可決	可決	議決	本会議	
一〇二六	一〇二六 ^五	付託	委員会	衆議院
可決	可決	議決	委員会	
可決	可決	議決	本会議	
			備考	

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第一三三号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、裁判官についても、一般の政府職員の例に準じて、その報酬月額の設定を行うとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官の報酬については、おおむね内閣総理大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、判事、判事補及び簡易裁判所判事の報酬については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、平成五年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告

ただいま議題となりました二法律案につきまして、法務委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

両法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、その例に準じて裁判官及び検察官の給与を改定しようとするものであります。委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、給与改

定早期実施の必要性、期末手当支給割合の引き下げが給与改定率に及ぼす影響、裁判官、検察官の給与改定の在り方等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。質疑を終わり、順次採決した結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。以上、御報告いたします。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法
第一四号）

要旨

本法律案は、一般の政府職員の給与改定に伴い、検察官についても、一般の政府職員の例に準じて、その俸給月額の改定を行うとするものであり、その内容は次のとおりである。

- 一、検事総長、次長検事及び検事長の俸給については、おおむね国務大臣その他の特別職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 二、検事及び副検事の俸給については、おおむねその額においてこれに対応する一般職の職員の俸給の増額に準じて、それぞれこれを増額する。
- 三、以上の改定は、平成五年四月一日にさかのぼって行う。

委員長報告
前ページ参照

◎外務委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月19日 (火)	<p>国際情勢等に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>ポスト冷戦時代における日本外交の基本姿勢に関する件、日口首脳会談に関する件、ロシアによる放射性廃棄物の海洋投棄に関する件、我が国の国連安全保障理事会常任理事国入りに関する件、PKOに関する件、金大中氏事件に関する件、戦後補償問題に関する件、ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉に関する件、外国人労働者問題に関する件、アジア太平洋地域の安全保障の枠組みに関する件、北朝鮮(朝鮮民主主義人民共和国)の核疑惑に関する件、ハイティ及びキューバ情勢に関する件等について羽田外務大臣、政府委員、外務省、法務省、警察庁及び科学技術庁当局に対し質疑を行った。</p>
2	平成5年11月4日 (木)	<p>みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求めるの件(閣条第一号)(衆議院送付)</p> <p>航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第二号)(衆議院送付)</p> <p>日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)(衆議院送付)</p> <p>右二件について羽田外務大臣から趣旨説明を聴き、同大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、いずれも承認すべきものと議決した。</p> <p>閣条第一号</p>

3		
平成6年1月27日 (木)	平成5年12月15日 (水)	
請願第四七二号を審査した。	都合により取りやめとなった。	<p>賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 なし</p> <p>閣条第二号</p> <p>賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 なし</p> <p>閣条第二号</p> <p>賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 なし</p>

○条約（四件）

4	3	2	1	号番	
児童の権利に関する条約の締結について承認を求めの件	日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めの件	航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めの件	みなみまぐろの保存のため条約の締結について承認を求めの件	件名	
〃	〃	〃	衆	院議先	
一一、二六	一〇、二三	一〇、二三	一五 一〇 二三	月提出	日出
一一、二六 （予）	一〇、二三 （予）	一〇、二三 （予）	一五 一〇 二三 （予）	付託	委員会
	承認 二、四	承認 二、四	承認 二、四	議決	委員会
	承認 二、五	承認 二、五	承認 二、五	議決	本会議
一一、二六	一〇、二三	一〇、二三	一五 一〇 二三	付託	委員会
継続審査	承認 一〇、二三	承認 一〇、二三	承認 一〇、二三	議決	委員会
	承認 一〇、二六	承認 一〇、二六	承認 一〇、二六	議決	本会議
				備考	

みなみまぐろの保存のための条約の締結について承認を求め
るの件（閣条第一号）

要旨

我が国は、一九八二年（昭和五十七年）以来、高度回遊性魚種であるみなみまぐろについて、オーストラリア及びニュー・ジールランドとの間で三國間協議を開催し、毎漁期の三箇国による総漁獲可能量及び各国別割当量について協議することを通じて保存及び管理を図ってきた。

本条約は、近年の漁業資源の保存に対する国際的な関心の高まりを背景として、みなみまぐろの保存及び管理に係る枠組みを一層整備するため、一九八八年（昭和六十二年）四月以降三國間で協議が行われた結果、一九九三年（平成五年）五月十日キャンベラにおいて署名されたものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一、本条約は、みなみまぐろについて適用し、その保存、最適利用を適当な管理を通じ確保することを目的とする。
- 二、締約国は、本条約の実施等を確保するため、すべての必要な行動をとるとともに、みなみまぐろ保存委員会に対し、みなみまぐろに関する情報等を提供する等の措置をとる。
- 三、締約国は、本条約によりみなみまぐろ保存委員会を設置す

る。同委員会は、事務局を設置することができ、同事務局を設置する時に委員会の本部の所在地を決定する。

四、みなみまぐろ保存委員会は、みなみまぐろに関する情報の収集及び蓄積、その保存、管理及び最適利用のための規制措置等の審議、その総漁獲可能量及び各締約国別割当量等の決定、締約国に対する勧告の決定等を行う。

五、締約国は、みなみまぐろ保存委員会の諮問機関として科学委員会を設置する。同委員会は、みなみまぐろの個体群の状況及び傾向の評価・分析等を行う。

六、締約国は、本条約の目的達成を促進するため、他国の本条約への加入奨励のため協力する。

七、締約国は、本条約の締約国でない国等の漁獲活動であって、本条約の目的達成に影響を与える可能性があるものについて、当該国等の注意を喚起すること等の措置をとる。

八、本条約は、オーストラリア、日本及びニュー・ジールランドにより批准、受諾又は承認されなければならず、三番目の批准書、受諾書又は承認書が寄託された日に効力を生ずる。

委員長報告

ただいま議題となりました条約三件につきまして、外務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、みなみまぐろ保存条約は、ミナミマグロの保存及び最適利用を適当な管理を通じて確保することを目的として、保存委員会の設置、ミナミマグロの保存、管理等に係る措置等について定めるものであります。

次に、ネパールとの航空協定は、わが国とネパールとの間の定期航空業務の開設を目的として、そのための権利の相互許与、業務の開始及び運営についての手続、及び両国の指定航空企業が業務を行うことができる路線等を定めるものであります。

次に、日中航空協定の改正議定書は、近年の両国間の航空輸送需要の増加等に対応することを目的として、定期航空業務の運営のために、両国が指定する航空企業の数を二以上とすることができよう改めるものであります。

委員会におきましては、みなみまぐろ保存条約の締約国の拡大、カトマンズ空港施設の改善に対するわが国の協力、海外渡航者の増加とその安全対策等の諸問題について質疑が行われましたが、詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終え、採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定の締結について承認を求めめるの件（閣条第二号）

要旨

我が国とネパールとの間の定期航空路開設については、一九七八年（昭和五十三年）以来、ネパール側から希望が表明されていた。近年に至り、航空運輸需要がほぼ直通航空路を開設し得る状況になったこと及び一九九四年（平成六年）に予定されている関西国際空港の開港により我が国の空港事情が改善される見通しが立ったことから、一九九二年（平成四年）八月以来、交渉が行われた結果、一九九三年（平成五年）二月十七日にこの協定が署名された。この協定は、我が国とネパールとの間の定期航空業務の開設を目的としており、その主な内容は次のとおりである。

一、両国の航空企業は、相手国の領空を無着陸で通過することができるほか、相手国の領域に給油、整備等の運輸以外の目的で着陸することができる。

二、両国の指定航空企業は、付表に定められた路線（特定路線）において、相手国内の地点に着陸して定期的に両国間の貨客を運送することができるとともに、定期的に特定路線上の第三国

内の地点と相手国内の地点との間の貨客を運送することができる。

三、指定航空企業は、相手国の空港等の施設の使用料金につき最恵国待遇及び内国民待遇を与えられるとともに、その航空機が使用する燃料、潤滑油等につき相手国の関税等を免除される。

四、特定路線における定期航空業務を開始するためには、まず、締約国が、当該路線を運航する自国の航空企業を指定する。指定航空企業は、相手国から国内法に従って運営許可を受けた後に運航を開始することができる。

五、両国の指定航空企業は、定期航空業務につき公平かつ均等な参加の機会を与えられる。

六、指定航空企業が提供する輸送力は、貨客運送需要に適合するものでなければならず、その需要のうち自国発着の貨客を運送することを主目的として輸送力を供給する。

七、運賃は、原則として関係指定航空企業間で合意し、両国の航空当局の認可を受ける。

八、付表に、両国の指定航空企業が運営することのできる定期路線を具体的に定める。

委員長報告

前ページ参照

日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件（閣条第三号）

要旨

この議定書は、一九七四年（昭和四十九年）四月に署名された現行の日中航空運送協定を改正するため、一九九三年（平成五年）二月十七日に署名されたもので、近年の両国間の航空運送需要の増加等に対応することを目的として、定期航空業務の運営のため、両国が指定できる航空企業の数を現行の「一又は二」から「一又は二以上」に改めるものである。

委員長報告

前ページ参照

◎大蔵委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月28日 (木)	<p>理事の補欠選任を行った。 租税及び金融等に関する調査を行うことを決定した。 民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案の草案について提案者須藤良太郎君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。</p>
2	平成5年12月14日 (火)	<p>平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付） 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付） 右両案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣及び政府委員に対し質疑を行い、質疑を終局した。</p>
3	平成5年12月15日 (水)	<p>平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（閣法第一六号）（衆議院送付） 農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案（閣法第一七号）（衆議院送付） 右両案について討論の後、いずれも可決した。</p>

4	
平成6年1月27日 (木)	
理事の補欠選任を行った。 請願第九五号外六九件を審査した。	閣法第一六号 賛成会派 自、社、公、連新、民、二院 反対会派 共 欠席会派 なし 閣法第一七号 賛成会派 自、社、公、連新、民、二院 反対会派 共 欠席会派 なし

5	番号	
法律案	件名	
法人税法の一部を改正する	提出者 (月日)	
橋本 敦君 五 一、一八	予備送付 月日	
五 一、二二	衆議院へ 提出	
五 一、二六	付託 委員会	参議院
未了	議決 委員会 議決 本会議	
	付託 委員会	衆議院
	議決 委員会	
	議決 本会議	
五 一、二六 参本会議 趣旨説明	備考	

平成五年度における国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例に関する法律案（閣法第一六号）

要旨

本法律案は、平成五年度における厳しい税收動向等にかんがみ、次のような特例措置を講じようとするものである。

一、国債の元本償還に充てるべき資金としては、前年度首国債総額の一・六パーセント相当額を、国債整理基金特別会計に繰り入れることとされているが、平成五年度においてはこの規定を適用しない。

二、一の国債総額の計算に際し、割引国債については、発行価格を額面金額とみなしているため、発行価格差減額（発行価格と額面との差額）については、その差減額を償還年限で除した金額を、同特別会計に繰り入れることとされているが、同年度においてはこの規定を適用しない。

なお、本法律施行に伴う平成五年度の国債費の修正減少額は三兆四百八十七億円である。

委員長報告

ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、国債費繰り入れ特例法案は、平成五年度における租税収入の動向等にかんがみ、同年度における国債の元本償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への定率繰り入れ等について、これを停止する特例を設けようとするものであります。

次に、農業共済特別措置法案は、平成五年度において低温等による稲作等の被害が甚大であったことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる同年度の再保険金の支払い財源の不足に対処するため、必要な借入れ等の特別措置を定めるものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、平成六年度予算編成における定率繰り入れ停止の意図の有無、特例公債の六十年償還ルールを短縮化する必要性、輸入米の売買利益を農業共済再保険特会に繰り入れることの妥当性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して吉岡吉典委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律案（閣法第一七号）

要旨

本法律案は、平成五年度において低温等による水稲等の被害が甚大であったことにより、農業共済再保険特別会計の農業勘定に生ずる平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対処するため、必要な借入れ等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、借入金

平成五年度の再保険金の支払財源の不足に対しては、不足額が多額に上っている一方、深刻な財政状況にかんがみ、農業共済再保険特別会計の農業勘定において借入金により対処することとし、これに係る債務を弁済するため、新たに借入れを行うことができることとする。

二、一般会計及び食糧管理特別会計からの繰入れ

- 1 借入金の利子相当額については、農業共済再保険特別会計の負担とならないようにするため、一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることとする。
- 2 借入金の償還の財源としては、低温等による水稲の被害に

起因して緊急特例的に行う米の輸入により食糧管理特別会計に発生する一時的な利益を充てることとし、同特別会計の輸入食糧管理勘定から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れることとするとともに、必要があるときは、一般会計から繰り入れることができることとする。

三、剰余金の処理

一般会計及び食糧管理特別会計による繰入金については、農家の共済掛金負担の軽減を図るため、後日、農業共済再保険特別会計の農業勘定に決算上の剰余金が生じた場合においても、平成五年度再保険金のうち著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額は、農業共済再保険特別会計の農業勘定から繰り戻しを要しないこととする。

委員長報告

前ページ参照

民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案（参第一号）

要旨

本法律案は、民間における海外援助事業を推進するため、国等

の所有に属する物品の譲与等に関して必要な措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、各省各庁の長は、その事務又は事業の用に供していた物品につき、民間海外援助団体からその譲与を求める旨の申出があった場合において、開発途上にある海外の地域の住民の福祉の向上に寄与するものと認めるときは、大蔵大臣と協議の上、当該物品を譲与することができる。

ただし、当該譲与が、宗教上の団体又は公の支配に属しない慈善、教育若しくは博愛の事業に対し、行われることとなる場合は、この限りでない。

二、物品の譲与を受けた民間海外援助団体は、当該物品に係る民間海外援助事業の実施に関し、各省各庁の長に対し報告しなければならぬ。

三、地方公共団体は、その事務又は事業の用に供していた物品の民間海外援助団体に対する譲与に関し必要な措置を講ずるよう努める。

委員長報告

ただいま議題となりました民間海外援助事業の推進のための物品の譲与に関する法律案につきまして、提案の趣旨及びその概要を御説明申し上げます。

本法律案は、昨二十八日、大蔵委員会において全会一致をもって起草、提出したものであります。

御承知のように、我が国の経済協力は政府開発援助を初めとして、民間による資金援助、物資援助、人材派遣、研修員の受け入れ等が活発に行われているところであります。

とりわけ、民間海外援助団体の活動は、国民参加による経済協力を推進するという見地から、草の根レベルで開発途上にある海外の地域社会に密着した事業を実施しており、また、災害あるいは食糧危機等の緊急事態に対しても、柔軟かつ迅速な救援活動を展開する等、極めて重要な役割を果たしております。

本法律案は、このような民間の発意に基づく海外援助事業の自主性を尊重しつつ、その活動をより一層推進するため、国等の所有に属する物品の譲与について所要の措置を講じようとするものであります。

その概要について申し上げますと、各省各庁の長は、その事務又は事業の用に供していた物品につき、民間海外援助団体からその譲与を求める旨の申し出があった場合において、開発途上にある海外の地域における住民の福祉の向上に寄与するものと認められるときは、当該物品を譲与することができることといたしております。

また、地方公共団体は、その事務又は事業の用に供していた物

品の民間海外援助団体に対する譲与に関し、必要な措置を講ずるよう努めることといたしております。

以上が本法律案の提案の趣旨及びその概要であります。

何とぞ速やかに御賛成下さいますようお願い申し上げます。

◎文教委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月12日 (火)	教育、文化及び学術に関する調査を行うことを決定した。 文教行政の諸施策に関する件について赤松文部大臣から所信を聴いた。
2	平成5年11月9日 (火)	文教行政の諸施策に関する件について赤松文部大臣、政府委員、総理府、大蔵省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。
3	平成6年1月27日 (木)	請願第五八号外一三三件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第三六号外八八件を審査した。

◎厚生委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月21日 (木)	社会保険制度等に関する調査を行うことを決定した。
2	平成5年11月4日 (木)	保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案の草案について提案者清水嘉与子君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。
3	平成5年11月11日 (木)	理事の補欠選任を行った。 診療報酬改定に関する件、先の戦争についての現内閣の認識に関する件、色覚異常者に対する処遇に関する件、児童家庭対策に関する件、旧陸軍軍医学校跡地の人骨に関する件、血液製剤によるHIV感染者対策に関する件、輸入米の安全性の確保に関する件、骨粗鬆症の予防に関する件等について大内厚生大臣、政府委員、外務省、文部省、運輸省、労働省、消防庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。
4	平成5年11月16日 (火)	心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案(衆第九号)(衆議院提出)について提出者衆議院厚生委員長加藤万吉君から趣旨説明を聴き、討論の後、可決した。 なお、附帯決議を行った。 衆第九号

		<p>賛成会派 自、社、公、新連、民、共 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 なし</p>
5	<p>平成5年12月14日 (火)</p>	<p>歯科技工法の一部を改正する法律案の草案について提案者菅野壽君から説明を聴いた後、委員会提出の法律案として提出することに決定した。</p>
	<p>平成5年12月15日 (水)</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>
6	<p>平成6年1月27日 (木)</p>	<p>請願第八号外八一件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第四号外六七四件を審査した。</p>

○衆議院議員提出法律案（一件）

9	号番		
心身障害者対策 基本法の一部を 改正する法律案	件名		
厚生委員長 （五、二、九）	提出者 （月日）		
五、二、一〇	予備送 付月日		
五、二、二二	本院へ 提出		
五、二、一〇 （予）	委員会 付託	参 議 院	
五、二、一六 可決	委員会 議決		
五、二、一六 可決	本会議 議決		
	委員会 付託	衆 議 院	
	委員会 議決		
五、二、二二 可決	本会議 議決		
	備考		

心身障害者対策基本法の一部を改正する法律案（衆第九号）

要旨

本法律案は、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、障害者のための施策に関する基本的理念を定めるとともに、障害者の日及び障害者のための施策に関する基本的な計画に関する規定を設けることとするほか、雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用その他障害者のための施策の基本となる事項に関する規定、障害者施策推進協議会に関する規定等について所要の改正を行うこと等障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

一 題名

法律の題名を「障害者基本法」に改める。

二 総則

- 1 障害者の自立と社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動への参加を促進することを法律の目的とする。
- 2 法律の対象となる者の名称を「障害者」に改めるとともに、身体障害、精神薄弱又は精神障害が法律の対象であることを明定する。
- 3 すべて障害者は、個人の尊厳にふさわしい処遇を保障され

る権利を有するとともに、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

4 十二月九日を障害者の日とする。

5 政府は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定しなければならない。また、都道府県及び市町村は、障害者のための施策に関する基本的な計画を策定するよう努めなければならない。

6 政府は毎年、国会に、障害者のために講じた施策の概況に関する報告書を提出しなければならない。

三 障害者の福祉に関する基本的施策

1 医療並びに施設への入所及び在宅障害者への支援等について、国及び地方公共団体が講じなければならない施策等に関する規定を整備するとともに、国及び地方公共団体は、障害者の教育に関する環境の整備を促進しなければならないものとする。

2 雇用の促進、公共的施設の利用及び情報の利用等について、国及び地方公共団体が講じなければならない施策等に関する規定を整備するとともに、事業者に対しても所要の努力義務規定を設ける。

四 障害の予防に関する基本的施策

国及び地方公共団体は、障害の原因及び予防に関する調査研究を促進するとともに、障害の予防のため必要な施策を講じなければならぬ。

五 障害者施策推進協議会

1 「心身障害者対策協議会」の名称を「障害者施策推進協議会」に改める。

2 中央障害者施策推進協議会の委員を、障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちからも任命する。

六 施行期日

この法律は、公布の日から施行する。ただし、障害者施策推進協議会及び障害者基本計画等に関する規定は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、厚生委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、障害者を取り巻く社会経済情勢の変化等に対応し、障害者の自立と社会参加の一層の促進を図るため、法律の題名を「障害者基本法」に改め、障害者のための施策に関する基本的理念を定めるとともに、障害者の日及び障害者のための施策に

関する基本的な計画に関する規定を設けることとするものであります。あわせて、雇用の促進、公共的施設の利用、情報の利用その他障害者のための施策の基本となる事項に関する規定、障害者施策推進協議会に関する規定等について所要の改正を行うこと等、障害者のための施策を総合的かつ計画的に推進するための措置を講じることとしております。

委員会におきましては、提出者の衆議院厚生委員長から趣旨説明を聴取した後、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して前島委員より、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本新党・民主改革連合及び民社党・スポーツ・国民連合を代表して堀委員より、日本共産党を代表して西山委員より、本案に賛成の旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議

政府は、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、障害者の「完全参加と平等」の実現に向け、政府の「障害者対策に関する新長期計画」に基づき、障害者のための施策の一

層の充実を図ること。

二、てんかん及び自閉症を有する者並びに難病に起因する身体又は精神上的の障害を有する者であつて長期にわたり生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるものであり、これらの者に対する施策をきめ細かく推進するよう努めること。

三、精神障害が法律の対象であることを明定したことにかんがみ、精神障害者のための施策がその他の障害者のための施策と均衡を欠くことのないよう、特に社会復帰及び福祉面の施策の推進に努めること。

四、事業者の責務を新たに定めたことにかんがみ、事業者がその責務を果たしやすいよう、必要な施策を推進すること。

五、中央障害者施策推進協議会に障害者及び障害者の福祉に関する事業に従事する者のうちからも委員及び専門委員を任命することと定めたことにかんがみ、地方障害者施策推進協議会においても、同様の趣旨が生かされるよう適切に指導すること。
右決議する。

保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案（参第二号）

要旨

本法律案は、我が国における高齢化の進展等に伴い、地域等における保健指導の業務の重要性が増大していること等にかんがみ、男子が保健士の名称を用いて保健指導の業務を行うことができることとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦助産婦看護婦法の保健婦に関する規定を準用するものとする。

二、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。

委員長報告

ただいま議題となりました保健婦助産婦看護婦法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

我が国における急速な高齢化の進展、保健医療を取り巻く環境の変化等に伴い、地域における保健指導の業務は重要性が著しく増大しており、これを担う質の高いマンパワーを確保していくことは極めて重要な課題であります。

しかしながら、現状では、この地域保健業務は保健婦として女子にしか開かれていないことから、これを男子にも門戸を開き、地域保健の専門的な担い手を確保することが求められておりま

す。

このため、男子においても、厚生大臣の免許を受けて、保健士の名称を用いて保健指導に従事することができることとし、法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、保健士の名称を用いて保健指導に従事することを業とする男子について、保健婦助産婦看護婦法の保健婦に関する規定を準用することとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

歯科技工法の一部を改正する法律案（参第六号）

要旨

本法律案は、我が国における高齢化の進展等に伴い歯科技工の重要性が増大していること等にかんがみ、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者が歯科技工士試験を受験できることとするるとともに、題名を改めるものであり、その主な内容は次のと

おりである。

- 一 法律の題名を歯科技工士法とする。
- 二 歯科技工士試験を受験できる者として、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者を加える。
- 三 この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行する。

委員長報告

ただいま議題となりました歯科技工法の一部を改正する法律案につきまして、厚生委員会を代表して、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

歯科技工士は歯科医師の指示のもとに義歯等の歯科技工物を作成することにより、歯科医療の普及及び向上に寄与しており、本格的な高齢化社会を迎え、今後その役割は一層大きくなるものと考えられます。

こうした中で、社会からの多様な要請に十分対応できるよう、歯科技工に関する技術水準を一層高めていくとともに、歯科技工水準の向上に貢献する人材をより多く育成していくことが重要であります。

このため、文部大臣の指定する学校を歯科技工士の養成課程のひとつとして位置付けることにより、短期大学等における教育・

研究施設の設置への道を開くとともに、法律の題名を改めることとし、法律案を提出した次第であります。

改正の内容は、法律の題名を歯科技工士法に改めるとともに、歯科技工士試験を受験できる者として、文部大臣の指定する歯科技工士学校を卒業した者を加えることとするものであります。

なお、この法律は、公布の日から起算して六十日を経過した日から施行することとしております。

以上がこの法律案を提出する理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

◎農林水産委員会

回数	年月日 (曜日)	議事内容
1	平成5年9月24日 (金)	農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
2	平成5年10月22日 (金)	当面の農林水産行政に関する件について畑農林水産大臣、政府委員、外務省、厚生省、農林水産省、科学技術庁、労働省及び自治省当局に対し質疑を行った。 農林漁業災害、米安定供給等の対策に関する決議を行った。
3	平成5年10月28日 (木)	米問題について細川内閣総理大臣及び畑農林水産大臣に対し質疑を行った。
4	平成5年11月9日 (火)	畑農林水産大臣から欧州訪問について報告を聴いた。 当面の農林水産行政に関する件について畑農林水産大臣、政府委員、農林水産省及び外務省当局に対し質疑を行った。
5	平成5年12月9日 (木)	米問題について畑農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。

6

平成6年1月27日
(木)

理事の補欠選任を行った。
請願第二〇五号外三件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第一三〇号外二六件を審査した。

農林漁業災害、米安定供給等の対策に関する決議

本年における異常低温、集中豪雨、台風等の災害は、全国各地にわたって、農林漁業に未曾有の被害を与え、地域経済はもとより、広く国民経済一般にも極めて深刻な影響を及ぼしている。

このため、政府は、先の関係閣僚会合において冷害対策等に関する基本的事項を提示したところであるが、甚大な被害は、農林漁業者の経営意欲を著しく減殺しており、これを回復する観点から、天災融資法・激甚災害法の早期発動等既存の救済策の着実な実施はもとより、実効ある特段の対策につき、補正予算等必要な財源確保も含めて、迅速かつ的確に実施し、被災農林漁業者が安心して再生産に取り組むことのできる体制の確立等に万遺憾なきを期すべきである。

また、米が戦後最悪の不作となる見通しであることに対応し、転作等目標面積の緩和等により、計画的な適正在庫の確保に努め、食糧管理制度の基本に即した安定供給対策を講ずるとともに、今回の米の輸入については、緊急特例的な措置であり、国際的な米需給に及ぼす影響等に十分配慮しつつ、本会議及び本委員会における米の国内完全自給に関する諸決議の趣旨に反することのないよう万全を期すべきである。

右決議する。

◎商工委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月21日 (木)	産業貿易及び経済計画等に関する調査を行うことを決定した。 通商産業行政の基本施策に関する件について熊谷通商産業大臣から所信を聴いた。 経済計画等の基本施策に関する件について久保田経済企画庁長官から所信を聴いた。
2	平成5年10月28日 (木)	景気の現状と対策に関する件、ガット・ウルグアイ・ラウンドへの対応に関する件、製造物責任制度導入問題に関する件、地球環境問題に関する件、分散型電源の買電促進に関する件、円高差益還元策に関する件、緊急経済対策及び新社会資本整備に関する件等について熊谷通商産業大臣、久保田経済企画庁長官、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、科学技術庁及び外務省当局に対し質疑を行った。
3	平成5年11月4日 (木)	特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(閣法第九号)(衆議院送付)について熊谷通商産業大臣から趣旨説明を聴いた。
4	平成5年11月9日 (火)	特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案(閣法第九号)(衆議院送付)について久保田経済企画庁長官、熊谷通商産業大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った後、可決した。 なお、附帯決議を行った。 閣法第九号

		<p>賛成会派 自、社、公、新連、民、共 反対会派 なし</p> <p>欠席会派 なし</p>
5	<p>平成5年12月7日 (火)</p>	<p>参考人の出席を求めることを決定した。</p> <p>中小企業の経営に関する件について参考人主席経営指導員荒木明君、主席経営指導員小泉利明君、有限会社石三織布代表取締役石川三三君、株式会社日章製作所代表取締役高田料成君及び相模通信工業株式会社代表取締役社長半田洋之君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。</p>
	<p>平成5年12月15日 (水)</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>
6	<p>平成6年1月27日 (木)</p>	<p>請願第二六三号外五件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第一〇号外八四件を審査した。</p>

○内閣提出法律案（一件）

9	号番		
特定中小企業者の新分野 進出等による経済の構造 的变化への適応の円滑化 に関する臨時措置法案	件名		
衆	院議先		
一五 Q二五	月提 日出		
一五、 Q二五 予	付託 委員会	参 議 院	衆 議 院
可決 一五、 九	議決 委員会		
可決 一五、 二二	議決 本会議		
一五 Q二五	付託 委員会	衆 議 院	衆 議 院
可決 一五 Q二五	議決 委員会		
可決 一五、 二	議決 本会議		
	備考		

特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への
適応の円滑化に関する臨時措置法案（閣法第九号）

要旨

本法律案は、近年における海外地域の工業化の進展等による競争条件の変化、情報化や技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化その他の我が国を巡る経済の多様かつ構造的な変化が中小企業に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う新たな事業の分野への進出及び海外の地域における事業の開始等について、これらを円滑にするための中小企業信用保険法の特例措置等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、定義

この法律により支援対象となる「特定中小企業者」を、「近年における経済の多様かつ構造的な変化による影響を受けている工業等の業種（特定業種）に属する事業を行う中小企業者のうち、その事業がこれらの変化による影響を受け、又は受けなおそれがあるものであって、一定の要件に該当するもの並びにこれらの者がその構成員の相当程度を占める組合等」と定義する。

二、新分野進出等の計画の承認

特定中小企業者は、新分野進出又は海外における事業の開始若しくは拡大に関する計画を作成し、都道府県知事の承認を受けられることができる。

三、支援措置

新分野進出等計画の承認を受けた特定中小企業者は、中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業信用保険法の特例等による支援措置を受けることができる。

四、特定業種に属する事業の開始

特定業種に属する事業を営んでいない中小企業者等の特定業種に属する事業の開始に関する計画についても承認を受けて、支援措置を受けることができる。

五、雇用の安定等の努力等

特定中小企業者は、新分野進出等を行うに当たっては、その雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

また、特定中小企業者が事業活動の縮小を余儀なくされた場合には、国は、雇用の安定を図るため必要な措置を講ずるよう努めるとともに、国及び都道府県は、職業訓練の実施等職業及び生活の安定に資するため必要な措置を講ずるよう努める。

六、法律の失効

この法律は、施行の日から七年を経過した日に失効する。

委員長報告

ただいま議題となりました特定中小企業者の新分野進出等による経済の構造的変化への適応の円滑化に関する臨時措置法案につきまして、商工委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法案は、近年における海外地域の工業化の進展等による競争条件の変化、情報化や技術の高度化に伴う投資の一巡、技術革新による生産工程等の変化、その他の我が国をめぐる経済の多様かつ構造的な変化が中小企業に及ぼしている影響にかんがみ、これらの変化に適応するため中小企業者が行う新たな分野への進出及び海外の地域における事業の開始等について、これらを円滑にするための中小企業近代化資金等助成法の特例、中小企業信用保険法の特例等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、特定中小企業者に関する要件、新分野進出及び海外進出に伴う影響、十分な情報提供の必要性、中小企業経営安定対策等の諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終わり、採決の結果、本法案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法案に対し七項目の附帯決議を行いました。
以上、御報告申し上げます。

附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 特定業種の指定については、社会・経済事情の変化に的確に対応しつつ、適切かつ迅速に行うこと。
- 二 新分野進出又は事業開始に係る法の運用に当たっては、既に当該分野で事業を行っている中小企業者との競争を不必要に激化させ、これら中小企業者に困難を強いることのないよう留意すること。
- 三 海外における事業の開始又は拡大に係る法の運用に当たっては、国内の関連事業者が悪影響を及ぼすことがないよう留意するとともに、関連事業者の事業の振興についても配慮すること。
- 四 新分野進出等計画の承認に当たっては、「新たな事業の分野への進出」を幅広く取り上げる等中小企業者の努力を積極的に支援するよう配慮すること。
- 五 中小企業者の新分野進出等に関する便宜に資するため、新分野進出等に関する情報の積極的な提供に努めること。
- 六 新分野進出等に当たっては、雇用の安定に配慮するよう指導を行うとともに、雇用安定施策の積極的活用を図ること。

七 中小企業の置かれている厳しい経営環境にかんがみ、中小企業の経営基盤安定のための施策の一層の充実・強化に努めること。
右決議する。

◎運輸委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月26日 (火)	<p>運輸事情等に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>関西国際空港の全体構想に関する件、東海道新幹線の老朽化及び安全対策に関する件、空港使用料等の見直しに関する件、貨物運送の効率化の促進に関する件、軽油引取税の転嫁問題に関する件、離島航路事業に対する国庫補助に関する件、規制緩和に対する運輸省の方針に関する件、整備新幹線の整備に関する件、交通施設における身体障害者対策に関する件、外航海運対策に関する件等について伊藤運輸大臣、政府委員、警察庁及び建設省当局に対し質疑を行った。</p>
2	平成5年12月15日 (水)	<p>都合により取りやめとなった。</p>
	平成6年1月27日 (木)	<p>請願第一〇〇三号外一四件を審査した。</p>

◎通信委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月28日 (木)	郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査を行うことを決定した。 情報通信基盤整備の在り方に関する件、行革審答申及び金融自由化を踏まえた郵政事業の運営方針に関する件、電気通信事業者の経営状況及び通信料金政策に関する件、郵便料金値上げ問題に関する件、テレビ朝日前報道局長発言問題等に関する件等について神崎郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。
2	平成6年1月27日 (木)	都合により取りやめとなった。 都合により取りやめとなった。
	平成5年12月15日 (水)	請願第五二〇号外一〇件を審査した。

○NHK決算（二件）

<p>件名</p>	<p>日本放送協会平成三年度 財産目録、貸借対照表及 び損益計算書並びにこれ に関する説明書</p>		
<p>提出 月日</p>	<p>五 二、二 （第百二十 六回国会）</p>		
<p>参 議 院</p>	<p>付託 委員会</p>	<p>議決 委員会</p>	<p>議決 本会議</p>
	<p>五 九、一七</p>		
<p>衆 議 院</p>	<p>付託 委員会</p>	<p>議決 委員会</p>	<p>議決 本会議</p>
	<p>五 九、一七</p>		
<p>備 考</p>	<p>第百二十六回国会 第百二十七回国会 未了</p>		

◎労働委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月26日 (火)	理事の補欠選任を行った。 労働問題に関する調査を行うことを決定した。 労働行政の基本施策に関する件について坂口労働大臣から所信を聴いた。
2	平成5年11月4日 (木)	男女雇用機会均等法の見直し等女子労働者対策に関する件、雇用における同和対策の推進に関する件、職場におけるエイズ対策に関する件、ILO第百五十六号条約の批准に関する件、勤労者の健康増進対策に関する件、出稼ぎ労働者対策に関する件、旧国鉄労働者の不当労働行為救済申立てに関する件、高齢化社会に対する労働行政の姿勢に関する件、日本型雇用システムの評価と今後の見通しに関する件、雇用調整助成金の運用に関する件、労働時間の国際比較に関する件等について坂口労働大臣、政府委員、総務庁、外務省、資源エネルギー庁、大蔵省、農林水産省、建設省、通商産業省及び運輸省当局に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。
3	平成6年1月27日 (木)	請願第五九三号外三〇件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第一七三七号外三件を審査した。

◎建設委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月28日 (木)	建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行うことを決定した。
2	平成5年11月11日 (木)	建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基本施策に関する件について五十嵐建設大臣及び上原 国務大臣から所信を聴いた。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。
3	平成6年1月27日 (木)	請願第三四七号外四七件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定 し、第四九号外一〇件を審査した。

◎予算委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月1日 (金)	理事の補欠選任を行った。 予算の執行状況に関する調査を行うことを決定した。 細川内閣総理大臣、羽田外務大臣及び藤井大蔵大臣から米国訪問に関し各々報告を聴いた。
2	平成5年10月7日 (木)	予算の執行状況に関する件について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、上原国務大臣、伊藤運輸大臣、五十嵐建設大臣、久保田経済企画庁長官、佐藤国務大臣、武村内閣官房長官、石田総務庁長官、羽田外務大臣、大内厚生大臣、藤井大蔵大臣、神崎郵政大臣、坂口労働大臣、中西防衛庁長官、畑農林水産大臣、赤松文部大臣、三ヶ月法務大臣、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。
3	平成5年10月8日 (金)	予算の執行状況に関する件について細川内閣総理大臣、武村内閣官房長官、中西防衛庁長官、山花国務大臣、藤井大蔵大臣、五十嵐建設大臣、大内厚生大臣、坂口労働大臣、羽田外務大臣、広中環境庁長官、畑農林水産大臣、石田総務庁長官、上原国務大臣、伊藤運輸大臣、久保田経済企画庁長官、佐藤国務大臣、神崎郵政大臣、赤松文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
4	平成5年10月12日 (火)	予算の執行状況に関する件について細川内閣総理大臣、五十嵐建設大臣、上原国務大臣、武村内閣官房長官、羽田外務大臣、山花国務大臣、江田科学技術庁長官、藤井大蔵大臣、伊藤運輸大臣、大内厚生大臣、石田総務庁長官、赤松文部大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

<p>5</p> <p>平成5年12月9日 (木)</p>	<p>参考人の出席を求めることを決定した。</p> <p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p> <p>右三案について藤井大蔵大臣から趣旨説明を聴いた後、細川内閣総理大臣、武村内閣官房長官、山花国務大臣、羽田外務大臣、石田総務庁長官、大内厚生大臣、江田科学技術庁長官、畑農林水産大臣、藤井大蔵大臣、佐藤自治大臣、赤松文部大臣、久保田経済企画庁長官、熊谷通商産業大臣、坂口労働大臣、神崎郵政大臣、五十嵐建設大臣、上原国土庁長官、伊藤運輸大臣、政府委員及び参考人日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行った。</p>
<p>6</p> <p>平成5年12月10日 (金)</p>	<p>参考人の出席を求めることを決定した。</p> <p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p> <p>右三案について細川内閣総理大臣、羽田外務大臣、畑農林水産大臣、大内厚生大臣、藤井大蔵大臣、久保田経済企画庁長官、佐藤自治大臣、熊谷通商産業大臣、坂口労働大臣、五十嵐建設大臣、神崎郵政大臣、山花国務大臣、赤松文部大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員、最高裁判所当局及び参考人日本銀行総裁三重野康君に対し質疑を行った。</p>
<p>7</p> <p>平成5年12月13日 (月)</p>	<p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付)</p> <p>平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p>

	<p>8</p> <p>平成5年12月14日 (火)</p>	<p>右三案について細川内閣総理大臣、畑農林水産大臣、山花国務大臣、石田総務厅长官、大内厚生大臣、上原国務大臣、熊谷通商産業大臣、三ヶ月法務大臣、羽田外務大臣、佐藤自治大臣、伊藤運輸大臣、愛知防衛厅长官、坂口労働大臣、広中環境厅长官、五十嵐建設大臣、藤井大蔵大臣、久保田経済企画厅长官、武村内閣官房長官、赤松文部大臣、小粥公正取引委員会委員長及び政府委員に対し質疑を行った。</p>
	<p>9</p> <p>平成5年12月15日 (水)</p>	<p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付) 平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付) 平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p> <p>右三案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、藤井大蔵大臣、熊谷通商産業大臣、三ヶ月法務大臣、大内厚生大臣、佐藤自治大臣、武村内閣官房長官、坂口労働大臣、石田総務厅长官、神崎郵政大臣、赤松文部大臣、畑農林水産大臣、羽田外務大臣、江田科学技術厅长官及び政府委員に対し質疑を行った。</p> <p>平成五年度一般会計補正予算(第2号) (閣予第一号) (衆議院送付) 平成五年度特別会計補正予算(特第2号) (閣予第二号) (衆議院送付) 平成五年度政府関係機関補正予算(機第2号) (閣予第三号) (衆議院送付)</p> <p>右三案について細川内閣総理大臣、藤井大蔵大臣、武村内閣官房長官、久保田経済企画厅长官、石田総務厅长官、羽田外務大臣、江田科学技術厅长官、広中環境厅长官、熊谷通商産業大臣、五十嵐建設大臣、上原国士厅长官、佐藤自治大臣、三ヶ月法務大臣、伊藤運輸大臣、畑農林水産大臣、愛知防衛厅长官、神崎郵政大臣、山花国務大臣、大内厚生大臣、坂口労働大臣、小粥公正取引委員会委員長、政府委員及び会計検査院当局に対し質疑を行い、討論の後、いずれも可決した。</p>

予算の執行状況に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

閣予第一号、閣予第二号及び閣予第三号

賛成会派 社、公、連新、民、一院 反対会派 自、共

欠席会派 なし。

○予算（三件）

3	2	1	番号	
平成五年度政府関係機関 補正予算（機第2号）	平成五年度特別会計補正 予算（特第2号）	平成五年度一般会計補正 予算（第2号）	件名	
一一、三〇	一一、三〇	五 一一、三〇	提出月日	
一一、三〇 手	一一、三〇 手	五 一一、三〇 手	付託 委員会	参議院
可決 一一、一五	可決 一一、一五	可決 一一、一五	議決 委員会	
可決 一一、一五	可決 一一、一五	可決 一一、一五	議決 本会議	
一一、三〇	一一、三〇	五 一一、三〇	付託 委員会	衆議院
可決 一一、八	可決 一一、八	可決 一一、八	議決 委員会	
可決 一一、八	可決 一一、八	可決 一一、八	議決 本会議	
			備考	

平成五年度一般会計補正予算（第2号）（閣予第一号）

平成五年度特別会計補正予算（特第2号）（閣予第二号）

平成五年度政府関係機関補正予算（機第2号）（閣予第三号）

委員長報告

ただいま議題となりました平成五年度補正予算（第2号）三案の予算委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本補正予算の内容につきましては、既に藤井大蔵大臣の財政演説で聴取しておりますので、これを省略致します。

補正予算は去る十一月三十日、国会に提出され、本予算委員会では、衆議院からの送付を待って、十二月九日、大蔵大臣から趣旨説明を聴取した後、本日まで質疑を行い、この間、十三日には、コメ問題及びゼネコン問題等に関する集中的審議を行うなど、終始濃密な審査を行ってまいりました。

質疑のうち、補正予算並びに景気に関し、「景気がきわめて深刻な中で、補正予算が緊急経済対策決定後二カ月半もおくれて提出されたのはなぜか。今回の第二次補正では税収を五兆五千億円減額しているが、前年度決算額に比べ、なお二・三%の増収見積もりとなっている。不況の長期化の中で過大見積もりではないか。政府は景気の現状と先行きをどう判断しているか。」との質

疑があり、細川内閣総理大臣並びに関係各大臣及び日本銀行総裁から、「今回の補正予算は九月に決定した緊急経済対策の財政面からの反映であるが、冷害等の被害に対する農業共済金の支払いや税収の落ち込みについて精査を行うなど鋭意作業を行ってきたため、国会への提出が十一月三十日になったもので、是非御理解願いたい。税の減収の大きなものは申告所得税や法人税などの直接税である。税収見積もりについては、現時点で判断できるこれまでの課税実績と各種の聞き取り調査などを積み上げて見積もったものである。」、さらに景気に関し、「現在の景気はきわめて深刻なものと受け止めている。目下のところ依然として回復の兆しが見られず、個人消費や設備投資の低迷が見られ、企業マインドが落ち込んでいる。景気の先行きについて、回復の道筋が途絶えたかという点、そうではなく、住宅建設は好調を続けており、企業のバランスシートの修復も足取りは鈍いが進んでいる。今後は本補正予算の成立で景気を下支えし、公定歩合の引き下げに伴う累積的効果も出てくるものと考えており、景気指標の動きをよく見きわめつつ、経済運営に誤りなきを期したい。」との答弁がありました。

さらにガット・ウルグアイ・ラウンド交渉におけるコメの調整案の受け入れについて、「政府はこれまでコメの市場開放はしないと明言してきたにもかかわらず、代償措置としての部分開放を

受け入れたことは、国会決議に反し、実質的な関税化の受け入れで公約違反ではないか。」との質疑に対し、細川内閣総理大臣並びに関係各大臣から、「政府としては、百十六カ国に及ぶ難しい多国間交渉の中で、国会決議の趣旨を踏まえ、包括的関税化の回避に全力をあげてきた。交渉の結果は、ミニマム・アクセスが義務づけられたものの、包括的関税化を回避できて、我が国の主張が相当程度反映されたと考えている。しかし、我が国の主張が100%生かされなかった点は誠に申し訳なく思っている。今後は、大変な試練を乗り越え、新しい農業の展開につながって行くよう全力をあげてまいりたい。」との答弁がありました。

質疑はこのほか広範多岐にわたりますが、その詳細は会議録によって御承知願いたいと存じます。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して片山委員が反対、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、日本・新生・改革連合、民主党・スポーツ・国民連合を代表して角田委員が賛成、日本共産党を代表して有働委員が反対の旨それぞれ意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、平成五年度補正予算（第2号）三案は賛成多数をもっていずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎決算委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月25日 (月)	<p>国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査を行うことを決定した。</p> <p>平成三年度決算外二件の審査並びに国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査のため政府関係機関等の役職員を必要に応じ参考人として出席を求めるとを決定した。</p> <p>平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書</p> <p>平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書</p> <p>平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書</p> <p>右二件について藤井大蔵大臣から説明を聴き、会計検査院の検査報告について中島会計検査院長から説明を聴いた後、藤井大蔵大臣、伊藤運輸大臣、中西防衛庁長官、武村内閣官房長官、羽田外務大臣、上原国務大臣、五十嵐建設大臣、熊谷通商産業大臣、江田科学技術庁長官、大内厚生大臣、畑農林水産大臣、神崎郵政大臣、中島会計検査院長、政府委員、郵政省、外務省、農林水産省及び総理府当局に対し質疑を行った。</p>
2	平成5年11月5日 (金)	<p>平成三年度決算外二件中、皇室費、国会、会計検査院、法務省及び裁判所関係について三ヶ月法務大臣、中島会計検査院長、政府委員、最高裁判所、厚生省、総務庁、大蔵省、会計検査院及び法務省当局に対し質疑を行った。</p>
3	平成5年11月8日	<p>平成三年度決算外二件について武村内閣官房長官、佐藤自治大臣、藤井大蔵大臣、上原国土庁長</p>

4	
平成5年11月15日 (月)	(月)
平成三年度決算外二件中、運輸省、郵政省及び科学技術庁関係について伊藤運輸大臣、江田科学技術庁長官、神崎郵政大臣、政府委員及び郵政省当局に対し質疑を行った。	官、五十嵐建設大臣、大内厚生大臣、赤松文部大臣、畑農林水産大臣、広中環境庁長官、石田総務庁長官、中西防衛庁長官、政府委員、会計検査院、自治省及び法務省当局に対し質疑を行った。

○決算その他（三件）

備考欄記載事項は本院についてのもの

件名	提出月日	参議院			衆議院			備考
		付託	委員会	議決	付託	委員会	議決	
平成三年度一般会計歳入歳出決算、平成三年度特別会計歳入歳出決算、平成三年度国税収納金整理資金受払計算書、平成三年度政府関係機関決算書	五 一、二三 （第百一十六回国会）	五 八、五			五 九、一七			第百一十六回国会 大蔵大臣報告 未了 第百一十七回国会 継続
平成三年度国有財産増減及び現在額総計算書	一、二三 （第百一十六回国会）	八、五			九、一七			
平成三年度国有財産無償貸付状況総計算書	一、二三 （第百一十六回国会）	八、五			九、一七			

◎議院運営委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月17日 (金)	<p>一、理事の補欠選任を行った。</p> <p>一、次の構成により庶務関係小委員会及び図書館運営小委員会を設置することを決定した後、それぞれ小委員及び小委員長を選任した。</p> <p>自由民主党六人、日本社会党・護憲民主連合五人、公明党・国民会議、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合及び日本共産党各一人 計一五人</p> <p>なお、各小委員の変更の件については、委員長に一任することに決定した。</p> <p>一、会期を九十日間とすることに決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>
2	平成5年9月21日 (火)	<p>一、科学技術特別委員会、環境特別委員会、災害対策特別委員会、政治改革に関する特別委員会、沖縄及び北方問題に関する特別委員会、国会等の移転に関する特別委員会、地方分権に関する特別委員会及び規制緩和に関する特別委員会を設置し、委員の会派割当をそれぞれ次のとおりとすることに決定した。</p> <p>科学技術特別委員会</p> <p>自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合八人、公明党・国民会議一人、日本新党・民主改革連合、日本共産党、参議院新生党及び二院クラブ各一人 計一〇人</p> <p>環境特別委員会</p> <p>自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合八人、公明党・国民会議一人、日本新党・民</p>

主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党及び参議院新生党各一人 計二〇人

災害対策特別委員会

自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合六人、公明党・国民会議二人、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党及び参議院新生党各一人 計二〇人

政治改革に関する特別委員会

自由民主党一四人、日本社会党・護憲民主連合一〇人、公明党・国民会議三人、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合及び日本共産党各一人、参議院新生党及び二院クラブ各一人 計三五人

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合六人、公明党・国民会議及び日本新党・民主改革連合各一人、民社党・スポーツ・国民連合及び二院クラブ各一人 計二〇人

国会等の移転に関する特別委員会

自由民主党及び日本社会党・護憲民主連合各三人、公明党・国民会議、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合及び日本共産党各一人 計一〇人

地方分権に関する特別委員会

自由民主党八人、日本社会党・護憲民主連合六人、公明党・国民会議二人、日本新党・民主改革連合、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党及び参議院新生党各一人 計二〇人

規制緩和に関する特別委員会

自由民主党一〇人、日本社会党・護憲民主連合七人、公明党・国民会議及び日本新党・民主改革連合各一人、民社党・スポーツ・国民連合、日本共産党、参議院新生党及び二院ク

	<p>4</p> <p>平成5年10月29日 (金)</p>	<p>一、理事の補欠選任を行った。</p> <p>一、中央社会保険医療協議会委員の任命同意に関する件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。</p> <p>一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>
	<p>3</p> <p>平成5年9月24日 (金)</p>	<p>一、日本新党・民主改革連合を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>
		<p>ラブ各一人 計二十五人</p> <p>一、裁判官訴追委員予備員の選任に関する件について決定した。</p> <p>一、次の件について政府委員から説明を聴いた後、承認又は同意を与えることに決定した。</p> <p>イ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命承認に関する件</p> <p>ロ、電波監理審議会委員の任命同意に関する件</p> <p>一、本会議における内閣総理大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。</p> <p>イ、日取り 九月二十四日</p> <p>ロ、時間 自由民主党八〇分、日本社会党・護憲民主連合三〇分、公明党・国民会議二五分、民社党・スポーツ・国民連合一五分、日本共産党二〇分</p> <p>ハ、人数 自由民主党二人、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会議、民社党・スポーツ・国民連合及び日本共産党各一人</p> <p>ニ、順序 1自由民主党 2日本社会党・護憲民主連合 3公明党・国民会議 4民社党・スポーツ・国民連合 5日本共産党 6自由民主党</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>

5	平成5年11月5日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆第八号)(衆議院提出)を可決した。 一、国会議員の給与等に関する規程の一部改正に関する件について決定した。 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
6	平成5年11月12日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 一、北海道開発審議会委員の選任に関する件について決定した。 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
7	平成5年11月26日 (金)	<ul style="list-style-type: none"> 一、元議員故野坂三君に対し、院議をもって弔詞をささげることについて決定した。 一、日本・新生・改革連合を立法事務費の交付を受ける会派と認定した。 一、公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)、政党助成法案(閣法第四号)、公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号)、政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)及び法人税法の一部を改正する法律案(参第五号)について本会議においてその趣旨の説明を聴取することとし、これに対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。 <ul style="list-style-type: none"> イ、時 間 自由民主党九〇分、日本社会党・護憲民主連合三〇分、日本共産党二〇分 ロ、人 数 自由民主党二人、日本社会党・護憲民主連合及び日本共産党各一人 ハ、順 序 大会派順 一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。
8	平成5年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> 一、次の件について政府委員から説明を聴いた後、同意を与えることに決定した。

9		
	<p style="text-align: center;">平成5年12月14日 (火)</p>	<p style="text-align: center;">(火)</p> <p>イ、原子力安全委員会委員の任命同意に関する件 ロ、科学技術会議議員の任命同意に関する件 ハ、公正取引委員会委員の任命同意に関する件 ニ、公害健康被害補償不服審査会委員の任命同意に関する件 ホ、中央更生保護審査会委員の任命同意に関する件 ヘ、社会保険審査会委員の任命同意に関する件 ト、漁港審議会委員の任命同意に関する件 チ、運輸審議会委員の任命同意に関する件 リ、航空事故調査委員会委員の任命同意に関する件 ヌ、日本放送協会経営委員会委員の任命同意に関する件 ル、労働保険審査会委員の任命同意に関する件</p> <p>一、本会議における大蔵大臣の演説に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。</p> <p>イ、日取り 十一月二十日</p> <p>ロ、時間 自由民主党四五分、公明党・国民会議及び日本共産党各二五分</p> <p>ハ、人数 自由民主党一人、公明党・国民会議及び日本共産党各一人</p> <p>ニ、順序 1自由民主党 2公明党・国民会議 3日本共産党 4自由民主党</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p> <p>一、小委員長の補欠選任を行った。</p> <p>一、本会議におけるガット・ウルグアイ・ラウンド農業交渉についての農林水産大臣の報告に対し、次の要領により質疑を行うことに決定した。</p> <p>イ、日取り 十二月十四日</p> <p>ロ、時間 自由民主党二〇分、日本共産党一〇分</p>

	10	平成5年12月15日 (水)	<p>本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p> <p>八、人数 自由民主党一人、日本共産党一人</p> <p>二、順序 大会派順</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>
	11	平成6年1月13日 (木)	<p>都合により取りやめとなった。</p> <p>一、理事の補欠選任を行った。</p> <p>一、国土審議会特別委員の推薦について決定した。</p> <p>一、政治改革に関する特別委員長提出の公職選挙法の一部を改正する法律案（関法第一号）、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（関法第二号）、政治資金規正法の一部を改正する法律案（関法第三号）、政党助成法案（関法第四号）、公職選挙法の一部を改正する法律案（参第三号）及び政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第四号）に関する公聴会開会承認要求について承認を与えることに決定した。</p>
	12	平成6年1月21日 (金)	<p>一、地方制度調査会委員の推薦について決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>
13	平成6年1月26日 (水)	<p>一、事務総長から両院協議会開会の請求についての報告を聴いた。</p> <p>一、公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会協議委員会を選任することとし、その会</p>	

		<p>派割当を次のとおりとすることに決定した。</p> <p>自由民主党八人、日本共産党及び二院クラブ各二人 計一〇人</p> <p>一、農林水産大臣畑英次郎君問責決議案（山本富雄君外二名発議）の委員会審査を省略することに決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>
	<p>平成6年1月27日 (木)</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>
14	<p>平成6年1月28日 (金)</p>	<p>一、農林水産委員長の辞任及び補欠選任について決定した。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>
15	<p>平成6年1月29日 (土)</p>	<p>一、事務総長から公職選挙法の一部を改正する法律案外三件両院協議会において成案を得た旨及び衆議院から同両院協議会成案を受領した旨の報告を聴いた。</p> <p>一、本日の本会議の議事に関する件について決定した。</p>

○衆議院議員提出法律案（一件）

8	番号		
改正する法律案 の国会議員の秘書 給与等に関する 法律案	件名		
議院運営委員長 （五、一〇、二八）	提出者 （月日）		
五、一〇、二八	予備送付 月日		
五、一〇、二八	提出 本院へ		
五、一〇、二八	付託 委員会	参議院	
可決	議決 委員会		
可決	議決 本会議		
	付託 委員会	衆議院	
	議決 委員会		
可決	議決 本会議		
	備考		

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律
案（衆第八号）

要旨

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給料月額の設定等を行おうとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 一、別表第一及び別表第二の全給料月額を引き上げる。
- 二、本法律は、公布の日から施行し、平成五年四月一日から適用する。

委員長報告

ただいま議題となりました国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告申し上げます。

本法律案は、一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書に適用されている別表第一及び別表第二の給料表の全部改定等を行おうとするものであり、本年四月から適用することといたしております。

委員会におきましては、審査の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎科学技術特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
2	平成5年10月29日 (金)	科学技術振興のための基本施策に関する件について江田科学技術庁長官から所信を聞いた後、同長官、政府委員、水産庁及び外務省当局に対し質疑を行った。 参考人の出席を求めることを決定した。
3	平成5年11月5日 (金)	原子力の開発と安全性に関する件について参考人動力炉・核燃料開発事業団理事須田忠義君、日本原子力研究所理事松浦祥次郎君及び財団法人放射線計測協会専務理事沼宮内彌雄君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。
4	平成6年1月28日 (金)	請願第一〇七七号外七件を審査した。

◎環境特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
2	平成5年10月20日 (水)	公害対策及び環境保全の諸施策について広中環境庁長官から所信を聴いた。
3	平成5年10月27日 (水)	公害対策及び環境保全の諸施策に関する件について広中環境庁長官、政府委員、通商産業省、科学技術庁、環境庁、大蔵省、林野庁、農林水産省、厚生省及び外務省当局に対し質疑を行った。 水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員矢上雅義君から趣旨説明を聴いた。
4	平成5年10月29日 (金)	水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)(衆議院提出)について発議者衆議院議員園田博之君、同田中昭一君、同倉田米喜君、同渡瀬憲明君、広中環境庁長官、政府委員及び環境庁当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。 環境基本法案(閣法第五号)(衆議院送付) 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第八号)(衆議院送付) 右両案について広中環境庁長官から趣旨説明を聴いた。

6	平成6年1月28日 (金)	請願第二号外七十七件を審査した。
5	平成5年11月10日 (水)	<p>衆第二号 賛成会派 自、社、公、新連、民、新生 欠席会派 なし 反対会派 共</p> <p>環境基本法案(閣法第五号) (衆議院送付) 環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(閣法第六号) (衆議院送付) 右両案について細川内閣総理大臣、広中環境庁長官、政府委員、環境庁、農林水産省、外務省、科学技術庁、建設省、通商産業省及び林野庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。</p> <p>閣法第五号 賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし 欠席会派 なし</p> <p>閣法第六号 賛成会派 自、社、公、新連、民、共、新生 反対会派 なし 欠席会派 なし</p> <p>都合により取りやめとなった。</p>

環境基本法案（閣法第五号）

要旨

本法案は、近年の我が国の環境問題の構造的変化や地球環境問題への取組みの必要性の高まり等の環境問題の現況にかんがみ、環境の保全の基本理念とこれに基づく基本的施策の総合的な枠組みを定めようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

一、環境の保全についての基本理念として、環境の恵沢の享受と継承等、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等及び国際的協調による地球環境保全の積極的推進の三理念を定めるとともに、国、地方公共団体、事業者及び国民の環境の保全に係る責務を明らかにすること。

二、六月五日を環境の日とすること。

三、環境の保全に関する施策に関し、まず、施策の策定及び実施に係る指針を明示し、また、環境基本計画を定めて施策の大綱を国民の前に示すこととともに、国等の施策における環境配慮、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための規制、環境の保全上の支障を防止するための経済的措置、環境の保全に関する施設の整備その他の事業の推進、環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進、環境教育、民間

団体等の自発的な環境保全活動の促進、情報の提供、地球環境保全等に関する国際協力、費用負担及び財政措置などの基本的な施策を定めること。

四、国及び地方公共団体は、環境の保全に関する施策を講ずるにつき、相協力するものとする。

五、国及び地方公共団体に環境審議会を設置すること等について定めること。

六、この法律は、審議会関係の一部を除き、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました両案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、環境基本法案は、今日の環境政策の対象領域の広がりに対処し、特に都市・生活型公害や地球環境問題等に対し適切な対策を講じていくため、環境の保全の基本的理念と、これに基づく基本的施策の総合的な枠組みを定めようとするものであります。

その主な内容は、環境の恵沢の享受と継承等を初め、環境の保全についての三つの基本理念を定めるとともに、国等の責務を明らかにし、また環境の日を設けることとした上で、環境基本計画、環境影響評価の推進、環境の保全上の支障を防止するための

経済的措置、地球環境保全等に関する国際協力、国及び地方公共団体の協力など環境の保全に関する基本的な施策について規定するものであります。

次に、環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、関係法律について規定の整備等を行うものであります。

委員会におきましては、両案を一括して審査し、環境基本計画の実効性の確保、環境アセスメント、環境保全に関する住民参加、放射能汚染と環境行政、生物多様性の確保、特に野生生物の保護、規制緩和及び貿易と環境、長良川河口せき建設問題などの諸問題について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了いたしましたところ、日本共産党を代表して有働委員より、環境基本法案に対し、汚染原因者負担の原則の明確化等を内容とする修正案が提出されました。

次いで順次採決の結果、有働委員提出の修正案は賛成少数をもって否決され、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

環境基本法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案
(閣法第六号)

要旨

本法律案は、環境基本法の施行に伴い、公害対策基本法を廃止するほか、自然環境保全法等十八法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めるものである。

委員長報告

前ページ参照

水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案(衆第二号)

要旨

本法律案は、水俣病対策の推進に資するため、水俣病に係る認定の長期にわたる申請滞留者の速やかな解消を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、認定の申請期限の延長

旧公害に係る健康被害の救済に関する特別措置法又は公害健康被害の補償等に関する法律(以下「補償法」という。)によ

る水俣病に係る認定又は決定の申請をした者で当該申請に関する処分を受けていないものが環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を、平成八年九月三十日まで、延長すること。

二、認定の申請をすることができる者の範囲の拡大

補償法による水俣病に係る認定の申請をした者で環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる者の範囲を、昭和六十二年八月三十一日以前に補償法による申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大すること。

三、施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

委員長報告

ただいま議題となりました法律案につきまして、環境特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、水俣病の認定業務の促進に関する臨時措置法の施行状況にかんがみ、環境庁長官に対して水俣病に係る認定の申請をすることができる期限を平成八年九月三十日まで延長するとともに、同法の適用対象となる公害健康被害の補償等に関する法律による水俣病に係る認定の申請をした者の範囲を昭和六十二年八

月三十一日以前に同法による認定の申請をしていた者で当該申請に関する処分を受けていないものまで拡大することにより、水俣病の認定業務の一層の促進を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、水俣病問題の早期解決等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して有働委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

◎災害対策特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	<p>特別委員長を選任した後、理事を選任した。</p> <p>雲仙・普賢岳火山災害対策小委員会を設置することを決定した後、小委員、小委員長及び副委員長を選任した。</p> <p>なお、小委員、小委員長及び副委員長の変更の件及び小委員会における参考人の出席要求の件については委員長に一任することに決定した。</p>
2	平成5年11月5日 (金)	<p>平成五年北海道南西沖地震被害対策に関する件、平成五年八月豪雨及び台風第十二号被害対策に関する件、雲仙・普賢岳噴火災害対策に関する件、冷害被害対策に関する件、災害時救急医療対策に関する件等について上原国土厅长官、政府委員、建設省、運輸省、国土庁、農林水産省、自治省、中小企業庁、文部省、郵政省、厚生省、消防庁、気象庁及び防衛庁当局に対し質疑を行った。</p>
	平成5年12月15日 (水)	<p>都合により取りやめとなった。</p>
3	平成6年1月28日 (金)	<p>請願第八六一号を審査した。</p>

◎政治改革に関する特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
2	平成5年12月6日 (月)	理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
3	平成5年12月9日 (木)	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）（衆議院送付） 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（閣法第二号）（衆議院送付） 政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付） 政党助成法案（閣法第四号）（衆議院送付）</p> <p>右四案について佐藤自治大臣から趣旨説明を聴き、 公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）（衆議院送付） 政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第二号）（衆議院送付） 政党助成法案（閣法第四号）（衆議院送付）</p> <p>右三案の衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員川端達夫君から説明を聞いた。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案（参第二号） 政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第四号）</p>

	<p>右両案について発議者参議院議員橋本敦君から趣旨説明を聴いた。 第四十回衆議院議員総選挙の執行状況及び選挙違反取締り状況に関する件について佐藤自治大臣及び政府委員から報告を聴いた。</p>
<p>平成5年12月15日 (水)</p>	<p>都合により取りやめとなった。</p>
<p>4 平成5年12月24日 (金)</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号) 右六案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、佐藤自治大臣及び武村内閣官房長官に対し質疑を行った。</p>
<p>5 平成5年12月27日 (月)</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号) 右六案について発議者参議院議員橋本敦君、細川内閣総理大臣、佐藤自治大臣、山花国務大</p>

	<p>6</p> <p>平成6年1月5日 (水)</p>	<p>臣、広中環境庁長官、久保田経済企画庁長官、三ヶ月法務大臣、羽田外務大臣、藤井大蔵大臣、石田総務庁長官、五十嵐建設大臣、伊藤運輸大臣、武村内閣官房長官及び政府委員に対し 質疑を行った。</p>
<p>7</p> <p>平成6年1月6日 (木)</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号) 右六案について修正案提出者衆議院議員堀込征雄君、細川内閣総理大臣、山花国務大臣、武村内閣官房長官、羽田外務大臣、石田総務庁長官、大内厚生大臣、江田科学技術庁長官、佐藤自治大臣、中島参議院法制局長及び政府委員に対し質疑を行った。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号) 右六案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、藤井大蔵大臣、佐藤自治大臣、神崎郵政大臣、羽田外務大臣、畑農林水産大臣、熊谷通商産業大臣、三ヶ月法務大臣及び政府委員に対し 質疑を行った。</p>

8	平成6年1月7日 (金)	<p>参考人の出席を求めることを決定した。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、佐藤自治大臣、藤井大蔵大臣、羽田外務大臣、石田総務庁長官、久保田経済企画庁長官及び政府委員に対し質疑を行った。</p>
9	平成6年1月10日 (月)	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案について修正案提出者衆議院議員堀込征雄君、細川内閣総理大臣、藤井大蔵大臣、佐藤国務大臣、山花国務大臣、羽田外務大臣、石田総務庁長官、大内厚生大臣、江田科学技術庁長官、久保田経済企画庁長官、武村内閣官房長官、三ヶ月法務大臣、伊藤運輸大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p> <p>また、右六案の審査のため公聴会を開会することを決定した。</p>

12	11	10
平成6年1月13日	平成6年1月12日 (水)	平成6年1月11日 (火)
公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)	<p>政治改革に関する特別委員長本岡昭次君不信任の動議を可決した。 特別委員長の辞任を許可し、補欠選任を行った。 理事の補欠選任を行った。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案の審査のため委員派遣を行うことを決定した後、藤井大蔵大臣、武村内閣官房長官、山花国務大臣及び佐藤自治大臣に対し質疑を行った。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付) 衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付) 政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付) 公職選挙法の一部を改正する法律案(参第三号) 政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案について参考人東京工業大学教授田中善一郎君、三菱化成株式会社相談役鈴木水二君、日本労働組合総連合会会長代行吉田甚之助君、駒澤大学教授前田英昭君、筑波大学教授蒲島郁夫君及び弁護士志田なや子君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。</p>

	13	
(木)	平成6年1月14日 (金)	平成6年1月17日 (月) (公聴会)
<p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右八案について修正案提出者衆議院議員堀込征雄君、山花国務大臣、佐藤自治大臣、武村内閣官房長官、石田総務庁長官、藤井大蔵大臣、三ヶ月法務大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右八案について細川内閣総理大臣、山花国務大臣、佐藤自治大臣、石田総務庁長官、武村内閣官房長官、藤井大蔵大臣、久保田経済企画庁長官、広中環境庁長官、愛知防衛庁長官、坂口労働大臣、三ヶ月法務大臣、大内厚生大臣及び政府委員に対し質疑を行った。</p>	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p>

15	平成6年1月20日 (木)	<p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p>
14	平成6年1月19日 (水)	<p>派遣委員から報告を聴いた。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(閣法第一号)(衆議院送付)</p> <p>衆議院議員選挙区画定審議会設置法案(閣法第二号)(衆議院送付)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(閣法第三号)(衆議院送付)</p> <p>政党助成法案(閣法第四号)(衆議院送付)</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案(参第二号)</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右六案について発議者参議院議員橋本敦君、細川内閣総理大臣、神崎郵政大臣、石田総務庁長官、山花国務大臣、佐藤自治大臣、武村内閣官房長官、藤井大蔵大臣、赤松文部大臣、坂口労働大臣、伊藤運輸大臣、三ヶ月法務大臣及び羽田外務大臣に対し質疑を行った。</p> <p>読売新聞社取締役副社長・論説委員長 加藤 博久君</p> <p>政治改革推進協議会会長 亀井 正夫君</p> <p>都留文科大大学教授 右崎 正博君</p> <p>駒澤大学教授 西 修君</p> <p>宮城県知事 浅野 史郎君</p> <p>元参議院議員 矢嶋 三義君</p> <p>政治資金規正法の一部を改正する法律案(参第四号)</p> <p>右八案について次の公述人から意見を聴き質疑を行った。</p>

政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

政党助成法案（閣法第四号）（衆議院送付）

公職選挙法の一部を改正する法律案（参第三号）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（参第四号）

右六案を議題とし、

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）（衆議院送付）

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（閣法第二号）（衆議院送付）

政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第三号）（衆議院送付）

政党助成法案（閣法第四号）（衆議院送付）

右四案について質疑を終局し、討論の後、いずれも可決した。

閣法第一号、閣法第二号、閣法第三号及び閣法第四号

賛成会派 自の一部、社、公、連新、民 反対会派 自の一部、共、一院

欠席会派 なし

○内閣提出法律案（四件）

番号	件名	先議院	提出月日	参議院		衆議院		備考		
1	公職選挙法の一部を改正する法律案	衆	五 九 一七	付託 五 一、二六	議決 六 一、二〇	議決 六 一、二二	付託 五 一Q、一四	修正 五 一、二六	修正 五 一、二八	五、一〇、一三 衆本会至議趣旨説明 一、二六 一、二二 参本会至議趣旨説明 六、 衆へ返付 一、二六
2	衆議院議員選挙区画定審議会設置法案	衆	九 一七	付託 一、二六	議決 一、二〇	議決 一、二二	付託 一Q、一四	修正 一、二六	修正 一、二八	衆両院協議会請求 一、二九 衆成案可決 一、二九 衆成案可決 一、二九
3	政治資金規正法の一部を改正する法律案	衆	九 一七	付託 一、二六	議決 一、二〇	議決 一、二二	付託 一Q、一四	修正 一、二六	修正 一、二八	衆成案可決 一、二九 衆成案可決 一、二九
4	政党助成法案	衆	九 一七	付託 一、二六	議決 一、二〇	議決 一、二二	付託 一Q、一四	修正 一、二六	修正 一、二八	衆成案可決 一、二九 衆成案可決 一、二九

○本院議員提出法律案（二件）

4	3	号 番	
政治資金規正法の 一部を改正する法 律案	公職選挙法の一部 を改正する法律案	件 名	
橋本 敦君 (二、一八)	橋本 敦君 (五、一一、一八)	提 出 者 (月日)	
二、二二	五、一一、二二	予備送付 月 日	
		提 出 へ	
二、二六	五、二六	付 委 員 会 託 会	参 議 院
未 了	未 了	議 決 会 議 決 会	
		付 委 員 会 託 会	衆 議 院
		議 決 会	
		議 決 会	
説明 議趣旨		五、二六	備 考

公職選挙法の一部を改正する法律案（閣法第一号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、衆議院議員の選挙制度に関する事項

- 1 小選挙区比例代表並立制を採用する。
- 2 総定数は五百人とし、そのうち、二百七十四人（衆議院において原案の二百五十人を修正）を小選挙区選出議員、二百二十六人（衆議院において原案の二百五十人を修正）を比例代表選出議員とする。
- 3 小選挙区選出議員は定数一人の各選挙区において、比例代表選出議員は全都道府県の区域を通じて選挙する。
- 4 投票は、小選挙区選出議員の選挙（以後小選挙区選挙という）については候補者一人に対して、比例代表選出議員の選挙（以後比例代表選挙という）については一の名簿届出政党等に対して、それぞれ、投票用紙の記載欄に○の記号を記載して行う。
- 5 立候補は、小選挙区選挙の候補者の届出については、政党その他の政治団体（以後政党等という）であって所属国会議員五人以上を有すること又は直近における衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙の得票率が百分の三以上で

あることのいずれかに該当するものが行うことができるほか、本人届出又は推薦届出もできるものとする。

比例代表選挙の候補者名簿の届出については、小選挙区選挙で候補者届出ができる政党等及び名簿登載者を三十人以上有する政党等が行うことができる。小選挙区選挙の候補者届出政党は、その届出に係る候補者を名簿登載者とすることができる（重複立候補）。

6 小選挙区選挙においては、有効投票の最多数を得た者をもって当選人とする。

比例代表選挙においては、有効投票総数の百分の三以上の得票のあった名簿届出政党等に限り、ドント式によりその当選人の数を定め、当選人となるべき順位に従い、その数に相当する数の名簿登載者を当選人とする。

7 政党を選挙運動の主体として認め、所要の改正を行う。

8 公職の候補者等の氏名又は氏名が類推される事項を表示する政治活動用ポスター等の掲示を一定期間禁止する（衆議院修正で追加）。

9 選挙運動期間は、十二日とする（衆議院修正で追加）。
二、その他

1 午前八時から午後八時までの間に限り、選挙に関し、戸別訪問をすることができる。

2 候補者及び立候補予定者は、当該選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、慶弔、激励、感謝その他これに類するものための電報等を含むあいさつ状を出してはならない。

3 収賄罪を犯し実刑に処せられた者について、実刑期間に加えてその後五年間、公民権を停止する（衆議院修正で追加）。

4 立候補予定者の親族並びに候補者及び立候補予定者の秘書を連座制の対象とするとともに、親族、秘書が禁錮以上の刑に処せられたときは、執行猶予の言渡しを受けた場合でも、連座制を適用する。また、連座制の効果について、当選無効に加えて、連座裁判の確定等の時から五年間、立候補制限を科す。なお、この立候補制限については、連座制の対象となる者の行為がおとり又は寝返りによるものであるときは適用しない。

5 この法律は、原則として衆議院議員の選挙区を定める法律の施行の日から施行することとし、衆議院議員の選挙については施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から適用する等の経過措置を設ける。

委員長報告

ただいま議題となりました四法律案につきまして、政治改革に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、公職選挙法の一部を改正する法律案は、政策本位及び政党本位の選挙の実現を図るため、衆議院議員の選挙について小選挙区比例代表並立制を採用するとともに、腐敗防止のための連座制の強化その他所要の改正を行おうとするものであります。

その主な内容は、第一に、衆議院議員の選挙制度の基本的仕組みとして小選挙区比例代表並立制を採用することとし、衆議院議員の総定数を五百人とするとともに、比例代表選出議員の選挙の区域は全国とし、投票の方法は記号式の二票制とすること。

第二に、戸別訪問は午前八時から午後八時までの間に限り、選挙に関しこれを行うことができることとする。

第三に、連座制について、立候補予定者の親族並びに候補者及び立候補予定者の秘書を連座制の対象とするとともに、親族、秘書が禁錮以上の刑に処せられたときは、執行猶予の言い渡しを受けた場合でも連座制の適用があることとし、さらに連座制の効果として、当選無効に加えて五年間の立候補制限を科することとするほか、あいさつ状の禁止の強化、罰金額の引き上げを行うこと等であります。

次に、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案は、総理府に衆議院議員選挙区画定審議会を設置することとし、同審議会は、選挙区の画定案または改定案を作成して内閣総理大臣に勧告し、内閣総理大臣はその勧告を尊重し、かつ、これを国会に報告すること等を主な内容とするものであります。

次に、政治資金規正法の一部を改正する法律案は、政党その他の政治団体及び公職の候補者の政治活動の公明と公正を確保するため、会社その他の団体のする政治活動に関する寄附の制限の強化等を図るとともに、政治資金の透明性を高め、あわせて、政治資金についての規制の実効性を確保するなどの措置を講じようとするものであります。

その主な内容は、第一に、会社その他の団体のする政治活動に関する寄附については、政党に対するものに限りこれを認めることとし、政党以外の者に対するものは全て禁止すること。

第二に、公職の候補者の資金面における公私の峻別を徹底するため、公職の候補者は、原則として、金銭等による政治活動に関する寄附を受けてはならないこととし、公職の候補者の政治資金は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定した一つの資金管理団体で取り扱うこととする。

第三に、政治資金の透明性の確保については、政党その他の政治団体に対する寄附の公開基準を五万円超に改めるとともに、政

治資金パーティーの対価の支払いの公開基準についても引き下げること。

第四に、政治資金の規制の実効性を確保するため、罰金額の引き上げ、公民権の停止等の措置を講ずることとするほか、政党の名称の保護、政党に対する個人献金に係る所得税の課税の特別措置を行うこと等であります。

次に、政党助成法案は、国が政党に対する助成を行う制度を創設することとし、これにより政党の政治活動の健全な発達を促進するとともに、その公明と公正を確保し、もって民主政治の健全な発展に寄与しようとするものであり、その主な内容は、助成の対象となる政党については、国会議員を五人以上有する政治団体又は国会議員を有し、かつ、直近の総選挙又は通常選挙のいずれかの選挙の得票率が百分の三以上の政治団体とするほか、政党交付金の総額、各政党に対して交付すべき政党交付金の額の算定、政党交付金の使途の報告及び公表等に関し所要の規定を設けようとするものであります。

なお、各案の施行日であります。公職選挙法の一部を改正する法律案は、原則として衆議院議員の選挙区を定める法律の施行の日から、衆議院議員選挙区画定審議会設置法案は公布の日から、政治資金規正法の一部を改正する法律案及び政党助成法案は、原則として公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日の属

する年の翌年の一月一日から施行することとしております。

また、衆議院におきまして、衆議院議員の定数のうち、小選挙区選出議員の数を二百七十四人に、比例代表選出議員の数を二百二十六人に改めること、政治資金パーティーの対価の支払いの公開基準について、一つの政治資金パーティー当たり二十万円超に改めること、毎年度の政党交付金の総額を基準日における人口に二百五十円を乗じて得た額を基準として予算で定めることに改めること等の修正が行われております。

以上の四法律案は、昨年九月十七日、国会に提出され、同年十一月十八日に衆議院から送付、同月二十六日、本会議において趣旨説明が行われた後本委員会に付託され、十二月九日、佐藤自治大臣から趣旨説明を、衆議院議員川端達夫君から衆議院における修正の趣旨説明をそれぞれ聴取し、同月二十四日から質疑に入りました。

委員会におきましては、四法律案を橋本敦君発議に係る公職選挙法の一部を改正する法律案及び政治資金規正法の一部を改正する法律案と一括して審査し、細川内閣総理大臣ほか関係大臣、発議者等に対し質疑を行うとともに、この間、本年一月十一日には参考人からの意見を聴取し、また、動議の可決により、十七日には公聴会を開催し、さらに十八日には福島県、新潟県、京都府、愛媛県及び宮崎県の一府四県に委員を派遣し、いわゆる地方公聴

会を開催いたしました。

なお、一月十二日には不信任動議の可決により委員長が交代いたしました。

委員会における質疑の主な内容を申し上げますと、まず選挙制度に関しては、二院制の意義と両院選挙制度の整合性、参議院議員選挙制度改革の方向、選挙制度における民意の集約と反映、重複立候補制度の合理性、小選挙区・比例代表の定数配分のあり方、比例代表選出議員の選挙区域のあり方、小政党などを排除する政党要件、阻止条項等の妥当性、戸別訪問解禁の是非、在外邦人等の選挙権行使の機会の確保、現行選挙制度における議員定数の抜本是正、障害者の政治参加の確保等について。

次に、政治資金、政党助成制度に関しては、企業・団体献金を受けられる政党支部の要件、ひもつき献金等政治資金規正法の抜け道防止策、政治資金の透明性の強化、使途不明金の根絶策、個人献金の促進策、地方議員、首長の政治資金への配慮の必要性、企業・団体献金の五年後見直しのあり方、政党助成の是非、政党交付金の総額の算定根拠、政党助成の対象となる政党要件等についてであります。その詳細は会議録に譲ります。

一月二十日、四法律案に対する質疑終局の動議の可決により質疑を終局し、討論に入りましたところ、自由民主党を代表して関根理事より反対、日本社会党・護憲民主連合、公明党・国民会

議、日本・新生・改革連合及び民社党・スポーツ・国民連合の各会派を代表して白浜理事より賛成、日本共産党を代表して吉川理事より反対、二院クラブを代表して青島委員より反対の意見がそれぞれ述べられました。

討論を終わり、四法律案を一括して採決の結果、四法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

衆議院議員選挙区画定審議会設置法案（閣法第二号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、設置に関する事項

総理府に、衆議院議員選挙区画定審議会を置く。

二、所掌事務に関する事項

審議会は、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、その改定案を作成して内閣総理大臣に勧告する。

三、改定案の作成の基準に関する事項

改定案の作成においては、各選挙区の人口の均衡を図り、人口の格差が二倍以上とならないようにすることを基本とし、行

政区画、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならないものとするともに、各都道府県への定数の配当においては、まず、各都道府県に一ずつ配分した後、残りの定数を人口に比例して配当するものとする。

四、勧告に関する事項

1 勧告は、原則として十年ごとに行われる国勢調査の結果による人口が最初に官報で公示された日から一年以内に行うものとする。

2 改正後の公職選挙法の規定の施行に係る画定案の勧告については、委員が任命された日から六月以内に行うものとする。

3 内閣総理大臣は、審議会から勧告を受けたときは、これを尊重し、かつ、これを国会に報告する。

五、組織等に関する事項

1 審議会は、委員七人をもって組織することとし、国会議員以外の者から、両議院の同意を得て、内閣総理大臣が任命する。

2 委員の任期は五年とする。

六、施行期日

この法律は、公布の日から施行する。

委員長報告

一四四ページ参照

政治資金規正法の一部を改正する法律案（閣法第三号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、政党の定義

「政党」とは、政治団体のうち次のいずれかに該当するものをいうものとする。

- 1 所属国会議員五人以上を有するもの
- 2 直近における衆議院議員の総選挙又は参議院議員の通常選挙の得票率が百分の三以上であるもの

二、寄附等の公開基準

- 1 政党及び政治資金団体に対する寄附の公開基準を年間五万円超（現行、年間一万円超）に引き上げ、政党及び政治資金団体以外の政治団体に対する寄附の公開基準を年間五万円超（現行、年間百万円超）に引き下げるものとする。
- 2 政治資金パーティーの対価の支払の公開基準を一の政治資金パーティー当たり二十万円超（現行、百万円超）に引き下げるものとする（衆議院において公開基準額を「五万円超」

から「二十万円超」に修正）。

三、寄附の制限の強化等

- 1 会社、労働組合その他の団体は、政党及び政治資金団体以外の者に対しては、政治活動に関する寄附をしてはならないものとする。

なお、この法律の施行後五年を経過した場合には、団体献金のあり方について見直しを行うものとする。

- 2 公職の候補者は原則として金銭等による政治活動に関する寄附を受けてはならないものとし、公職の候補者の政治資金は、その者のために政治資金の拠出を受けるべき政治団体として指定した資金管理団体で取り扱うものとする。

なお、資金管理団体は、公職の候補者が自らその代表者である政治団体のうちから一つに限り指定することができるものとし、これに伴い、指定団体及び保有金の制度は廃止するものとする。

- 3 政党及び政治資金団体に対してされる寄附の限度額は、個人のするものは年間二千万円、会社、労働組合その他の団体（政治団体を除く。）のするものは、当該団体の規模の区分に応じ、年間七百五十万円から一億円までとする。また、個人のする政治活動に関する寄附で政党及び政治資金団体以外の者に対してされるものの限度額は、年間千万円とする。

四、罰則の強化及び公民権の停止

1 罰金額の引上げを行うとともに、企業等の団体の役員又は構成員が、政治資金規正法の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その団体に対して当該罰金刑を科するものとする。

2 政治資金規正法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられた者は、公職選挙法に規定する選挙権及び被選挙権を一定期間有しないものとする。

五、その他

1 政党又は政治資金団体の名称と同一の名称又はこれらに類似する名称を、他の政治団体は使用することができないものとする。

2 個人が政党又は政治資金団体に対し寄附をした場合においては、当該寄附については、所得税の課税について特別の措置を講ずるものとする。

3 この法律は、原則として、公職選挙法の一部を改正する法律の施行の日の属する年の翌年の一月一日から施行するものとする。

委員長報告

一四四ページ参照

政党助成法案（閣法第四号）

要旨

本法律案の主な内容は、次のとおりである。

一、助成の対象となる政党

1 政党助成の対象となる政党は、国会議員を五人以上有する政治団体又は国会議員を有し、かつ、直近における衆議院議員の総選挙若しくは参議院議員の通常選挙のいずれかの選挙の得票率が百分の三以上の政治団体とする。

2 政党交付金を受けようとする政党は、毎年一月一日現在で、名称、主たる事務所の所在地、所属国会議員の氏名等を届け出るとともに、併せて、綱領、党則等を提出する。

二、政党交付金に関する事項

1 政党交付金の総額は、直近の国勢調査の確定人口に二百五十円を乗じた額を基準として予算で定める（衆議院において「三百三十五円」から「二百五十円」に修正）。

2 この法律の施行後五年を経過した場合には、政党交付金の総額について、見直しを行うものとする。

3 各政党に対して交付すべき政党交付金の額は、各政党の所属国会議員数及び国政選挙の得票数に応じて一月一日現在において算定した額とし、総選挙又は通常選挙が行われた場合

には再算定する。

4 各政党に交付すべき政党交付金は、毎年、四月、七月、十月及び十二月に交付する。

三、政党交付金の使途の報告及び公表等の措置

1 政党交付金については、条件を付し、又は使途を制限しないものとし、その使途を記載した報告書を公表するものとする。

2 政党の会計責任者は、会計帳簿を備え、政党交付金による支出等について記載するとともに、十二月三十一日現在で政党交付金の収支に関して記載した報告書を、支部から提出された支部報告書等と併せて、自治大臣に提出しなければならない（衆議院において人件費等以外の経費に係る支出の公開基準を「一件一万円超」から「一件五万円以上」に修正）。

この場合、政党の会計責任者は、政党の会計監査を行うべき者の監査意見書とともに、公認会計士等が行った監査に基づき作成した監査報告書を併せて提出しなければならない。

3 報告書等については、その要旨を公表するとともに、届出書、報告書等の関係書類は五年間保存し、また、何人も、五年間、これらの関係書類の閲覧を請求することができる。

四、政党の解散等に関する措置

1 政党が合併又は分割により解散する場合には、当該政党に

対する未交付の政党交付金については、当該合併により存続し若しくは新たに設立される政党又は当該分割により設立される政党に対して交付する。

2 政党が政党の要件に該当しない政治団体になったときは、当該政党でなくなった日の属する月まで、政党交付金を月割で交付する。

五、政党交付金の返還等の措置

政党がこの法律に違反して政党交付金の交付の決定を受けた場合等には、政党交付金の交付を停止し、又はその返還を命ずることができる。

六、その他

1 この法律の規定に違反する行為については、所要の罰則を設けるとともに、偽りその他不正な行為により政党交付金の交付を受けた場合には、その行為者のほか、政党に対して刑罰を科する。

2 この法律は、公職選挙法の一部を改正する法律の施行日の属する年の翌年の一月一日から施行する。

委員長報告

一四四ページ参照

◎沖縄及び北方問題に関する特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
2	平成5年10月8日 (金)	北方領土問題の解決促進に関する決議を行った。
3	平成5年11月10日 (水)	沖縄県の地域活性化に関する件、在沖米軍基地返還問題等に関する件、沖縄県における厚生年金格差是正に関する件、対馬丸の船体引揚げに関する件、第三次沖縄振興開発計画の進捗状況等に関する件、ウリミバエの再侵入対策及びゾウムシ類根絶対策に関する件、沖縄県の農業振興に関する件、在沖米軍基地のPCB汚染対策に関する件等について上原沖縄開発庁長官、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。

◎国会等の移転に関する特別委員会

回数	年 月 日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。

◎地方分権に関する特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
2	平成5年12月1日 (水)	参考人の出席を求めることを決定した。 地方分権の推進に関する件について参考人元臨時行政改革推進審議会会長鈴木水二君及び元臨時行政改革推進審議会委員山本壮一郎君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。
3	平成6年1月28日 (金)	請願第三九三号外二件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第一〇八号外二件を審査した。

◎規制緩和に関する特別委員会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年9月21日 (火)	特別委員長を選任した後、理事を選任した。
2	平成5年10月22日 (金)	規制緩和に関する件について石田総務庁長官から説明を聞いた。 参考人の出席を求めることを決定した。
3	平成5年11月12日 (金)	規制緩和に関する件について参考人慶應義塾大学商学部教授中条潮君、財団法人国民経済研究協会理事長叶芳和君及び経済団体連合会流通委員会委員長代行・企画部会長、株式会社クレディセゾン相談役青木辰男君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。 参考人の出席を求めることを決定した。
4	平成5年12月3日 (金)	規制緩和に関する件について参考人創価大学経済学部教授岡野行秀君、株式会社社長銀総合研究所理事長竹内宏君、東京大学経済学部教授植草益君、株式会社テレビ東京取締役解説委員長宮智宗七君及び日本商工会議所労働委員会副委員長浅地正一君から意見を聞いた後、各参考人に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。

2 委員会未付託議案審議表

○内閣提出法律案（二件）

号番	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院			備考
15	自衛隊法の一部を改正する法律案	衆	五、二、五	付託	委員会	議決	付託	委員会	議決	継続審査
					議決	議決		議決	議決	
							安全保障			

○衆議院議員提出法律案（七件）

号番	件名	提出者 (月日)	予備送付月日	本院へ提出	参議院			衆議院			備考	
1	自衛隊法の一部を改正する法律案	鈴木宗男君 外五名 五、九、二八	五、九、二九		付託	委員会	議決	付託	委員会	議決	継続審査	
3	公職選挙法の一部を改正する法律案	河野洋平君 外十七名 (一〇、一五)	一〇、八									五、一〇、一三 一四
4	衆議院議員小選挙区画定等委員会設置法案	河野洋平君 外十七名 (一〇、一五)	一〇、八					政治改革調査特委	一〇、一四	否決	否決	衆議院議員説明

緩和
未付託

11	7	6	5	号番	
外国産牛肉輸入 調整法案	政党助成法案	政治腐敗を防止す るための公職選挙 法及び政治資金規 正法の一部を改正 する法律案	政治資金規正法 の一部を改正す る法律案	件名	
江藤隆美君 外四名 (六、一、二五)	河野洋平君 外十七名 (二Q、五)	河野洋平君 外十七名 (二Q、五)	河野洋平君 外十七名 (五、一Q、五)	提出者 (月日)	
一、二六	一Q八	一Q八	一Q八	予備送 付月日	
				本院へ 提出	
				付託	参議院
				議決	
				議決	
				付託	衆議院
	政治改革 調査特委 一Q一四	政治改革 調査特委 一Q一四	政治改革 調査特委 一Q一四	議決	
	否決 一一、一六	否決 一一、一六	否決 一一、一六	議決	
継続審査 (藤林水産)	否決 一一、一八	否決 一一、一八	否決 一一、一八	議決	本院
					備考
		五、一Q一三 一四 衆本会議趣旨説明			

3 調査会の審議経過

◎国際問題に関する調査会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年11月10日 (水)	国際問題に関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。 最近の国際情勢等に関する件について政府委員から説明を聴いた後、政府委員、防衛庁及び外務省当局に対し質疑を行った。
2	平成5年12月10日 (金)	二十一世紀に向けた日本の責務について参考人成蹊大学教授廣野良吉君及び元駐中国大使中江要介君から意見を聴いた後、両参考人に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。

◎国民生活に関する調査会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月27日 (水)	海外派遣議員から報告を聴いた後、意見の交換を行った。 本格的高齢社会への対応に関する件について政府委員から説明を聴いた。
2	平成5年11月12日 (金)	本格的高齢社会への対応に関する件について政府委員、郵政省、文部省、建設省、運輸省、労働省及び厚生省当局に対し質疑を行った。
	平成5年12月15日 (水)	都合により取りやめとなった。

◎産業・資源エネルギーに関する調査会

回数	年月日 (曜日)	議 事 内 容
1	平成5年10月20日 (水)	理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。 参考人の出席を求めることを決定した。 物流問題に関する件について参考人社団法人全日本トラック協会理事長沼越達也君、全日本運輸産業労働組合連合会中央執行委員・生活福祉部長大森均君及び成城大学経済学部教授岡田清君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。 産業・資源エネルギーに関する調査のため必要に応じ参考人の出席を求めることを決定した。
2	平成5年10月27日 (水)	平成四年六月の産業・資源エネルギーに関する調査会調査報告書の諸提言のうち物流問題に関し、その現状と政府の施策について政府委員及び中小企業庁当局から説明を聴いた後、政府委員、運輸省、労働省、中小企業庁及び通商産業省当局に対し質疑を行った。
3	平成5年11月12日 (金)	エネルギー供給の課題と対策に関する件について参考人財団法人日本エネルギー経済研究所専務理事・エネルギー計量分析センター所長宮田満君、石油連盟専務理事能登勇君及び電気事業連合会専務理事畔柳昇君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
4	平成5年12月3日 (金)	二十一世紀へ向けての企業行動のあり方に関する件について参考人上智大学経済学部教授奥田健二君、社団法人経済団体連合会専務理事小山敬次郎君及び専修大学経済学部教授鶴田俊正君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

平成5年12月15日
(水)

都合により取りやめとなった。

1 請願審議概況

今国会に紹介提出された請願は、二千四十三件（二百四十七種類）であり、このうち特に件数の多かったものは、「国立病院・療養所の存続・拡充、国民医療の充実に関する請願」百五十七件、「国民年金を始め公的年金制度の改善に関する請願」百四件、「国民医療及び医療保険制度の改善に関する請願」百件などであった。なお今国会の焦点となった政治改革関係の請願は、三百六件（三十四種類）が提出され、全体に占める割合は種類別で十三・七%、件数では十五・〇%に上った。

各委員会への付託件数は、内閣九十四件、地方行政十件、法務二百二十九件、外務一件、大蔵七十件、文教二百十三件、厚生七百五十七件、農林水産三十一件、商工九十一件、運輸十五件、逓信十一件、労働三十五件、建設六十九件、議院運営十五件、科学技術八件、環境七十八件、災害対策一件、政治改革三百六件、地方分権六件であった。また、取り下げられた請願は三件（付託前一件、付託後二件）であった。

次に請願者の総数は一千二百五十四万三千二百五十八人に上り、このうち「保育制度の拡充に関する請願」、「児童福祉・保育制度の抜本的拡充に関する請願」、「小選挙区制の導入反対に

関する請願」及び「国立病院・療養所の存続・拡充、国民医療の充実に関する請願」の四件はいずれも請願者数が百万人を超えている。

なお請願書の紹介提出期限については、十一月三十日の議院運営委員会理事会において会期終了日の八日前の十二月七日までと決定されたが、十二月十五日の衆・本会議において四十五日間の会期延長が議決されたため、翌十六日から受理を再開した。延長後の紹介提出期限については、一月十四日の議院運営委員会理事会において会期終了日の九日前の同月二十日までと決定された。

一月二十七日及び二十八日の両日、各委員会において請願の審査が行われ、十委員会において三百七十九件（四十一種類）の請願が採択すべきものにして内閣に送付するを要するものと決定された。次いで二十八日の本会議において「法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願」外三百七十八件が採択され、即日内閣に送付した。

今国会における請願採択率（採択件数／付託件数）は、十八・六%であり、また種類別の採択率（採択数／付託数）は、十六・七%であった。

2 請願件数表

計	地方分権	政治改革	災害対策	環境	科学技術	議院運営	建設	労働	逋信	運輸	商工	農林水産	厚生	文教	大蔵	外務	法務	地方行政	内閣	委員会		採択	不採択	未了	採択	本会議
																				付託	員					
二〇四〇	六	三〇六	一	七八	八	一五	六九	三五	一一	一五	九一	三一	七五七	二一三	七〇	一	二二九	一〇	九四	九四	三	〇	〇	一六六一	三七九	三七九
提出総数は二〇四三件、取下げ三件																										

備考

3 本会議において採択された請願件名一覽

○内閣委員会

四三件

防衛庁市ヶ谷台一号館の保存に関する請願（第五号外五件）

元日赤及び元陸海軍従軍看護婦に対する処遇に関する請願（第二七三号外一八件）

元日赤看護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願（第三六六号外一五件）

文書館専門職員養成制度の確立に関する請願（第一六八六号外一件）

○地方行政委員会

一件

地方財政の充実強化に関する請願（第二〇三号）

○法務委員会

三七件

法務局、更生保護官署、入国管理官署の大幅増員に関する請願（第一六二号外三六件）

○文教委員会

一二四件

私立高等学校の四十人学級の早期実現に関する請願（第五八号外二件）

原爆ドームの世界遺産化に関する請願（第一五六号外二件）

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第三八四号外二件）

学校給食用の米及び牛乳に対する助成措置の堅持に関する請願（第三九六号外二件）

豊かな教育を実現するための教育予算の増額と義務教育費国庫負担制度の存続に関する請願（第六六三号外二六件）

義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第七三三号）

義務教育諸学校の学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第八七五号外五件）

学校事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の堅持に関する請願（第八七六号外一二件）

公立小中学校の事務職員・栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度の維持に関する請願（第八八三号）

学校事務職員・栄養職員の給与費の半額国庫負担堅持に関する請願（第八九七号外四件）

私学助成に関する請願（第一一四二号外五五件）

義務教育費国庫負担制度の現行水準堅持に関する請願（第一七八一号）

学校給食牛乳予算確保に関する請願（第一八九二号）

私立学校に対する助成の充実に関する請願（第一八九四号）

○厚生委員会

八二件

男性介護人に関する請願（第八号外二件）

重度心身障害者とその両親又はその介護者及び寝たきり老人とその介護者の家族が同居可能な社会福祉施設の設置に関する請願（第九号外五件）

小規模作業所等成人期障害者対策に関する請願（第六〇号外三八件）

障害者施策の推進に関する請願（第二〇四号）

腎（じん）疾患総合対策の早期確立に関する請願（第三〇四号外一〇件）

障害者福祉施策の充実に関する請願（第三八六号外二件）

身体障害者障害程度等級表の視野に対する基準の改善に関する請願（第一三三二号外九件）

ウイルス肝炎の総合的な対策の確立に関する請願（第一四五六号外七件）

保育の充実に関する請願（第二〇一〇号）

○農林水産委員会

四件

農業農村整備事業の推進に関する請願（第二〇五号）

水産資源の保護のための二百海里体制の早期確立に関する請願（第一七八三号）

第九次漁港整備長期計画及び第四次沿岸漁場整備開発計画の樹立等に関する請願（第一七八五号）

農業農村整備事業促進に関する請願（第一八九〇号）

○商工委員会

六件

景気回復のための施策に関する請願（第二六三号）

特定フロン回収・再利用システムの早期確立に関する請願（第三八九号外三件）

フロン回収と再利用システムの早期確立に関する請願（第一八九八号）

○労働委員会

三一件

労働行政拡充強化のための大幅増員に関する請願（第五九三号外三〇件）

○建設委員会

四八件

建設省の定員の大幅増員に関する請願（第三四七号外四二件）

建設省職員の増員に関する請願（第一八六八号外三件）
治水事業の推進に関する請願（第一八九九号）

○地方分権に関する特別委員会

三件

地方分権の推進に関する請願（第三九三号外二件）

番号	件名	提出者	提出月日	転送月日	答弁書受領月日	備考
1	中国残留婦人の永住帰国の実現に関する質問 主意書	吉川春子君 外三名	五、 一〇、四	五、 一〇、六	五、 一〇、二二	五、一〇、一二内閣から答弁延期通知受領（一〇、二五まで答弁延期）
2	二分脊椎症候等の教育に関する質問主意書	下村 泰君	一〇、一四	一〇、一八	一一、一二	一〇、二二内閣から答弁延期通知受領（一一、一五まで答弁延期）
3	国民医療に関する質問主意書	紀平悌子君	一一、八	一一、一〇	一一、三〇	一一、一六内閣から答弁延期通知受領（一一、一まで答弁延期）
4	核兵器廃絶に関する質問主意書	立木 洋君	一一、二二	一一、二四	一一、三	一一、三〇内閣から答弁延期通知受領（一一、七まで答弁延期）
5	東京電力福島第一原発2号機の緊急炉心冷却装置作動事故に関する質問主意書	会田長栄君	一一、三	一一、六	六、一、二八	一一、一〇内閣から答弁延期通知受領（六、一、三二まで答弁延期）
6	「岡部山」事件に関する質問主意書	会田長栄君	一一、一五	一一、一五	一、一八	一一、二二内閣から答弁延期通知受領（一六、一、二二まで答弁延期）

1 参議院役員一覽

役 員		召 集 日	会 期 中 選 任
議 長		原 文 兵 衛	
副 議 長		赤 桐 操	
常 任 委 員 長	内 閣	岡 部 三 郎	
	地 方 行 政	小 川 仁 一	
	法 務	猪 熊 重 二	
	外 務	井 上 章 平	
	大 蔵	上 杉 光 弘	
	文 教	石 井 道 子	
	厚 生	会 田 長 栄	
	農 林 水 産	石 井 一 二	浦 田 勝 (6. 1. 28)
	商 工	中 曾 根 弘 文	
	運 輸	和 田 教 美	
	通 信	森 暢 子	
	劳 働	石 川 弘	
	建 設	前 田 勲 男	
	予 算	井 上 吉 夫	
	決 算	三 上 隆 雄	
	議 院 運 営	大 森 昭	
懲 罰	鈴 木 和 美		
特 別 委 員 長	科 学 技 術	5. 9. 21 設置	中 川 嘉 美 (5. 9. 21)
	環 境	5. 9. 21 設置	竹 村 泰 子 (5. 9. 21)
	災 害 对 策	5. 9. 21 設置	西 岡 瑠 璃 子 (5. 9. 21)
	政 治 改 革	5. 9. 21 設置	本 岡 昭 次 (5. 9. 21)
			上 野 雄 文 (6. 1. 12)
	冲 縄 ・ 北 方	5. 9. 21 設置	木 宮 和 彦 (5. 9. 21)
	国 会 移 転	5. 9. 21 設置	大 森 昭 (5. 9. 21)
	地 方 分 権	5. 9. 21 設置	高 木 正 明 (5. 9. 21)
規 制 緩 和	5. 9. 21 設置	林 寛 子 (5. 9. 21)	
調 査 会 長	国 際 問 題	沢 田 一 精	
	国 民 生 活	鈴 木 省 吾	
	産 業 ・ 資 源	櫻 井 規 順	
事 務 総 長		戸 張 正 雄	

2 会派別所属議員数一覧

(会期終了日 平6・1・29現在)

会 派	議員数	①平7・7・22任期満了			②平10・7・25任期満了		
		比例	選挙	計	比例	選挙	計
自由民主党	99 (7)	15 (3)	23 (1)	38 (4)	17 (1)	44 (2)	61 (3)
日本社会党・護憲民主連合	73 (18)	19 (6)	31 (7)	50 (13)	10 (2)	13 (3)	23 (5)
公明党・国民会議	24 (5)	6 (2)	4	10 (2)	8 (2)	6 (1)	14 (3)
日本・新生・改革連合	23 (3)	1	11 (2)	12 (2)	6 (1)	5	11 (1)
民社党・スポーツ・国民連合	11	3	3	6	4	1	5
日本共産党	11 (4)	4 (2)	1 (1)	5 (3)	4	2 (1)	6 (1)
二院クラブ	5	1	1	2	1	2	3
各派に属しない議員	6 (1)	1	2 (1)	3 (1)	0	3	3
欠 員	0	0	0	0	0	0	0
合 計	252 (38)	50 (13)	76 (12)	126 (25)	50 (6)	76 (7)	126 (13)

※ () 内は女性議員数

3 委員会及び調査会委員一覧 (初回開会日)

地方行政委員会		内閣委員会	
委員長	小川 仁一 (社)	委員長	岡部 三郎 (自)
理事	鎌田 要人 (自)	理事	板垣 正 (自)
理事	須藤 良太郎 (自)	理事	合馬 敬 (自)
理事	岩本 久人 (社)	理事	翫 正敏 (社)
理事	有働 正治 (共)	理事	山口 哲夫 (社)
	石渡 清元 (自)		井上 孝 (自)
	狩野 安 (自)		木宮 和彦 (自)
	久世 公堯 (自)		村上 正邦 (自)
	関根 則之 (自)		守住 有信 (自)
	松浦 功 (自)		瀬谷 英行 (社)
	岩崎 昭弥 (社)		三石 久江 (社)
	大淵 絹子 (社)		村沢 牧 (社)
	三上 隆雄 (社)		大久保 直彦 (公)
	渡辺 四郎 (社)		井上 哲夫 (新連)
	続 訓弘 (公)		寺澤 芳男 (新連)
	山崎 順子 (新連)		吉田 之久 (民)
	長谷川 清 (民)		聴濤 弘 (共)
	釘宮 磐 (新生)		永野 茂門 (新生)
	西川 潔 (二院)		赤桐 操 (無)
	(5・9・28現在)		(5・10・28現在)

外務委員会

委員長 井 上 章 平 (自)
 理事 成 瀬 守 重 (自)
 理事 野 沢 太 三 (自)
 理事 清 水 澄 子 (社)
 理事 中 村 鋭 一 (新連)
 大 木 浩 (自)
 笠 原 潤 一 (自)
 宮 澤 弘 (自)
 矢 野 哲 朗 (自)
 北 村 哲 男 (社)
 田 英 夫 (社)
 松 前 達 郎 (社)
 矢田部 理 (社)
 荒 木 清 寛 (公)
 黒 柳 明 (公)
 武 田 邦太郎 (新連)
 猪 木 寛 至 (民)
 立 木 洋 (共)
 永 野 茂 門 (新生)

(5・10・19現在)

法務委員会

委員長 猪 熊 重 二 (公)
 理事 志 村 哲 良 (自)
 理事 下稻葉 耕 吉 (自)
 理事 糸 久 八重子 (社)
 理事 常 松 克 安 (公)
 太 田 豊 秋 (自)
 齋 藤 十 朗 (自)
 鈴 木 省 吾 (自)
 服 部 三男雄 (自)
 山 本 富 雄 (自)
 大 脇 雅 子 (社)
 竹 村 泰 子 (社)
 千 葉 景 子 (社)
 角 田 義 一 (社)
 深 田 肇 (社)
 平 野 貞 夫 (新生)
 紀 平 悌 子 (無)
 原 文兵衛 (無)
 安 恒 良 一 (無)

(5・11・2現在)

文教委員会

委員長 石井道子 (自)
 理事 宮崎秀樹 (自)
 理事 森山眞弓 (自)
 理事 篠崎年子 (社)
 理事 浜四津敏子 (公)
 井上裕 (自)
 世耕政隆 (自)
 田沢智治 (自)
 南野知恵子 (自)
 上山和人 (社)
 國弘正雄 (社)
 肥田美代子 (社)
 本岡昭次 (社)
 本片上公人 (公)
 乾晴美 (新連)
 小林正 (新連)
 江本孟紀 (民)
 橋本敦 (共)
 北澤俊美 (新生)

(5・10・12現在)

大蔵委員会

委員長 上杉光弘 (自)
 理事 須藤良太郎 (自)
 理事 野末陳平 (自)
 理事 前畑幸子 (社)
 理事 山本正和 (社)
 理事 白浜一良 (公)
 大河原太一郎 (自)
 片山虎之助 (自)
 佐藤泰三 (自)
 清水達雄 (自)
 竹山裕 (自)
 榑崎泰昌 (自)
 野村五男 (自)
 穉山篤 (社)
 梶原敬義 (社)
 鈴木和美 (社)
 堂本曉子 (社)
 牛嶋正 (公)
 池田治 (新連)
 寺崎昭久 (民)
 吉岡吉典 (共)
 吉島宗康 (二院)

(5・10・28現在)

農林水産委員会

委員長 石 井 一 二 (自)
 理事 青 木 幹 雄 (自)
 理事 浦 田 勝 (自)
 理事 稻 村 稔 夫 (社)
 理事 吉 田 達 男 (社)
 理事 林 紀 子 (共)
 大 塚 清次郎 (自)
 北 修 二 (自)
 佐 藤 静 雄 (自)
 高 木 正 明 (自)
 吉 川 芳 男 (自)
 上 野 雄 文 (社)
 谷 本 巍 (社)
 中 尾 則 幸 (社)
 野 別 隆 俊 (社)
 風 間 昶 (公)
 刈 田 貞 子 (公)
 星 川 保 松 (新連)
 喜屋武 眞 榮 (二院)
 椎 名 素 夫 (無)
 新 間 正 次 (無)

(5・9・24現在)

厚生委員会

委員長 会 田 長 栄 (社)
 理事 大 浜 方 栄 (自)
 理事 木 暮 山 人 (自)
 理事 菅 野 壽 (社)
 理事 高 桑 栄 松 (公)
 尾 辻 秀 久 (自)
 大 島 慶 久 (自)
 佐々木 満 (自)
 清 水 嘉与子 (自)
 西 田 吉 宏 (自)
 前 島 英三郎 (自)
 今 井 澄 (社)
 日下部 禧代子 (社)
 栗 原 君 子 (社)
 堀 利 和 (社)
 及 川 順 郎 (公)
 萩 野 浩 基 (新連)
 勝 木 健 司 (民)
 西 山 登 紀 子 (共)

(5・10・21現在)

運輸委員会

委員長 和田 教 美 (公)
 理事 二木 秀 夫 (自)
 理事 松浦 孝 治 (自)
 理事 喜岡 淳 (社)
 理事 矢原 秀 男 (公)
 伊江 朝 雄 (自)
 鹿熊 安 正 (自)
 河本 三 郎 (自)
 林 寛 子 (自)
 山崎 正 昭 (自)
 龜山 篤 (社)
 櫻井 規 順 (社)
 淵上 貞 雄 (社)
 堀 利 和 (社)
 直嶋 正 行 (民)
 高崎 裕 子 (共)
 泉 信 也 (新生)
 下 村 泰 (二院)
 (5・10・26現在)

商工委員会

委員長 中曾根 弘 文 (自)
 理事 沓掛 哲 男 (自)
 理事 真島 一 男 (自)
 理事 谷畑 孝 (社)
 理事 井上 計 (民)
 倉田 寛 之 (自)
 斎藤 文 夫 (自)
 下条 進一郎 (自)
 野間 赳 (自)
 吉村 剛太郎 (自)
 一井 淳 治 (社)
 峰崎 直 樹 (社)
 村田 誠 醇 (社)
 藁科 滿 治 (社)
 山下 栄 一 (公)
 横尾 和 伸 (公)
 小島 慶 三 (新連)
 古川 太三郎 (新連)
 市川 正 一 (共)
 (5・10・21現在)

労働委員会

委員長 石川弘 (自)
 理事 柳川覺治 (自)
 理事 庄司中 (社)
 理事 細谷昭雄 (社)
 理事 笹野貞子 (新連)
 井上吉夫 (自)
 小野清子 (自)
 田辺哲夫 (自)
 坪井一宇 (自)
 平井卓志 (自)
 大脇雅子 (社)
 中尾則幸 (社)
 西岡瑠璃子 (社)
 浜本万三 (社)
 武田節子 (公)
 中西珠子 (公)
 足立良平 (民)
 橋本敦 (共)
 松尾官平 (新生)

(5・10・26現在)

通信委員会

委員長 森暢子 (社)
 理事 岡野裕 (自)
 理事 陣内孝雄 (自)
 理事 山田健一 (社)
 理事 粟森喬 (新連)
 岩崎純三 (自)
 岡利定 (自)
 加藤紀文 (自)
 沢田一精 (自)
 林田悠紀夫 (自)
 及川一夫 (社)
 大森昭 (社)
 中尾則幸 (社)
 三重野栄子 (社)
 荒木清寛 (公)
 中川嘉美 (公)
 鈴木栄治 (民)
 河本英典 (新生)
 青島幸男 (二院)

(5・10・28現在)

建設委員会

委員長	前田勲男	(自)	青木薪次	(社)
理事	鈴木貞敏	(自)	久保亘	(社)
理事	永田良雄	(自)	佐藤三吾	(社)
理事	種田誠	(社)	西野康雄	(社)
理事	山田勇	(民)	松本英一	(社)
	上野公成	(自)	木庭健太郎	(公)
	遠藤要	(自)	広中和歌子	(公)
	坂野重信	(自)	磯村修	(新連)
	松谷蒼一郎	(自)	上田耕一郎	(共)
	吉川博	(自)		(5・10・28現在)

予算委員会

委員長	井上吉夫	(自)	田英夫	(社)
理事	片山虎之助	(自)	三重野栄子	(社)
理事	久世公堯	(自)	山口哲夫	(社)
理事	村上正邦	(自)	山田健一	(社)
理事	梶原敬義	(社)	藁科満治	(社)
理事	佐藤三吾	(社)	荒木清寛	(公)
理事	角田義一	(社)	牛嶋正	(公)
理事	木庭健太郎	(公)	刈田貞子	(公)
理事	磯村修	(新連)	武田邦太郎	(新連)
理事	足立良平	(民)	萩野浩基	(新連)
	板垣正	(自)	直嶋正行	(民)
	岩崎純三	(自)	吉岡吉典	(共)
	遠藤要	(自)	吉川春子	(共)
	大河原太一郎	(自)	永野茂門	(新生)
	鎌田要人	(自)	青島幸男	(二院)
	杳掛哲男	(自)		(5・10・1現在)
	斎藤文夫	(自)		
	下稻葉耕吉	(自)		
	野間越	(自)		
	野村五男	(自)		
	服部三男雄	(自)		
	星野朋市	(自)		
	松浦孝治	(自)		
	宮澤弘	(自)		
	穂山篤	(社)		
	一井淳治	(社)		
	大井瀧子	(社)		
	喜岡淳	(社)		
	國弘正雄	(社)		
	谷畑孝	(社)		

議院運営委員会

委員長 大 森 昭 (社)
 理事 田 沢 智 治 (自)
 理事 田 辺 哲 夫 (自)
 理事 西 田 吉 宏 (自)
 理事 上 野 雄 文 (社)
 理事 志 苦 裕 (社)
 理事 片 上 公 人 (公)
 理事 井 上 哲 夫 (新連)
 理事 寺 崎 昭 久 (民)
 理事 橋 本 敦 成 (共)
 上 野 公 成 (自)
 大 木 浩 (自)
 岡 利 定 (自)
 加 藤 紀 文 (自)
 佐 藤 泰 三 (自)
 松 谷 蒼 一郎 (自)
 山 崎 正 昭 (自)
 吉 村 剛 太郎 (自)
 岩 崎 昭 弥 (社)
 及 川 一 夫 (社)
 栗 原 君 子 (社)
 野 別 隆 俊 (社)
 峰 崎 直 樹 (社)
 続 訓 弘 (公)
 寺 澤 芳 男 (新連)

(5・9・17現在)

決算委員会

委員長 三 上 隆 雄 (社)
 理事 北 修 二 (自)
 理事 守 住 有 信 (自)
 理事 西 野 康 雄 (社)
 理事 村 田 誠 醇 (社)
 理事 風 間 昶 (公)
 理事 高 崎 裕 子 (共)
 笠 原 潤 一 (自)
 鎌 田 要 人 (自)
 木 暮 山 人 (自)
 佐 藤 静 雄 (自)
 清 水 達 雄 (自)
 陣 内 孝 雄 (自)
 鈴 木 貞 敏 (自)
 永 田 良 雄 (自)
 南 野 知 恵 子 (自)
 真 島 一 男 (自)
 矢 野 哲 朗 (自)
 会 田 長 栄 (社)
 稻 村 稔 夫 (社)
 今 井 澄 子 (社)
 清 水 澄 子 (社)
 中 尾 則 幸 (社)
 堀 利 和 (社)
 浜 四 津 敏 子 (公)
 横 尾 和 伸 (公)
 小 林 正 (新連)
 長 谷 川 清 (民)
 泉 信 也 (新生)
 島 袋 宗 康 (二院)

(5・10・25現在)

科学技術特別委員会

委員長 中 川 嘉 美 (公)
理事 鹿 熊 安 正 (自)
理事 志 村 哲 良 (自)
理事 穂 山 篤 (社)
理事 大久保 直 彦 (公)
倉 田 寛 之 (自)
河 本 三 郎 (自)
二 木 秀 夫 (自)
前 島 英 三 郎 (自)
前 田 勲 男 (自)
吉 川 博 (自)
翫 正 敏 (社)
稲 村 稔 夫 (社)
梶 原 敬 義 (社)
三 上 隆 雄 (社)
吉 田 達 男 (社)
萩 野 浩 基 (新連)
市 川 正 一 (共)
永 野 茂 門 (新生)
青 島 幸 男 (二院)
(5・9・21現在)

懲罰委員会

委員長 鈴 木 和 美 (社)
理事 平 井 卓 志 (自)
理事 浜 本 万 三 (社)
齋 藤 十 朗 (自)
坂 野 重 信 (自)
大久保 直 彦 (公)
星 川 保 松 (新連)
山 田 勇 (民)
立 木 洋 (共)
釘 宮 磐 (新生)
(召集日現在)

災害対策特別委員会

委員長 西岡 瑠璃子 (社)
 理事 大塚 清次郎 (自)
 理事 野村 五男 (自)
 理事 上山 和人 (社)
 理事 常松 克安 (公)
 浦田 勝 (自)
 北 修二 (自)
 下条 進一郎 (自)
 松浦 孝治 (自)
 松谷 蒼一郎 (自)
 山崎 正昭 (自)
 小川 仁一 (社)
 篠崎 年子 (社)
 種田 誠 (社)
 中山 尾則幸 (社)
 山下 栄一 (公)
 乾 晴美 (新連)
 江本 孟紀 (民)
 林 紀子 (共)
 釘 宮 磐 (新生)

(5・9・21現在)

環境特別委員会

委員長 竹村 泰子 (社)
 理事 石渡 清元 (自)
 理事 小野 清子 (自)
 理事 堂本 暁子 (社)
 理事 横尾 和伸 (公)
 石川 弘 (自)
 狩野 安 (自)
 須藤 良太郎 (自)
 西田 吉宏 (自)
 野間 赳 (自)
 真島 一男 (自)
 大脇 雅子 (社)
 清水 澄子 (社)
 西野 康雄 (社)
 矢田部 理 (社)
 刈田 貞子 (公)
 粟森 喬 (新連)
 勝木 健司 (民)
 有働 正治 (共)
 河本 英典 (新生)

(5・9・21現在)

政治改革に関する特別委員会

委員長	本 岡 昭 次 (社)	中 村 銳 一 (新連)
理事	下稲葉 耕 吉 (自)	直 嶋 正 行 (民)
理事	関 根 則 之 (自)	聽 濤 弘 (共)
理事	松 浦 功 (自)	平 野 貞 夫 (新生)
理事	一 井 淳 治 (社)	下 村 泰 (二院)
理事	上 野 雄 文 (社)	(5・9・21現在)
理事	白 浜 一 良 (公)	
理事	寺 澤 芳 男 (新連)	
理事	吉 田 之 久 (民)	
理事	吉 川 春 子 (共)	
	岡 利 定 (自)	
	鎌 田 要 人 (自)	
	久 世 公 堯 (自)	
	坂 野 重 信 (自)	
	清 水 達 雄 (自)	
	鈴 木 貞 敏 (自)	
	永 田 良 雄 (自)	
	榎 崎 泰 昌 (自)	
	星 野 朋 市 (自)	
	村 上 正 邦 (自)	
	森 山 真 弓 (自)	
	会 田 長 栄 (社)	
	岩 本 久 人 (社)	
	川 本 橋 幸 子 (社)	
	志 苦 裕 (社)	
	角 田 義 一 (社)	
	峰 崎 直 樹 (社)	
	渡 辺 四 郎 (社)	
	猪 熊 四 重 (公)	
	続 熊 訓 弘 (公)	

国会等の移転に関する特別委員会

委員長 大 森 昭 (社)
理事 田 沢 智 治 (自)
理事 上 野 雄 文 (社)
理事 片 上 公 人 (公)
理事 井 上 哲 夫 (連新)
理事 寺 崎 昭 久 (民)
理事 橋 本 敦 (共)
田 辺 哲 夫 (自)
西 田 吉 宏 (自)
志 苦 裕 (社)

(5・9・21現在)

沖縄及び北方問題に関する特別委員会

委員長 木 宮 和 彦 (自)
理事 伊 江 朝 雄 (自)
理事 坪 井 一 宇 (自)
理事 三 石 久 江 (社)
理事 風 間 昶 (公)
板 垣 正 (自)
大 木 浩 (自)
大 浜 方 栄 (自)
佐 藤 泰 三 (自)
柳 川 覺 治 (自)
糸 久 八重子 (社)
北 村 哲 男 (社)
庄 司 中 (社)
肥 田 美代子 (社)
淵 上 貞 雄 (社)
高 桑 栄 松 (公)
池 田 治 (新連)
武 田 邦太郎 (新連)
井 上 計 (民)
喜屋武 眞 榮 (二院)

(5・9・21現在)

規制緩和に関する特別委員会

委員長 林 寛子 (自)
 理事 斎藤文夫 (自)
 理事 陣内孝雄 (自)
 理事 今井澄 (社)
 理事 野別隆俊 (社)
 理事 矢原秀男 (公)
 尾辻秀久 (自)
 加藤紀文 (自)
 笠原潤一 (自)
 沓掛哲男 (自)
 須藤良太郎 (自)
 竹山裕 (自)
 吉川芳男 (自)
 岩崎昭弥 (社)
 喜岡淳 (社)
 佐藤三吾 (社)
 村田誠醇 (社)
 山本正和 (社)
 武田節子 (公)
 小島慶三 (新連)
 古川太三郎 (新連)
 足立良平 (民)
 西山登紀子 (共)
 泉信也 (新生)
 西川 潔 (二院)

(5・9・21現在)

地方分権に関する特別委員会

委員長 高木正明 (自)
 理事 野沢太三 (自)
 理事 宮澤弘 (自)
 理事 大淵絹子 (社)
 理事 続訓弘 (公)
 岩崎純三 (自)
 上野公成 (自)
 片山虎之助 (自)
 佐藤静雄 (自)
 宮崎秀樹 (自)
 及川一夫 (社)
 上山和人 (社)
 篠崎年子 (社)
 千葉景子 (社)
 山口哲夫 (社)
 横尾和伸 (公)
 山崎順子 (新連)
 山田勇 (民)
 有働正治 (共)
 松尾官平 (新生)

(5・9・21現在)

国民生活に関する調査会

会長 鈴木省吾 (自)
 理事 清水嘉与子 (自)
 理事 竹山裕 (自)
 理事 三重野栄子 (社)
 理事 浜四津敏子 (公)
 理事 笹野貞子 (新連)
 理事 鈴木栄治 (民)
 理事 吉岡吉典 (共)
 岩崎純三 (自)
 遠藤要 (自)
 太田豊秋 (自)
 加藤紀文 (自)
 木暮山人 (自)
 成瀬守重 (自)
 服部三男雄 (自)
 青木薪次 (社)
 菅野壽 (社)
 日下部禧代子 (社)
 栗原君子 (社)
 鈴木和美 (社)
 谷本巍 (社)
 安永英雄 (社)
 和田教美 (公)
 平野貞夫 (新生)
 下村泰 (二院)

(5・10・27現在)

国際問題に関する調査会

会長 沢田一精 (自)
 理事 大木浩 (自)
 理事 大島慶久 (自)
 理事 山田健一 (社)
 理事 荒木清寛 (公)
 理事 井上哲夫 (新連)
 理事 猪木寛至 (民)
 理事 上田耕一郎 (共)
 上野公成 (自)
 岡野裕 (自)
 佐々木満 (自)
 下稻葉耕吉 (自)
 林田悠紀夫 (自)
 宮澤弘 (自)
 矢野哲朗 (自)
 國弘正雄 (社)
 谷畑孝 (社)
 田英夫 (社)
 深田肇 (社)
 細谷昭雄 (社)
 松前達郎 (社)
 木庭健太郎 (公)
 中西珠子 (公)
 永野茂門 (新生)
 島袋宗康 (二院)

(5・11・10現在)

産業・資源エネルギーに関する調査会

会長	櫻井規順	(社)	南野知恵子	(自)
理事	尾辻秀久	(自)	星野朋市	(自)
理事	吉川芳男	(自)	吉村剛太郎	(自)
理事	藁科満治	(社)	瀬谷英行	(社)
理事	山下栄一	(公)	谷畑孝	(社)
理事	小島慶三	(新連)	前畑幸子	(社)
理事	長谷川清	(民)	松本英一	(社)
理事	立木洋	(共)	森暢子	(社)
	合馬敬	(自)	中川嘉美	(公)
	岡利定	(自)	小林正	(新連)
	佐藤静雄	(自)	萩野浩基	(新連)
	関根則之	(自)	河本英典	(新生)
	檜崎泰昌	(自)		(5・10・20現在)

1 国会会期一覽

国会 回次	召集日	開会式	会期終了日	会 期		
				当初日数	延長日数	総会期日数
第114回	昭和 63. 12. 30 (金)	平成 1. 2. 10 (金)	平成 1. 6. 22 (木)	日 150	日 25	日 175
第115回 (臨時)	平成 1. 8. 7 (月)	1. 8. 8 (火)	1. 8. 12 (土)	6	—	6
第116回 (臨時)	1. 9. 28 (木)	1. 9. 28 (木)	1. 12. 16 (土)	80	—	80
第117回	1. 12. 25 (月)	2. 1. 22 (月)	2. 1. 24 (水) (衆議院解散)	150	—	31
第118回 (特別)	2. 2. 27 (火)	2. 3. 2 (金)	2. 6. 26 (火)	120	—	120
第119回 (臨時)	2. 10. 12 (金)	2. 10. 12 (金)	2. 11. 10 (土)	30	—	30
第120回	2. 12. 10 (月)	3. 1. 25 (金)	3. 5. 8 (水)	150	—	150
第121回 (臨時)	3. 8. 5 (月)	3. 8. 5 (月)	3. 10. 4 (金)	61	—	61
第122回 (臨時)	3. 11. 5 (火)	3. 11. 8 (金)	3. 12. 21 (土)	36	11	47
第123回	4. 1. 24 (金)	4. 1. 24 (金)	4. 6. 21 (日)	150	—	150
第124回 (臨時)	4. 8. 7 (金)	4. 8. 10 (月)	4. 8. 11 (火)	5	—	5
第125回 (臨時)	4. 10. 30 (金)	4. 10. 30 (金)	4. 12. 10 (木)	40	2	42
第126回	5. 1. 22 (金)	5. 1. 22 (金)	5. 6. 18 (金) (衆議院解散)	150	—	148
第127回 (特別)	5. 8. 5 (木)	5. 8. 12 (木)	5. 8. 28 (土)	10	14	24
第128回 (臨時)	5. 9. 17 (金)	5. 9. 21 (火)	6. 1. 29 (土)	90	45	135

2 本会議・委員会傍聴者数の推移

国会回次	総計	内訳	
		本会議	委員会
114	2,047	983	1,064
115	169	161	8
116	3,722	853	2,869
117	11	10	1
118	3,087	925	2,162
119	447	186	261
120	3,048	1,123	1,925
121	1,826	187	1,639
122	1,449	652	797
123	5,298	1,192	4,106
124	109	46	63
125	760	390	370
126	2,609	795	1,814
127	213	210	3
128	2,230	882	1,348

3 参議院参観者数の推移

年	総計	参 観 内 訳				
		一 般	小・中校	高 校	外国人	議 場 内 特 別
平成1	194,665	30,885	156,690	6,426	614	50
〃 2	189,410	36,344	146,324	6,093	570	79
〃 3	178,861	39,347	136,779	1,827	400	508
〃 4	187,510	44,437	139,428	2,521	760	364
〃 5	181,231	46,833	130,828	2,197	1,306	67

⑤ 議場内特別参観とは国会閉会後の毎月第1及び第3日曜日に限り実施している参観である。

4 参議院議員海外派遣一覽

目 的	派 遣 決 定 日	派 遣 議 員	派 遣 地	派 遣 日 数	派 遣 報 告	備 考
第2回欧州 安全保障協 力会議(CSC E)議員会議 (ヘルシンキ) 出 席並びに各 国の政治経 済事情等視 察	H5. 6. 7 (議長 決定)	北村 哲男君	フィンランド	6	H6. 1.31 議院運営 委員会に 報告書提 出	
モンゴル国 国家大会議 議長の招待 による同国 公式訪問並 びに中華人 民共和国の 政治経済事 情等視察	H5. 8. 5 (議長 決定)	斎藤 十朗君 佐藤 三吾君 山下 栄一君 藤田 雄山君	モンゴル 中国	10 10 10 7	同上	
情報通信・ 公共事業問 題調査並び に政治経済 事情等視察	H5. 8. 6 (議長 決定)	平井 卓志君 木暮 山人君 坪井 一宇君 細谷 昭雄君 西野 康雄君	イギリス スイス オランダ フランス	11 5 11 11 11	同上	
高齢化社会 問題調査並 びに政治経 済事情等視 察	H5. 8.12 (議長 決定)	鈴木 省吾君 清水嘉与子君 三重野栄子君 浜四津敏子君 鈴木 栄治君 吉岡 吉典君 笹野 貞子君	イギリス スウェーデン デンマーク フランス	11 11 11 11 11 11 11	同上	
外国人労働 者問題調査 並びに政治 経済事情等 視察	H5. 8.12 (議長 決定)	宮澤 弘君 堀 利和君 喜岡 淳君 牛嶋 正君 永野 茂門君	フランス ハンガリー ポーランド オーストリア	11 11 7 11 9	同上	

青少年・教育問題調査並びに政治経済事情等視察	H5. 8.12 (議長 決定)	井上 裕君 竹山 裕君 櫻井 規順君 星川 保松君 武田邦太郎君	カナダ 米国	11 10 11 11 11	同上	
産業・流通問題調査並びに政治経済事情等視察	H5. 8.13 (議長 決定)	久世 公堯君 松浦 孝治君 狩野 安君 稲村 稔夫君 深田 肇君	中国 香港 シンガポール マレーシア	12 12 12 12 11	同上	
第90回列国議会同盟会議(キャンバラ)出席並びに各国の政治経済事情等視察	H5. 8.16 (議長 決定)	関根 則之君 上山 和人君 山田 勇君	オーストラリア ニュージーランド	11 14 9	同上	
環境保全・国土利用問題調査並びに政治経済事情等視察	H5. 8.23 (議長 決定)	中西 珠子君 板垣 正君 大島 慶久君 糸久八重子君 下村 泰君	インドネシア オーストラリア ニュージーランド	11 11 9 11 7	同上	
欧州評議会議員会議(ストラズブル)出席並びに各国の政治経済事情等視察	H5. 9. 6 (議長 決定)	世耕 政隆君 武田 節子君	フランス ドイツ ポーランド ハンガリー イギリス	14 5	同上	

5 外国議会の議長等招待一覧

・議長が招待したもの

招待状宛先	訪日議員数	滞在期間	備考
フィンランド共和国国会議長	7	H5. 2.14～ 2.21	